

令和7年第2回鞍手町議会定例会 会期日程(案)

1 会 期 3月5日(水)から19日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月5日	水	本 会 議	10時	開会・議案上程・ 提案説明
6日	木			審査日
7日	金			審査日
8日	土			閉 庁
9日	日			閉 庁
10日	月	本 会 議	10時	議 案 質 疑
11日	火	民生産業委員会	9時	付託事件審査
12日	水	総務文教委員会	9時	付託事件審査
13日	木	予算特別委員会	9時	付託事件審査
14日	金	予 備 日		
15日	土			閉 庁
16日	日			閉 庁
17日	月	本 会 議	13時	一般質問
18日	火	本 会 議	13時	一般質問
19日	水	本 会 議	10時	審査報告・閉会

※ 一般質問が1日で終了した場合、18日は休会となります。

令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年3月5日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年3月5日 午前11時49分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	10	有 働 徳 仁	出			
	会議録署名議員	12	西 藤 典 子		13	篠 原 哲 哉

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健康こども課長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月5日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 議案第5号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定
- 日程第6 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第10 議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和7年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第27号 鞍手町道路線の認定
- 日程第27 議案第28号 鞍手町道路線の廃止
- 日程第28 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画

令和 7 年 3 月 5 日 3 月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13 名）

1 番 許 斐 英 幸	2 番 田 中 二 三 輝	3 番 星 正 彦
4 番 宇 田 川 亮	5 番 野 口 美 恵 子	6 番 新 谷 留 晴
7 番 的 野 信 之	8 番 石 井 大 輔	9 番 許 斐 潤 一 郎
10 番 有 働 徳 仁	11 番 栗 田 美 和	12 番 西 藤 典 子
13 番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである
なし

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

—— 開議 10 時 00 分 ——

○的野信之議長 ただいまから、令和 7 年 第 2 回鞍手町議会定例会を開会します。町長より行政報告の申し出があつていますので、これを許可します。町長。

○岡崎邦博町長 ただいま議長より行政報告のお許しを頂きましたので、ごみ処理施設整備の経過について報告いたします。

宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備に係る進捗状況について、ご報告申し上げます。

まず、1 つ目として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、当該区域内の一般廃棄物の排出抑制や適正な処理を行うことを目的に策定している「一般廃棄物処理基本計画」について、概ね 5 年ごとに必要に応じて見直しを行うこととされております。素案を作成し、令和 6 年 1 月 23 日から令和 7 年 1 月 21 日までの間にパブリックコメントを実施したところ 3 件の意見が出されたことから、対応を検討し、ホームページにて公表をすることとしております。

2つ目は、国の循環型社会形成推進交付金を活用するにあたり、その申請に必要な計画である「循環型社会形成推進地域計画」の策定でございます。この計画には、地域の循環型社会を推進するための基本的な事項、対象となる地域、計画期間、基本的な方向、処理体制、整備を予定する処理施設の規模等について具体的に記述することとされております。現時点の状況としましては、県との協議を実施し、その修正を反映させたものを国に打診しているところです。

3つ目は、浸出水処理施設及び埋め立て処分場の今後の方向性を定める、「浸出水処理施設整備計画」の策定を進めております。資料及び現地の詳細な調査、事業者ヒアリング等を実施した結果、浸出水処理施設については、回転円板による水処理方式が現在主流ではないことから、修繕品、特に施設整備時から交換していない回転円板の部品の確保が困難であることが懸念されておりましたが、部品の製作が可能なメーカーがあることとあわせて、埋め立て処分場については、閉鎖時の覆土も含めた使用可能期間が15年程度は確保できる見込みとなりました。今後リサイクルを推進し、搬入物の減容化を図ることにより、可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設の更新後を目途に方向性を検討することが可能となったことから、浸出水処理施設の整備については数年間時期をずらし、施設整備費用の平準化を図ることといたしております。今後の施設整備の方針につきましては、本城地区を最終候補地として、「現施設の設備の総入れ替えを行い、環境の負荷を軽減する処理方式の施設へ改修を行う案について、優先的に検討していく」と共に、現施設を利活用して実現可能な他の手法についても平行して検討し、マテリアルリサイクル施設については、現泉水最終処分場の現処理施設を稼働しながら敷地内に建替えが可能であるかを検討しております。また、廃棄物処理施設整備事業を含む社会資本整備については、手続きにおける透明性及び客観性の確保、効率性の一層の向上を図ることが強く要請され、具体的手法として、費用対効果分析が有効とされています。その結果が循環型社会形成推進交付金事業の採択要件の一つとなっておりますので、完了しましたら速やかに報告をするとともにホームページ等にて公表し、令和7年度策定予定の民間活力導入可能性調査を含めた「ごみ処理施設整備基本計画」に反映することといたしております。

○的野信之議長 以上で行政報告を終わります。

次に、町長より提出されております。

「専決処分報告 損害賠償の額の決定及び当該決定に伴う和解」

「第2次鞍手町中小企業活性化計画」

及び監査より提出されております

「例月現金出納検査報告書」並びに「令和6年度後期定期監査結果報告書」を送信していますので、ご確認下さい。

次に、「鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会」から議長宛に最終報告書の提出がありましたので、特別委員会委員長から報告を求めます。星特別委員会委員長。

○星正彦特別委員会委員長 おはようございます。鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の報告をいたします。

平成29年に新庁舎建設の議論が始まり、議会では令和元年8月の臨時会において、新庁舎の整

備に関し、調査及び審査を実施することを目的に前身の「新庁舎建設特別委員会」が設置され、町当局に対して、町民が安全で快適に利用でき災害対策に優れた庁舎を建設するための提言書を提出して、約４年間にわたり議論を重ねて参りました。引き続き、本特別委員会が令和５年６月に設置され、執行部からの説明や議論を交わし、令和７年１月に様々な機能を兼ね備えた新庁舎が完成しました。これまで新庁舎の建設に取り組まれました職員の皆様には、心からの感謝とねぎらいの言葉を申し上げます。この新庁舎が町民の拠点として町民が集い、憩いの場として利用されることを期待するとともに、本特別委員会の設置の目的として掲げた事項がすべて終了したことから、審査内容及び経過等について鞍手町議会 会議規則第７６条の規定により本報告書を作成し、本特別委員会の最終報告といたします。令和７年３月５日 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 委員長 星正彦。

○的野信之議長 以上で委員長報告を終わります。これより日程に入ります。日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において１２番議員西藤典子議員及び１３番議員篠原哲哉議員を指名します。

次に、日程第２「会期の決定」を議題とします。本定例会の会期は、本日から３月１９日までの１５日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１９日までの１５日間に決定しました。

次に、日程第３「町長の施政方針表明」町長より施政方針の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○岡崎邦博町長 令和７年第２回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和７年度の施政方針を申し述べます。

まず、町を取り巻く情勢について述べさせていただきます。

次に、町政運営に関する基本的な考え方については、本定例会に議案として提案させていただいております。第６次鞍手町総合計画が令和７年度から令和１６年度までの１０年間の計画であり、令和７年度の施政方針とも関わりがありますので、その概要を述べさせていただきます。

続いて２期目の主要施策について、これまでの取組を振り返りながら、施政方針を申し述べます。町を取り巻く情勢につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻から３年が経過しましたが、戦闘は一向に収まらず、石油や原材料価格の高騰によるインフレの進行が世界経済に大きな影響を及ぼしています。アメリカでは、トランプ大統領が就任し、アメリカへの輸入品には一律に関税をかけると表明しています。最近の報道によりますと、輸入された自動車には２５％の関税をかけるとの発言もあり、実際に実行されれば日本経済にとっては大きな打撃を受けることになるかもしれません。また、日米の大幅な金利差などによる記録的な円安が日本経済を直撃し、食料品を含めた物価高騰は賃金の上昇を上回り、住民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。この物価高騰を抑制するために、今

までのゼロ金利政策を改め、政策金利を0.5%まで上げたことにより、長年続いたゼロ金利政策が終焉を迎え、今後は金利のある時代となります。本町におきましては、これまでくらて病院や役場新庁舎の建設、石炭資料展示室や中央公民館を含めたエリア一帯の整備を進めてきましたが、その際の借入金の金利負担が事業の実施に大きく影響することはありませんでした。しかしながら、今後、統合小学校建設事業を含めた借入れを前提とした事業については、金利負担を考慮に入れる必要があり、町の事業にも少なからず影響することが懸念されます。物価高騰については、住民への影響を少しでも和らげるために、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする住民税非課税世帯への給付金や小中学校給食費の減免などの独自支援に取り組んでいるところです。今後も国が掲げる、「日本経済、地方経済の成長」「物価高の克服」「国民の安心安全の確保」の3つの経済対策の柱を基本として、特に成長と分配の好循環の実現に期待するとともに、長引く物価高騰の状況と、国及び県の動向を注視しながら、本町に必要な施策の検討を行ってまいります。

次に、町政運営に対する基本的な考え方としましては、まず第6次総合計画の概要を述べ、続いて2期目の就任の際に掲げた、未来に続く持続可能なまちを目指してについて、1つ目に「安全安心な鞍手町に」、2つ目に「明るく元気な鞍手町に」、3つ目に「人と地球に優しい鞍手町に」の3つの目標を掲げており、それぞれの主要施策の取組を振り返りながら、令和7年度の施政方針を申し述べます。

まず、第6次総合計画の概要について述べさせていただきます。第6次総合計画では、まちの将来像を「ひとが輝き笑顔あふれるふれあいのまち くらて」と掲げ、少子高齢化の進行に対して的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、選ばれるまちの実現に向けて取り組むこととしています。また、まちづくりの視点として、選ばれるまち魅力あふれるまちを掲げ、子ども・子育て支援策の充実、教育環境の整備、移住定住策の充実、生活環境の向上、公共交通の利便性、雇用の創出などに取り組むことにより、人に優しいまち、ゆったりライフで自分らしく暮らせるまち、いつまでも住み続けたいまち、そして地域資源を生かした元気なまちの実現を目指しております。

続いて2期目の就任の際に、未来に続く持続可能なまちを目指して、として掲げた3つの目標について、それぞれの主要施策の概要と取組を振り返りながら述べさせていただきます。目標の1つ目は、「安全・安心な鞍手町に」についてであります。まず新型コロナウイルスへの速やかな対応についてです。新型コロナウイルスの感染者が2020年1月に国内で初めて確認されてから5年が経過しました。その間、感染防止対策として国による緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛や飲食店への休業が要請されるなど、私たちの日常生活は一変しました。本町においても、小中学校の臨時休業や式典、イベントの中止など、町民の皆様にはご不便とご苦労をおかけしました。その後、令和5年5月に感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと移行されるまでの間、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯や独り親世帯への臨時特別給付金の給付や水道基本料金の減免、中小企業の事業者の皆様に向けては、支援金10万円の一律給付や、7万5,000円を上限としての家賃補助、さらには小中学校給食費の減免措置や、ごみ袋の無償配布など、町独自の支援策にも取り組んでまいりました。現在はコロナ以前の日常が戻ってきているように思いま

すが、今後もコロナウイルスによる感染症拡大が起こることがないよう、これまでの経験を生かして、町民の方たちの健康を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、災害に強い役場新庁舎の建設についてです。平成29年度より着手した庁舎等建設は、紆余曲折がありながらも、町議会をはじめ、関係各位のご理解とご協力を得て無事、1月6日に開庁を迎えることができました。建物の外観の印象的な新庁舎は、大屋根に160キロワットの発電能力がある太陽光発電パネルを設置するとともに、140キロワットの蓄電設備を設けており、また、雨水はトイレなどの洗浄水として活用できることなど、被災後の72時間の業務継続が可能な仕様として建設しており、災害時の防災拠点として大きな役割を果たすことが期待されています。近年は地震や大雨による自然災害での被害が頻発しています。九州でも、宮崎県沖を震源とする大きな地震がありました。甚大な被害の発生が想定されている南海トラフ地震など災害が起きたときに備え、研修会に職員を派遣し、職員の災害対応能力の強化も努めているところです。今後も災害に強い町となるよう、職員とともに努力してまいります。

次に、本町交差点と周辺歩道の整備についてです。一般県道新延植木線歩道設置工事につきましては、令和6年度から本格的な歩道の設置工事が開始され、本町交差点を挟んだ南側の歩道が整備されているところです。今後、南側の歩道の工事完了後は、引き続き北側の歩道整備について県と連携しながら、早期の事業化に向けて積極的な要望活動を行い、地域住民の安全の確保に努めてまいります。

次に、六田川や西川など治水対策を推進についてです。西川改修事業につきましては、県事業として、平成22年度から取り組んでいるところです。工事の進捗状況といたしましては、令和5年度末で全体の65%が完了しておりますが、物価高騰により、全体の事業費が見直されたため、令和6年度末における進捗率は若干下がる見込みとなっております。残りの工事につきましても、令和12年度末までに全体工事の竣工に向けて、県と連携を図りながら取り組んでいくこととしております。六田川の治水対策につきましては、準用河川六田川治水対策検討委員会からの答申をもとに、これまで国・県から技術的指導や助言を頂きながら、流域治水の観点からの治水対策について、現地周辺の状況分析を行ってきました。今後も継続的に国・県に対して事業化への要望活動を行うとともに、地権者の理解が得られますよう努めてまいります。

次に、地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施についてです。能登半島は、昨年元旦に発生した地震の後、9月にも豪雨によって甚大な被害を受けています。近年地震や風水害にかかわらず、全国各地で災害が激甚化・頻発化しております。もしものときに被害を最小限に抑えるためには、日頃からの備えが1番重要となっております。本町におきましては、いざというときに慌てずに行動できるよう、自身の家族構成や生活環境に合わせて、避難をするべきタイミングや安全な避難行動を事前にまとめることができる「マイ・タイムライン」の様式を作成し、各自で利用できるように、広報やホームページで周知を行いました。また、避難訓練につきましては、大規模災害時に備えて、自主防災組織の地域住民が中心となり行っております。加えて、避難行動要支援者への安全で迅速な支援や、自主的な避難所運営、個別避難計画作成についての知識や技術を習得するための研修会を開催しております。今後も関係機関や自主防災組織との連携を図りながら、避難訓練の実施も含め、取組

を進めてまいります。

次に、小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定についてです。厳しい財政状況の中、多くの公共施設が順次更新時期を迎えますが、その中でも、小学校の統合後における施設の利活用は、災害時における避難所の確保や、選挙の際の投票所等との利用を踏まえた検討が必要であるとともに、さらなる人口減少、少子高齢化の時代を踏まえ、本町の10年、20年先の姿をしっかりと見据えながら検討する必要があります。またこれまで特別職及び管理職で構成する推進本部会議を開催し、旧くらて病院など、いまだ活用方法が定まっていない施設については、今後町が維持管理するもの、民間等と連携して活用するもの、売却するものなど、各施設における機能と役割を明確にし、町全体としての公共施設の再配置を考慮しながら、協議を進めているところです。今後も公共施設の利活用とあわせて避難所の在り方を再確認しつつ、住民生活の安全安心の確保に努めてまいります。

目標の2つ目は、「明るく元気な鞍手町に」であります。まず、子供たちが楽しく学べる小学校の建設についてです。統合小学校の建設に向けては、教育委員会において、令和5年6月に鞍手町立小学校統合基本計画を策定しました。令和6年度は、基本設計業務に着手し、鞍手町の未来を担う子供たちに最適な教育環境が提供できるよう協議を進めているところです。今後も令和10年4月の開校に向けて円滑に事業を進めてまいります。

次に、ICTを活用した教育DXの推進についてです。令和2年度より小中学生1人1台のタブレット端末を配布し、令和4年度には電子黒板や大型モニターを導入して教育DXを進めてまいりました。令和5年度より小学校児童の基本学力向上を目指して、タブレット端末を活用した百マス計算、タイピング英単語やプログラミング学習を実施しております。今後も質の高い教育の実現に向け、教職員がICTを活用した様々な教育を実践できるように、引き続き教育DXの推進に努めてまいります。

次に、高齢者や若者、子供が集える地域交流拠点や地域サロンの整備についてです。高齢者の地域交流拠点として、通いの場が令和4年度より小学校区単位を基本に7か所で、介護保険の介護予防配分金を活用して、月に1回か、または月2回のペースで開催されています。高齢者の方たちや地域の方たちが三々五々集まりゲームや四方山話をしながら交流することで、ひきこもりやフレイル予防につながっています。今後も、通いの場の設置を望む地域があれば、設置に向けて支援してまいります。若者や子供が集える場としては、以前から民間の方たちが食材などの支援を受けて、こども食堂を開催しておりました。私も度々参加していますが、子どもさんとその家族の方たちが参加し、交流の場として、食事をしながら会話を楽しんでいます。また、他の自治体では不登校の子どもたちがこども食堂に通っていて、学校の先生と食事をしながら話をするうちに打ち解け合い、その後に、通学ができるようになった事例もあり、本町におきましても、こども食堂は大きな役割を果たしていくと期待しているところです。今後、こども食堂に対しては補助金を活用し、活用して支援し、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

次に、地域運営組織を形成し地域コミュニティの醸成についてです。現在、町の自治組織の加入率

が低下し続けており、50%に満たない状況となっています。実組織といえども、加入者が少なくなることによって自治会の運営が維持できなくなり、同時に地域コミュニケーションが希薄になれば、地域コミュニティの崩壊につながりかねません。町としては令和5年度に自治体職員を対象とした地域運営組織の形成と運営についての研修会に1週間、職員1名を派遣して地域運営組織について学び、県内自治体1か所の視察を終え、令和6年度には1か所の視察を予定しています。新年度においては、町民を対象としたアンケート調査と分析を行い、鞍手町にとってどのような形での地域運営組織が適当かを検討してまいります。

次に、誰1人取り残さないデジタル化の推進についてです。令和4年度に策定した鞍手町DX推進計画に基づき、デジタルデバйд対策として、令和5年度から継続してスマホ教室の開催、SNSを活用した情報発信、行政サービスのオンライン化を可能としたLINE庁舎の導入に取り組んできました。また、令和6年度はさらにデジタル化を享受できる住民サービスの向上を目指し、窓口での申請手続にマイナンバーカードを活用した書かない窓口を新庁舎の開庁日とあわせて開始したところです。今後も住民サービスの向上を目指し、誰1人取り残さないデジタル化の推進に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊によるまちの魅力発信と地域の活性化についてです。地域おこし協力隊は、令和5年度末、全国で7,200人の方が様々な活動をされています。そのうち69.8%にあたる5,446人の方が、任期満了後も活動地域やその周辺に居住し、継続して地域の活性化に取り組まれています。本町におきましては、令和6年度予算を可決頂き、隊員を募集し、令和7年1月に本町初となる地域おこし協力隊を任命することができました。現在は、人口減少に歯止めをかけるため、移住定住の推進に関する業務を職員とともに行っているところです。また地域の活性化や町内を循環して、自身の目で町を観察していただき、都市部在住者の関心を集めそうなこと・もの・場所を見つけてもらい、移住定住に関する情報発信にも努めていただいております。今後もさらなる地域の課題を解決するための人材として、国の財政財源支援を活用して新たに隊員を募集し、まちの活性化につなげていきたいと考えております。

次に、部活動の地域の指導者に委ねるとともに、多様な世代が参加できるスポーツの環境整備についてです。現在、鞍手中学校では各部活動のうち、教員が指導している部分もありますが、多くの部活動で地域の方が部活動指導員としてコーチになり、指導をされています。その成果として、男女バレーボール部や柔道・水泳など好成績を収めている運動部が多数あります。ただ、文部科学省は教員の働き方改革の中で、長時間労働を解消するためとして、運動部については地域スポーツクラブのような場所で活動することを進めています。実際に中体連の大会では、スポーツクラブに加入している中学生の参加を認めています。総合型地域スポーツクラブのように、多様な世代がスポーツを楽しめるようなクラブをつくりたいと思いますが、課題も多く難しいのが現状です。今後も可能性を探りながら、中学校においては引き続き部活動指導員の方たちにコーチをお願いしていきたいと考えています。

次に、企業誘致と産業の振興についてです。企業誘致と産業の振興については、現在、福岡県と直

方市、鞍手町の3者で県の公益事業として工業用地の造成に着手しており、令和8年3月末の完了を予定しています。完了後は、データセンターの誘致を目指しています。また、県道直方鞍手線については、工事が完了するまでにかなりの時間を要しましたが、令和6年3月21日に開通し、12月には防犯灯の整備も完了しました。鞍手インターチェンジと中間・遠賀町を結ぶ南北軸の強化によって、九州自動車道へのアクセスが向上したことにより、円滑な通行と物流の効率化が図られ、地域の活性化にも寄与するものと考えております。今後は鞍手インターチェンジなど交通アクセスの優位性を生かし、ポテンシャルの高さを発信しながら産業の振興に努めてまいります。

次に、農産物の地産地消と特産品の開発についてです。鞍手町は、農業は主たる産業ではありますが、米、麦、大豆を主とした土地利用型農業が盛んであり、多品種の生産がなされているわけではありません。現状は地産地消が必ずしも進んでいるとは言いませんが、令和10年開校予定の統合小学校では、給食センターの設備や米飯給食に対応できる設備となる予定ですので、開校後は地産地消として鞍手産の米を使用したご飯の給食を提供できることが期待されます。特産品の開発については、令和4年度より鞍手町の農家の方に、酒米である山田錦を栽培していただき、山口県萩市の清川酒造さんに、令和5年度より100%鞍手産の山田錦を使用した大吟醸主東洋美人の生産を開始し、ふるさと納税の返戻品として活用しています。今後も新たな特産品の開発に努めてまいります。

次に、空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組むについてです。移住定住策については、平成24年1月より鞍手町に定住する目的を持って住宅を取得する方に対し、年間15万円までを上限として、定住促進奨励金を交付してきたことで移住者が増加傾向にあり、人口の減少が以前よりも緩やかになっています。一方で空き家は鞍手町だけでなく、全国的に増加傾向を示しており、町としてもその対策を急がねばなりません。そこで、空き家バンクを活用し、空き家と移住者と不動産業者を通じてマッチングしており、空き家バンクに登録すると間もなく商談が成立するケースが多く見られます。今後は空き家バンクの登録を空き家所有者に促すとともに、有効な手だてを拡充し、空き家の減少と移住者の増加につながるよう努めてまいります。

目標の3つ目は「人と地球に優しい鞍手町に」であります。まず、「再生可能エネルギーを推進し、脱炭素社会を目指すについて」です。本町におきましては、令和3年3月3日にゼロカーボンシティ宣言を行い、これまで脱炭素化推進戦略の策定や、公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査などに取り組んできました。新庁舎においては、高効率空調設備や太陽光発電設備等を導入することで、ニアリーZEBの認証を取得したほか、中央公民館などの周辺の公共施設を自営線で結び、電力供給を行う地域エネルギーマネジメントシステムも導入しています。また、公用車として電気自動車を3台導入するなど、全国的に見ても先進的な取組を行っています。脱炭素社会の実現に向けては、町民や事業者の皆様の協力が不可欠であり、フラッグシップとして公共が率先して取組を進め、町全体に波及させていく必要があることから、今後も機会をとらえ、再生可能エネルギーの利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成についてですが患者が使用する医療用ウィッグ等については、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社

会参加を促し、療養生活の質の向上を目的に、令和5年度から、アピアランスケア推進事業として、医療ウィッグだけでなく、補整具等も補助対象として予算化しました。令和5年度の実績については、実人数として3名に対して助成を行いました。令和6年度は現在6名の方が申請し助成を受けています。アピアランスケアについては、対象となる方の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促し、療養生活の質の向上につながり、効果も大きいと考えますので、より充実した事業にしていこうとしています。

次に、「電力の地産地消で地域を活性化に」についてです。電力の地産地消については、鞍手町内でエネルギー経済収支は2020年で電力需要の98%を地域以外に依存しており、90億円が町外に支出されています。その一部でも町内で循環すれば大きな経済効果があると考えられます。また九州は日照時間が他の地域に比べて長く太陽光発電に向いている地域であり、実際発電量が過大となった際には、出力抑制につながっています。そこで、地域電力会社を設立し、余剰電力を安価で購入するだけでなく、太陽光による発電も行い、地域に通常よりも安く売電することで、電力の需要と供給のバランスがとれれば、理論上は事業として成り立つと考えますが、今のところ現実的には会社設立は難しいのが実情です。今後ははっきりとした見通しが立ち、町にメリットがある提案があれば検討してまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通の利便性の向上についてです。本町の公共交通は、すまいるバス・もやいたクシーのほか、JRと西鉄バスが運行していますが、利用者の減少やバスの運転手不足などにより、これまで路線廃止や減便などの措置がとられました。令和6年度は、地域公共交通の利便性を高めるため、新たな運行サービスとして、AI活用型オンデマンド交通「のーと鞍手」の実証運行に取り組み、本年3月より本格運行を開始することとしております。路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、AIが予約状況に応じて配車経路を考えて運行する効率的な乗り合い公共交通サービスで、従前の予約型乗り合いタクシーであるもやいたクシーのように、1時間前までの予約や移動区間の制限がなく、実証運行の時点から住民の方たちから利便性が向上したとのお声を頂いております。今後も交通事業者ならびに関係機関のご理解とご協力を頂きながら、さらなる地域公共交通の充実を図っていききたいと考えております。

次に、手話言語条例の制定についてです。手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広げ、手話を守ることができる環境づくりを推進し、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的に、町議会のご協力により、令和4年12月に手話言語条例を制定し、令和5年4月より施行しています。令和6年度から町の広報誌に手話を掲載しているところであり、今後も手話の普及啓発に努めてまいります。

次に、ごみの減量化と食品ロスの削減についてです。ごみの減量化と食品ロスの削減について、現在、本町では資源物の回収を実施する団体に対し奨励金を交付する。ごみ減量リサイクル推進補助金や家庭生活の中から排出される生ごみを住民自ら減量とすることを目的とした生ごみ処理容器購入費補助金の交付等ごみの減量化対策に取り組んでいます。町職員の取組としては、令和3年度より庁舎内で廃棄するごみを分別し、資源ごみとして回収することにより、環境への負担を軽減するという

取組を進めています。新たな取組としては、リサイクル活動団体の協力を得て、今までごみとして廃棄していたものを分別することにより、資源として回収することとしています。さらにはプラスチック製品についても、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律に基づき、製品プラスチックの資源化品目として分別収集に向け調査検討を進めているところです。食品ロスの削減については、食品ロスの半分が家庭から発生しており、住民の意識や工夫によってロスを減らすことができます。また、多くの人が集まっての会食の場での食べ残しを減らすための「3010運動」などの啓発を進めていきます。今後もごみの減量化を進めるために、ごみの分別を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

次に、高校生までの医療費を完全無料化についてです。本町においては、妊娠前から妊娠期、そして子どもが生まれてからも安心して子育てができる施策を進めてきました。平成28年10月より小中学3年生までの全ての子どもに係る医療費の完全無料化を実施し、令和5年10月からは、その対象高校生世代の18歳までに拡充して入院外来診療の医療費を一部負担なく、全額を助成しております。今後も引き続き、安心して子育てできる選ばれるまちとして、子育て支援策の充実に取り組んでまいります。ここまで、第6次総合計画の概要と2期目に掲げた3つの目標の主要施策の取組について述べさせていただきました。また福岡県では、人と動物の健康と環境の健全性を一つのものととらえ、一体的に守っていくというワンヘルスの理念による取組が進められております。本町といたしましても、新型コロナウイルス感染症などの人獣共通感染症対策、再生可能エネルギーを活用した脱炭素化、ごみの減量化と食品ロスの削減など、ワンヘルスにつながる取組を行っているところです。このため、これらの取組を引き続き行うとともに、県の取組に連携・協力していくこと。宣言するワンヘルス推進宣言についても検討してまいりたいと考えております。これまで申し上げました令和6年度の施政方針を確実に前に進めることで、町民1人1人が夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるよう取り組んでまいります。また、令和7年は町制施行70周年節目でもあり、新たな総合計画によるまちづくりの目標に対して、本町の課題を1つでも多く解決できるように取組を始める大事な年となります。今後の町の発展につながる様々な要素をしっかりと捉えながら、町民の皆様とともに活力ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。同時に、流れをとめることなく、社会情勢の変化に順応できる町とするため、職員と一丸となって課題解決に取り組み、小さくても心豊かで幸福度満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現していく所存です。残る任期が1年6か月となりましたが、これまでに着手している様々な課題に対して、今後も全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様、町議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の令和7年度に向けた施政方針といたします。

○的野信之議長 以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。日程第4 議案第5号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第4 議案第5号につきまして提案説明を申し上げます。日程第4 議案第5号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。鞍手町固定資産評価審査委員であります坂

田正明氏の任期が、令和7年6月9日をもって満了となるため、同氏を再度委員として選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。なお、同氏の略歴につきましては、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。以上が、日程第4 議案第5号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第5号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第5号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第5号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第5号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第5号は、同意することに決定しました。

次に、日程第5、議案第6号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第5 議案第6号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第5 議案第6号は、第6次鞍手町総合計画基本構想の策定であります。本議案は令和7年度を始期とする。第6次鞍手町総合計画の基本構想であります。本町では、平成28年3月に9年間の目標として策定した第5次鞍手町総合計画では、将来像を新たな力で躍動するまち鞍手として、基本方針としては「町ににぎわいを」「人に輝きを」「仕事の創設を」の3つの方針を掲げて取り組んでまいりました。それぞれの基本方針に沿った取組により、住みやすいまちづくりを進めてきました。今回、令和6年度末で計画期間が終了することに伴い、第6次鞍手町総合計画を策定することといたしました。第6次鞍手町総合計画は、まちの将来像をひとが輝き笑顔あふれるふれあいのまち くらてとし、キャッチフレーズをひとの笑顔が地域を創るとしております。これは、住民一人ひとりが自分たちが暮らすま

ちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて活き活きと多様な生活を楽しんでいけるまちづくりに取り組んでいきたいと考えたものです。また、町民誰もが住み続けたい、誰もが住んでみたくなる。訪れてみたくなるまち、心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指すため、本町に関わる多くの人たちが未来の鞍手町の姿を共有できるよう、町の将来像とキャッチフレーズを定めました。まちづくりの基本目標には、1つ目に「生まれてから一生涯を応援するまちの実現」、2つ目は「ひとが集い笑顔あふれるまちの実現」、3つ目は「魅力的で住みよいまちの実現」、4つ目に「まちを支えひとを育む地域産業の実現」の4つの柱で構成し策定しております。基本目標の1つ目の「生まれてから一生涯を応援するまちの実現」では、少子高齢化社会、人生100年時代を迎えた今日、子どもを産み育てやすい環境や子どもたちが生きる力を育む教育環境を充実させるとともに、住みなれた地域でいつまでも健康で活き活きと暮らし続けることができる仕組みをつくることにより、子どもから高齢者までのライフステージに応じて、誰もが生きがいを持ち続けることができるよう、町民1人1人を応援し、人にやさしいまちづくりを目指します。2つ目の「ひとが集い笑顔があふれるまちの実現」では、地方移住への関心の高まりや住む場所にとらわれない働き方の浸透を好機と捉え、豊かな自然と都市の利便性が調和した理想的な住環境の中で、誰もが誇りを持って充実した生活が送れることができるよう、必要な環境を整備し本町への移住を促進していきます。また、新たな環境資源の発掘や潜在するまちの魅力の発信による関係人口の拡大と地域の活性化を図っていきます。3つ目の「魅力的で住みよいまちの実現」では、人口減少や少子高齢化が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が、身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、本町が将来にわたって住んでよかったと誇れるまちであり続けることを目指します。また、豊かな自然と調和した住環境の中で暮らしたくなるまちを形成し、利便性と快適性を備えたカーボンニュートラルの実現と循環型社会の構築に向けた、いつまでも住み続けたいまちづくりに取組みます。4つ目の「まちを支えひとを育む地域産業の実現」では、本町が将来にわたって発展し続けるため、地域経済を支える産業育成支援するとともに、本町の基幹産業である農業を核として、商工業の活性化などに取り組んでいきます。また、農業資源の適切な保管理を推進するため、人や地域を支える安定した農業経営を後押しするとともに、新たな産業分野での創業や、特産物のブランド化による仕事の創出にも取り組みます。将来人口については、第6次総合計画第3部基本計画 第2章人口ビジョンの項において人口ビジョンを作成し、目標値を設定しております。人口ビジョンは、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基準値としながら、自然動態と社会動態の改善に向けた対策を講じるものとして仮定値を設定し、将来人口の推計をしたものとなります。本町では、短期目標として、令和12年10月1日の国勢調査基準日の総人口の目標を1万3,300人、中期目標として10年後の令和17年の総人口の目標を1万2,400人。長期目標としては、国が掲げる長期ビジョンの期間に合わせ、令和32年の総人口を1万1,000人として掲げ、出生数の増加及び社会像の実現を目指し、人口減少に特化した取り組みや、子育て支援に一層注力し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。なお、まち・ひと・しごと創生法に基づく鞍手町まちひとしごと創生総合戦略の内容は、最上位計画である。第6次総合計画に包含された形として、形とし策定しており、総合計画との整合性を図っております。また第6次総合計画は、基本構

想、基本計画、実施計画の3階層としており、実施計画は、基本計画から具体的な事業のみ抜き出し、別途3年間の計画を策定しております。実施計画は、毎年度、効果検証を行いながら、ローリング方式で、その後の3年間を見据えた見直しを行っていくこととしています。なお、この第6次鞍手町総合計画については、令和7年2月12日付けで鞍手町総合計画審議会から答申を頂いており、答申の付帯意見についても留意しながら、計画に取り組んで参りますことを申し添えます。以上が日程第5議案第6号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第7号から日程第13 議案第14号までの8件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第6 議案第7号から日程第13 議案第14号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第6 議案第7号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は鞍手町の附属機関として統合する小学校への円滑な移行に向けての協議を行うため、新たに鞍手町立小学校統合準備委員会を設置する一方、担任する事務が終了した鞍手町庁舎等建設検討委員会、鞍手町庁舎と建設設計候補者等選考委員会鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会、鞍手町立小学校の統合に向けた在り方検討委員会、小中学校統合整備計画策定委員会の5つの委員会を廃止することに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第8号は鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が、法律が改正されたことに伴い、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限及び介護休暇等について改正する必要があるため、鞍手町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第9号は鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、議案第8号と同様に育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第10号は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。本議案は、令和6年人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、令和6年12月25日に公布されたことに伴い、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例、公益法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例、鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例、鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、鞍手町水道事業及び下水道事業企業、職員の給与の種類及び基準に関する条例について改正する必要があるため、所要の改正を行うもので

あります。主な改正内容は、現行の人事管理上の課題に対応し、包括的に給与制度が整備されたことから、給与表の改正、地域手当の創出、通勤手当、扶養手当等に関し改正を行うものであります。なお、施行年月日は令和7年4月1日となっております。

次に、日程第10 議案第11号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例であります。本議案は国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、人事院規則が改正されたことに伴い、職員以外の者の退職手当の支給条項において鞍手町職員退職手当支給条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第12号は鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本議案は特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、特定地域型保育事業者と保育内容等について連携協力する保育等の連携施設の確保が困難な場合に適用される経過措置の延長及びその連携施設についての見直しであります。

次に、日程第12 議案第13号は鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、家庭的保育事業等が保育内容等について連携協力する保育所等の連携施設の確保が困難な場合に適用される経過措置の延長及びその連携施設についての見直しであります。

次に、日程第13 議案第14号は鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が日程第6 議案第7号から日程第13 議案第14号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第15号から日程第16 議案第17号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第14 議案第15号から日程第16 議案第17号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第14 議案第15号は令和6年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では2款総務費で庁舎管理費において、新庁舎における施設維持管理等業務委託及び機械警備常駐警備委託について入札等による不用額を減額するほか、コミュニティーバス等路線運行維持費及び民間路線バス運行維持費において人件費や燃料費等の高騰により補助金等の追加をしております。同じく総務費の財政調整基金費に

においては3,793万3,000円を追加しております。このうち、減債基金積立金は、国の補正予算で追加配分されることとなった普通交付税の一部は、後年度の財政臨時財政対策債の償還財源として積み立てるよう国から通知があったことから、当該基金への積立金を追加するものであります。また職員退職手当基金積立金は、本補正予算において退職手当を減額しましたので、その減額に相当する額について、当該基金への積立金を追加するものであります。

次に、3款民生費では、国民健康保険基盤安定繰出金等において所要の補正をするほか、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金において、繰出金の額が確定したことにより、769万2,000円を減額しております。同じく民生費の認定こども園費、広域保育所費、広域認定こども園費、地域型保育給付費及び児童手当費においては、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金や委託料等の減額をしております。

次に、6款農林水産業費では、防災重点農業用ため池緊急整備事業費において、農業農村整備事業補助金の交付決定額が交付申請額を下回ったことから、事業計画を変更して事業を実施したことにより、2,300万5,000円を減額しております。

次に、10款教育費では、小学校統合事業費において、基本設計費が確定したことによる継続費の令和6年度の年割額変更に伴い、継続費に係る設計監理委託料で1,037万1,000円を追加しております。同じく、教育費の幼稚園費及び認定こども園費においては、児童数が見込みを下回ったことにより補助金を減額しております。一方歳入では11款地方交付税において、令和6年度国の補正予算第1号において、国税収入の増額により、地方交付税法定率分が増加されたため、既に交付されていた地方交付税の再算定が行われたことにより、1億252万円を追加しております。そのほか、歳出予算の補正に関連して、15款国庫支出金や16款県支出金で所要の補正を行うほか、18款寄附金で法人3社から企業版ふるさと納税による寄附を受けたため、110万円を追加しております。また19款繰入金では、定住促進奨励金の財源としている社会資本整備総合交付金の交付決定額が、交付申請額を下回る見込みであることから、過疎地域持続発展特別事業基金からの繰入金を追加しております。そしてこれらの要因により、財源に余剰が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調整しております。その結果、歳入歳出それぞれ5,564万3,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ133億9,093万7,000円としております。

次に、日程第15 議案第16号は令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では、県特別交付金保険者努力支援分の増額及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金の増額と、歳出等では歳入歳出予算の調整により財政調整基金を増額し、歳入歳出それぞれ514万5,000円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ19億7,327万6,000円としております。

次に、日程第16 議案第17号は令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は歳入では後期高齢者医療保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、歳入歳出それぞれ203万4,000円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,927万円としております。以上が日程第4 議案第15号から

日程第１６ 議案第１７号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第１７、日程第１６を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第１７ 議案第１８号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第１７ 議案第１８号は令和７年度鞍手町一般会計予算であります。初めに、令和７年度鞍手町一般会計予算を提案するに当たり、予算編成に係る背景に触れながら方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は６００兆円超の名目ＧＤＰ３３年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環が動き始めております。政府はこうした前向きな動きを国民１人１人が実際の賃金、所得の増加という形で、手取りが増え豊かさが実現・実感できるよう、さらに政策を前進させなければならず、賃金、所得が力強く増加していく状況が定着するまでの間、家計を温め生活者が豊かさを実感できるよう、幅広い方策を検討することも必要であるとしております。また、地方こそ成長の主役であり、ＩＣＴ技術も活用しながら、新たな地方創生施策の展開し、地域の産官学金労言が連携して、それぞれの知恵と情熱を生かして地域の可能性を引き出そうとする取組を後押しするとともに、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指して取り組むこととしております。こうした中、国の予算編成における基本方針では、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し新たなステージとなる賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及定着、地方創生２．０の起動、防災・減災及び国土強靱化、充実した少子化子ども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるため、令和７年度予算は、令和６年度補正予算と一体として経済・財政・運営と改革の基本方針２０２４に沿った、メリハリのきいた予算編成を行うこととされております。これらの方針により編成された国の当初の一般会計予算総額は１１５兆５，４１５億円。前年度に比べ２兆９，６９８億円、率にして２．６％増で、今国会に提案されておりましたが、衆議院で約３，４００億円の減額補正がなされたところです。また令和７年度の地方財政計画では、歳出面においては地方創生や防災減災対策、自治体デジタルトランスフォーメーション、地域社会デジタルトランスフォーメーションの推進等に必要な経費を計上するとともに、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加が反映されることとなっております。歳入面においては、交付団体を初め地方の安定的な財政運営を必要とする一般財源総額を対前年度比で、１．１兆円の増額となる６３．８兆円。地方交付税総額を対前年度比０．３兆円の増額となる１９兆円を確保しております。一方で、赤字地方債である臨時財政対策債は、平成１３年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなっております。このような状況を踏まえ、本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう、必要性、妥当性、優先性、優先度、費用対効果などを多角的に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により、経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど、選択と集中を行いながら流れをとめることなく、社会情勢の変化に順応し、ひとが輝き笑顔あふれるふれあいのまちを目指したま

ちづくりに向けて、予算編成をしたところです。それでは鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。まず、令和7年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ102億2,235万8,000円であります。前年度と比較して、28億5,453万9,000円、率にして21.8%の減額となっております。その主な要因としましては、庁舎等建設事業が終了したことによる減額となっております。それでは歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。1款議会費です。議会費全体では、前年度と比較して158万円増額となる9,335万円を計上しております。

次に、2款総務費です。総務費全体では、前年度比と比較して33億131万6,000円減額の17億7,979万2,000円を計上しております。主なものはふるさと納税推進費で、返礼品やふるさと応援基金への積立金など、関連予算として5億65万円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、電算システムの使用料や地方公共団体のシステム標準化に向けた準備等にかかる経費として、2億7,837万1,000円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊活動費では、地域課題の解決や地域の活性化を行いながら、その地域への定住定着を図るための地域おこし協力隊について、現在の1名から1名増員し、2名体制とするための関連予算として908万8,000円を計上しております。

次に、オンデマンド交通運行事業費では、AI活用型オンデマンド交通システム「のるーと鞍手」を本格運行するための関連予算として、3,529万1,000円を計上しております。

次に、新規事業として大規模な未利用町有地である西牟田用地について、将来を見据えた土地の活用や開発を推進していくため、基本構想の策定等にかかる経費として、小牧地区開発推進事業費で500万円を計上しております。

次に、3款民生費です。民生費全体では前年度と比較して1億6,332万8,000円増額となる33億8,416万4,000円を計上しております。主なものは、障害福祉サービス費で6億7,849万4,000円を、後期高齢者医療事業費で3億8,440万8,000円を、介護保険事業費で3億3,893万6,000円を計上しております。

次に、隣保館施設整備事業費では、令和7年度末に竣工予定である舟川隣保館の建設工事等に要する関連予算として2億2,425万円を計上しております。

次に、新規事業として、地域の強いつながりの希薄化、少子化の進展により子どもや若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、地域コミュニティの中で育つことが困難となっていることから、食事や学習支援等の場所を提供し、様々な学びや体験を通じて学校や家庭以外の第三の居場所として気軽に立ち寄ることができ、安心して過ごせる場所の子どもの居場所づくりを推進するため、子供の居場所づくり、居場所づくり事業費で150万円を計上しております。

次に、4款衛生費です。衛生費で、全体では、前年度比と比較して8,364万9,000円増額となる10億5,300飛び2万2,000円を計上しております。主なものは、乳幼児や高齢者を初めとして、住民の健康を感染症から守ることを目的とした法定予防接種費で、令和7年度から定期接種化される带状疱疹ワクチンの費用を含む関連予算として6,586万5,000円を計上しております。

次に、脱炭素化推進事業費で鞍手町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策を積極的に推進するため、古月保育所に太陽光パネルを設置するための費用を含む関連予算として、1, 181万7, 000円を計上しております。

次に、新規事業として、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う殺処分を減らすとともに、猫の糞尿等による近隣被害を防止することによる、動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持に資することを目的として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を補助するため、環境衛生総務費において、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金で20万円を計上しております。

次に、6款農林水産業費で、農林水産業費全体では、前年度と比較して3, 093万5, 000円増額となる2億2, 707万6, 000円を計上しております。主なものは、水田農業担い手機械導入支援事業費で3, 598万7, 000円を多面的機能支払事業費で3, 503万8, 000円を防災重点農業用ため池緊急整備事業費では、ため池ハザードマップ作成業務等を含む関連予算として5, 803万4, 000円を計上しております。

次に、7款商工費です。商工費全体では前年度と比較して1, 020万2, 000円増額となる2億7, 795万7, 000円を計上しております。主なものは、鞍手町商工会が実施するプレミアムつき地域振興券の発行に要する関連予算として、地域振興券発行支援事業費で1, 750万円を計上しております。令和7年度のプレミアムつき地域振興券の発行総額は1億7, 000万円。プレミアム率は20%を予定しております。なお県の補助要件にのっとり、発行総額の40%分をキャッシュレス商品券にすることとしております。

次に、直方・鞍手工業用地造成事業費では、福岡県及び直方市と共同で工業用地を整備するための負担金として1億7, 836万2, 000円を計上しております。

次に、8款土木費です。土木費全体では前年度と比較して1億5, 330万4, 000円減額となる6億7, 022万2, 000円を計上しております。主なものは、西川改修事業費では、福岡県が実施する遠賀川下流左岸圏域の河川整備計画に基づく、末森橋のかけかえ事業の負担金として4, 987万5, 000円を計上しております。

次に、下水道事業費では、一般会計から下水道事業会計に対する補助金や出資金等として2億7, 427万9, 000円を計上しております。

次に、新規事業として鞍手町と庁舎や病院等接続する鞍手町の骨格道路である町道本町今村線において、道路改良を伴うための工事費として、本町今村線道路改良事業費で5, 891万円を計上しております。

次に、9款消防費です。消防費全体では、前年度と比較して4, 761万8, 000円増額となる3億4, 993万1, 000円を計上しております。主なものは常備消防に係る負担金として、直鞍広域消防事務組合負担金で2億8, 210万8, 000円を計上しております。

次に、消防施設維持管理事業費で消防ポンプ自動車1台分の更新経費等を含む関連予算として3, 183万2, 000円を計上しております。

次に、防災無線で防災気象情報について、情報全体の体系整理と個々の情報の見直し等の改善が実施される予定であり、全国瞬時警報システムJアラートについても、その運用変更に対応可能なシステム更改が、予定されていることから、Jアラート新型受信機への更新経費等を含む関連予算として1,371万7,000円を計上しております。

次に、10款教育費です。教育費全体では前年度と比較して2億4,184万1,000円増額となる14億4,568万2,000円を計上しております。主なものは、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版に基づき、実施設計業務や仮設校舎の建設工事費等を含む関連予算として3億7,658万7,000円を計上しております。

次に、GIGAスクール推進事業費では、令和2年度に整備した事業生徒1人1台端末が、更新時期を迎えることから、端末の購入費等を含む関連予算として、小学校費と中学校費を合わせ8,078万5,000円を計上しております。

次に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業として、物価高騰の影響を受けている子育て世代の負担軽減を図るため、学校給食費の減免措置を4月から4回分実施するため、学校給食減免措置費で2,291万2,000円を計上しております。また、残りの7回分については令和7年度から実施する給食費の値上げに相当する額を補助するため、学校給食支援事業費で547万円を計上しております。

次に、新規事業として、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害には避難所として活用される鞍手中学校の体育館について、避難所機能を強化し、耐災性能の向上を図るため、空調設備の整備にかかる費用として、中学校節中学校施設整備事業費で9,476万5,000円を計上しております。令和7年度は体育館の断熱改修に係る実施設計と内部改修工事及び空調設備の設置に係る実施設計を計画しております。

次に、12款公債費です。公債費においては前年度と比較して2,092万8,000円増額となる9億6,855万円を計上しております。以上が歳出予算の概要であります。一方歳入につきましては、令和7年度においても依然として厳しい状況により、地方交付税をはじめ、国・県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。初めに、1款町税においては、前年度と比較して7,221万1,000円増額となる18億9,338万8,000円を計上しております。主なものとして個人町民税の現年課税分で6,829万4,000円増額を、法人税の現年課税分で2,493万8,000円増額を見込んでおります。

次に、7款地方消費税交付金においては、前年度と比較して2,100万円増額の3億7,900万円を計上しております。

次に、11款地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して1億3,000万円増額となる30億6,000万円を計上しております。

次に、15款国庫支出金では、前年度と比較して4億3,215万5,000円減額となる12億5,475万7,000円を計上しております。

次に、16款県支出金では、前年度と比較して1億2,983万円増額となる8億4,206万1,

０００円を計上しております。

次に、１８款寄附金においては、前年度と比較して３億円減額となる５億２，０００円を計上しております。

次に、２２款町債費においては前年度と比較して１９億７２０万円減額となる７億６，４９０万円を計上しております。そして、これらの歳入を充ててもなお不足する財源６億８，９４１万９，０００円を１９款繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調整しております。以上が日程第１７ 議案第１８号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第１８ 議案第１９号から日程第２５ 議案第２６号までの８件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第１８ 議案第１９号から日程第２５ 議案第２６号までの８件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第１８ 議案第１９号は令和７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。本予算は、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費、歳入では、県支出金を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ１９億６，１３９万１，０００円としております。

次に、日程第１９ 議案第２０号は、令和７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。本予算は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、歳入では後期高齢者医療保険料を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ３億６，９８２万４，０００円としております。

次に、日程第２０ 議案第２１号は令和７年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。本予算は住宅新築資金等の貸付金回収金は一般会計や繰り出すものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ１１億１０万２，０００円としております。

次に、日程第２１ 議案第２２号は令和７年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は町内１１か所のかんがい用排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ４，９０１万５，０００円としております。

次に、日程第２２ 議案第２３号は令和７年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は谷山池斜樋操作場谷山池パイプラインの施設について、年間維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ１，００２万２，０００円としております。

次に、日程第２３ 議案第２４号は、令和７年度独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。本予算は病院事業費の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ４億４，２２２万３，０００円としております。

次に、日程第２４ 議案第２５号は令和７年度鞍手町水道事業会計であります。本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第３条の収益的収入及び支出では、水道事業収益３億４，２８４万４，０００円に対し、水道事業費用３億７，８２９万５，０００円を計上しております。

次に、予算第４条の資本的収入及び支出では、資本的収入８億７９万２，０００円に対し、資本的支

出8,727万2,000円で、差引き7,848万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金を補填するものとしております。

次に、日程第25 議案第26号は、令和7年度鞍手町下水道事業会計予算であります。本予算は生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条の収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億4,061万9,000円に対し、下水道事業費用4億5,316万7,000円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入5億9,258万3,000円に対し、資本的支出7億4,804万1,000円で、差引き1億5,545万8,000円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,591万円。過年度分損益勘定留保資金2,453万8,000円。当年度分損益勘定留保資金1億501万円で補填するものとしております。以上が、日程第18 議案第19号から日程第25 議案第26号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第26 議案第27号から日程第27 議案第28号までの2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第26 議案第27号及び日程第27 議案第28号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第26 議案第27号は、鞍手町道路線の認定であります。本議案は、福岡県が直方・鞍手工業団地へのアクセス道路整備を目的として、町道本村植木線及び町道下内線の一部を県道新延植木線のバイパスとして整備するため旧道区間となり、移管を受ける現在の県道新延植木線について、道路法第8条第1項の規定により、町道認定をするものであります。

次に、日程第27 議案第28号は鞍手町道路線の廃止であります。本議案は、県道直方・鞍手線バイパス区間の開通により不要となった町道藺焼明道線及び鞍手町役場庁舎移転に伴い不要となった、町道役場入口線の2路線について、道路法第10条第1項の規定により、町道を廃止するものであります。以上が日程第26 議案第27号及び日程第27 議案第28号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第29を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第28 議案第29号につきまして提案説明を申し上げます。日程第28 議案第29号は、地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画であります。令和6年12月定例会におきまして議決をしていただきました地方独立行政法人くらて病院の第4期中期目標を達成するため、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、同法人において作成された令和7年度から4年間の第4期中期計画を認可するため、同法第83条第3項の規定に基づき提案させて頂くものであります。なお、本中期計画を提案するに当たり、地方独立行政法人くらて病院評価委員会の意見申述を受けております。以上が、日程第28 議案第29号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。

○岡崎邦博町長 議長。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど、提案説明の中で、令和7年度一般会計予算の中で、一部数字を間違えたところがありますので、改めて、提案を申し上げたいと思います。発言を求めます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 申し訳ありませんでした。日程第17 議案第18号令和7年度鞍手町一般会計予算の中の、7款商工費については、先ほど商工費の数字を間違えましたので、改めてここで提案をさせていただきます。7款商工費です。商工費全体では、前年度と比較して1,020万2,000円増額となる2億3,795万7,000円を計上しております。お詫びをして訂正をさせていただきます。

○的野信之議長 この際、休会についてお諮りします。明日6日から9日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 11時49分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）                |                                |                  |          |          |                  |          |
|-----------------------------------------|--------------------------------|------------------|----------|----------|------------------|----------|
| 招集場所                                    | 鞍手町役場議事堂                       |                  |          |          |                  |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告                           | 開 会 開 議                        |                  |          | 議 長      |                  |          |
|                                         | 令和7年3月10日      午前 1 0 時 0 0 分  |                  |          | 的 野 信 之  |                  |          |
|                                         | 閉 会 開 議                        |                  |          | 議 長      |                  |          |
|                                         | 令和7年3月10日      午後    3 時 2 9 分 |                  |          | 的 野 信 之  |                  |          |
| 出席及び<br>欠席議員                            | 議席<br>番号                       | 氏    名           | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏    名           | 出欠<br>の別 |
|                                         | 1                              | 許 斐 英 幸          | 出        | 1 1      | 栗 田 美 和          | 出        |
|                                         | 2                              | 田 中 二 三 輝        | 出        | 1 2      | 西 藤 典 子          | 出        |
|                                         | 3                              | 星        正    彦  | 出        | 1 3      | 篠 原 哲 哉          | 出        |
|                                         | 4                              | 宇 田 川    亮       | 出        |          |                  |          |
|                                         | 5                              | 野 口 美 恵 子        | 出        |          |                  |          |
|                                         | 6                              | 新 谷 留 晴          | 出        |          |                  |          |
|                                         | 7                              | 的 野 信 之          | 出        |          |                  |          |
|                                         | 8                              | 石 井 大 輔          | 出        |          |                  |          |
|                                         | 9                              | 許 斐 潤 一 郎        | 出        |          |                  |          |
| 出席      13人<br>欠席      0人<br>欠員      0人 | 1 0                            | 有 働 徳 仁          | 出        |          |                  |          |
|                                         | 1 2                            | 西    藤    典    子 |          | 1 3      | 篠    原    哲    哉 |          |
| 会議録署名議員                                 | 1 2                            | 西    藤    典    子 |          | 1 3      | 篠    原    哲    哉 |          |

|                                        |             |             |   |                                 |            |   |
|----------------------------------------|-------------|-------------|---|---------------------------------|------------|---|
| 職務出席                                   | 議 会 事 務 局 長 | 武 谷 朋 視     | 出 | 議 会 事 務 局 次 長                   | 加 藤    優   | 出 |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町    長      | 岡 崎 邦 博     | 出 | 副 町 長                           | 折 尾 敬 敏    | 出 |
|                                        | 教 育 長       | 外 園 哲 也     | 出 | 会 計 課 長                         | 小 長 光 弘 平  | 出 |
|                                        | 総 務 課 長     | 梶 栗 恭 輔     | 出 | 都 市 整 備 課 長                     | 西 生 卓 矢    | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権 課 長 | 田 鶴 原 竜 二   | 出 | ま ち づ く り 課 長                   | 高 橋 奈 美 江  | 出 |
|                                        | 税 務 保 険 課 長 | 石    田    克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣    | 出 |
|                                        | 管 財 課 長     | 石 田 正 樹     | 出 | 上 下 水 道 課 長                     | 神 谷    徹   | 出 |
|                                        | 健康こども課 長    | 沼 野 葉 子     | 出 | 教 育 課 長                         | 森 永 健    一 | 出 |
|                                        | 住 民 環 境 課 長 | 大 村 俊 夫     | 出 |                                 |            |   |
|                                        |             |             |   |                                 |            |   |
|                                        |             |             |   |                                 |            |   |
| 議事日程                                   |             | 別 紙 の と お り |   |                                 |            |   |
| 付議事件                                   |             | 別 紙 の と お り |   |                                 |            |   |
| 会議経過                                   |             | 別 紙 の と お り |   |                                 |            |   |

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月10日 午前10時開議

第2号

- 日程第1 議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定
- 日程第2 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第12号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算
- 日程第14 議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第17 議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第20 議案第25号 令和7年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第22 議案第27号 鞍手町道路線の認定
- 日程第23 議案第28号 鞍手町道路線の廃止
- 日程第24 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画
- 日程第25 議案第30号 鞍手町コミュニティバス等運行条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 1 0 日 3 月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

|              |               |               |
|--------------|---------------|---------------|
| 1 番 許 斐 英 幸  | 2 番 田 中 二 三 輝 | 3 番 星 正 彦     |
| 4 番 宇 田 川 亮  | 5 番 野 口 美 恵 子 | 6 番 新 谷 留 晴   |
| 7 番 的 野 信 之  | 8 番 石 井 大 輔   | 9 番 許 斐 潤 一 郎 |
| 10 番 有 働 徳 仁 | 11 番 栗 田 美 和  | 12 番 西 藤 典 子  |
| 13 番 篠 原 哲 哉 |               |               |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。日程第1 議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第6号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 今回、新たに鞍手町立小学校統合準備委員会っていうのを設立するようになっておりますけれども、このメンバー、それから具体的な審議内容をどういうふうにやっていくのかというのを教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。鞍手町立小学校統合準備委員会につきましては、現在まだできておりませんが、予定といたしまして、委員は6小学校及び中学校のPTAの代表7名で予定しております。審議内容としては、令和10年4月の開校に向け、校名・校歌・校章、PTA組織、通学路、スクールバスの運行ルート等について協議を行うように考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 6小学校と中学校のPTA7名だけの構成ですか。7人。それだけ準備委員会、その中で開校なんか校名とか、統合に向けた新しく開設する統合小学校その7名だけで決めていくという形。ほかに何か学識経験とか何かいろいろ、そういう審議会のメンバーというのは、入らないんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。現在、校名・校章等は中学校のときに一度やっておりますが、公募等を行いながらその中で決定していくことを予定しておりますので、現在のところ学識経験者等、予定はしておりません。またちょっとこの委員会の立ち上げのときには、関係各位のほうに確認しながら、もし必要であればそういう専門家の委員さんたちに入っていただくような形で考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) もう一つは開校に向けた準備っていうのは分かるんですけども、6小学校のうち5つが無くなるわけですね。廃校になるわけですけども、それに伴う弊害だとか、地域の課題だとかいうことは、この中では話されないんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。この統合の準備委員会に関しましては、学校の統合することになりますので、そういった地域のコミュニティー等の件に関しては、中では協議は行わないように考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3　議案第8号鞍手町職員の勤務時間休憩等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)　介護とか育児休暇についての法改正があったとともに伴っての条例改正ですけれども、現在の取得状況というのが分かりますか。その対象者の取得状況。分かれば教えていただきたいし、もしこの場で分からなければ、委員会のときでも提出していただきたいと思いますけれども。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　お答えいたします。まず育児休暇につきましては、育児短時間勤務をとっている職員が2名ほどおります。それから介護休暇につきましては、職員が1日とっている職員は通算ではちょっと分かりかねますが、数名、親御さんの介護のための休暇ということで、介護休暇を申請されている職員はおります。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)　こういう条例で、法律があったとしても、なかなかとりづらいいという状況があって、どこでもやっぱり取得率っていうのが低い状況にあるんですよね。ですから、町の職員の対象者に対する取得率はどのくらいあるのかっていうのは見ていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についてお答えください。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　その取得率等につきましては、今回の法改正におきまして、今後、県あるいは国のほうから取得率を報告を求められるようにはなってきますので、その辺はきちっと集計等はしていきたいと思います。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第8号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第9号鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第9号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第10号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第10号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第11号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第12号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第12号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第13号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第14号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。まず歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の20ページをお開きください。2款 総務費及び3款 民生費について、20ページから27ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。4款 衛生費から10款 教育費について、28ページから33ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから19ページについて質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 17ページなんですけれども、ふるさと寄附金とありまして、企業版ふるさと寄附金というのがあって、110万上がっております。企業名が分かりましたらお願いいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。今回、3社から合計110万のご寄附を頂いております。まず1社目でございますが、本庁舎の設計や施工に関する技術的支援を行っていただきました阪急コンストラクションマネジメント株式会社より50万円。

次に、本庁舎の設計業務を受注されました株式会社佐藤総合計画より50万円。

次に、東京でございますIT関連会社、株式会社サウスエージェンシーより10万円のご寄附を頂いております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） ふるさと寄附金については、よくどういうものに使ってくれという項目があると思うんですけども、この今回の3社については、何かそういう特別なものがありますか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。まず最後に申し上げました、東京にあるIT関連会社の株式会社サウスエージェンシーにつきましては、安定した雇用の創出と創業支援ということでご寄附を頂いております。申し訳ございません。阪急コンストラクションマネジメント株式会社、株式会社佐藤総合計画につきましの寄附の使用目的につきましては、すいません今情報を持ち合わせておりませんので、改めて事務局を通しましてご回答させていただきます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第15号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第16号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第17号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算を議題とします。まず歳出より質疑を受けます。予算に関する説明書の62ページをお開きください。1款 議会費及び2款 総務費について、62ページから127ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 町長が行われた施政方針で、地域運営組織を形成し地域コミュニティを助成と言っておられました。その中に、アンケートに関する予算項目。これがまだ事業化されていないことが理由だと思うんだけど。予算が独立してないので、どの予算に入っているのかが分かりませんので、ちょっとそれをまず教えていただきたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。今回の地域運営組織のアンケートにつきましては、企画制作費の役務費、郵便運搬料のほうに予算を計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　87ページの役務費の中に含まれているということだと思うんですけど、まずこの施政方針にあった、アンケートの内容、これは町長どのように、今お考えなのか、ということが想定されているのか、まずお伺いしたいと思いますが。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　現在、施政方針の中でもお話ししましたように、各自治会、その他の組織率がすごく下がっていると、加入率が下がっているということで、今後、コミュニティづくりをする上で、どういう形がいいのか。そういうことについて細かく内容についてはまだ定めておりませんけども、住民の方たちにお尋ねをしたいというふうに考えております。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　今お答えを頂きましたけども、この当初予算で事業化してないってことは、来年度はアンケートを行うというのが一つの目的であって、それを回答を分析して再来年度に具体化していくという理解でいいのかっていうのがまず確認したい点ですが、それと今時点で町長が考えていらっしゃる地域の運営組織、コミュニティに関する運営組織っていうのが、非常に現在の区長たちに大きな負担がかかるのではないかなっていうふうに危惧をしています。どういったものが出来上がるかというのはまた、それが見えてこないとそこははっきり言える言えないところだと思いますけども、町長が思い描いている地域のそういった組織っていうのが、どういったものなのか、これをアンケートをやりながら施政方針に上げた以上そういった構想があると思うんだけど、その辺を少しお聞かせ頂ければと思いますがいかがですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　地域運営組織につきましては、総務省からのいろいろと資料もあります。その中で、一般的には小学校単位で組織されている場合が多くあります。そして今回、小学校も廃校になりますので、その地域コミュニティをどうするかというようなことから、今小学校ではPTAがあつたり、育成会があつたり、パトロールをしていただいている方。そういった方たちが1つと同時に、その中には自治会もありますので、自治会も含めた中で話をしていくということにはなると思いますが、1番は住民の方たちが地域をどうやって自分たちが守っ

ていこうかというようなことが基本になります。ということですので、必ずしも自治会の区長さんに負担を負わせるということにはならないというふうに考えています。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）　87ページにあります総務管理費の中の小牧地区開発推進事業費というのは上げておられます。これについてどういう開発が見込まれているのか。概要でよろしいですので、お伺いしたいと思います。

○的野信之議長　管財課長。

○石田正樹管財課長　お答えいたします。本事業は提案説明にもありましたように、庁舎東側の小牧西牟田地区に普通財産として大規模な未利用町有地がありますので、町の将来を見据えた当該土地の活用を主体として検討していくことについて、新規事業として計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　今の点についてなんですけれども、町内でいろんな未利用の土地だとか、もう建物のこともそうですけど、これについて検討、どういうふうに活用していくかという検討をしていくというようなことをしていましたけども、土地はちょっと別なのかもしれないんですけども、ただここは突出して西牟田用地を開発するということであれば、何かやっぱり今から基本構想を立てていくんでしょうけど、ある程度のどういうものにしたいとかという考えが町長のほうにあるんじゃないだろうかというふうに思いますけども、その点についてお聞かせください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　未利用地につきましては、面積的にもかなりの面積があります。ここでどういうふうにつていうことを、お話しすべきかどうかというのは今一応ちょっと考えるところがあります。ただ1つ言えるのは鞍手町自体、空き家だとか移住定住だとかの関係もありますけども、鞍手町に行きたいという方たちがあるけれども、土地がないというようなことを最近よく聞くことがありますので、そのことについても解決する必要があるかなということが、今回、この大牧地区の開発についての推進事業として、基本構想を作成しようというふうに考えております。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　今の町長の答弁からすると、何か住宅団地のようなものをつくるのか、町営住宅を建てるのか。ちょっとよく分かりませんが、そういうところなのかなというふうに思いますけども、今回500万の予算がついております。で、業務委託料500万と

いう形になっていますけれども、この中身具体的に500万どういうふうに使われるのか、これについてお答えください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。この500万につきましては、基本構想策定業務委託という形で発注をしていきたいと考えております。具体的には、土地行政、それから開発行為関連のコンサルタント事業者のほうを選考した上で、基本構想、先ほど言いましたように、基本構想の策定業務委託のほうを締結し、令和7度中に土地単体での売却とか、周辺土地を含む開発など、いろいろな手法が考えられますので、令和7年度におきましては、基本構想として町の考え方を整理する期間にさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 例えば住宅の関連で考えるのであれば、町営住宅の問題もあるわけだし、空き家の関連もあると思います。そういうのを総合的に考えて、そこの審議会、審議会というかな、そこの住宅政策をどうするかというところの一部として西牟田用地の開発も考えられるというもので出てくるべきだろうというふうに思うわけですが、全体的な住宅政策考えないとまずいんじゃないだろうかというふうに思いますけども、ここだけ移住してからされるような方に対してのちょっと分かりませんよというのでつくるのか分かりませんが、そこだけ突出してやるというのはどうなのかというふうに思いますけども、町長の考え方をもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、また施政方針の中でも述べましたように、移住定住に含めた空き家対策のマッチングについても述べさせていただいたとおりです。先ほども言いましたように、これから鞍手町にとって1番重要な施策のうちの1つであろうというふうに考えております。そうした中で、根本的な町全体の住宅政策っていうこと自体はかなり以前にありましたが、それは、もう期限も来ておりますし、新たな住宅政策、町営住宅も含めた住宅政策も必要性は私自身感じておりますが、今そこで、住宅政策はまだ全体的な住宅政策については策定されておられません。今回のこの小牧地区につきましては、先ほど言いましたように、かなりの面積の未利用地がありますので、この地域を含めてどういったものかいいのかを基本構想として策定し考えていくということです。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。星議員。

○3番（星 正彦議員） 関連する質問ですけども、ようやく西牟田用地の開発について、こういう基本構想を策定するということで、500万の予算が計上されています。よく決意さ

れたなというふうに思っています。先ほどから質疑が出されておりますけれども、やはり定住移住に向けて、この住宅政策というのは非常に大事だ。鞍手町にとっては非常に大きな課題ではないかというふうに日頃から思っていました。ようやく着手されたなというふうに思います。1つは西牟田用地の面積ですね。どのくらいあるのか聞かしていただきたいというふうに思いますし、基本構想を令和7年に策定するということですが、基本構想を策定して、それ以降の開発についてどのように考えてあるのか、今先ほど漠然と町長答弁されましたけども、それも1つ計画立てて、やっぱりやる必要があるんじゃないかと。鞍手町にとって非常に大事なこの西牟田用地の開発というふうに思いますので、その点について町長どのようにお考えなのか。もう一度お願いしたいというふうに思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 西牟田用地の面積については後ほど課長のほうから答弁をさせます。基本構想については、今回、一般会計予算が議決頂きました後に、当然ながらいろいろ考えていくということになりますので、今ここでこういうふうにしたいというようなことについては控えさせていただきます。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 未利用町有地の面積につきましてお答えいたします。当該地区には、大きく4つの未利用町有地がございます。西牟田用地A B C Dと呼称しておりますが、西牟田用地Aにつきましては鞍手中学校正門前の用地で約1, 125㎡、西牟田用地B及びCは町道藺焼～小牧線沿いの鞍心館南側の用地で約7, 903㎡。西牟田用地Dは産業道路沿いのセトル鞍手東側の用地で約9, 334㎡、合わせて約1万8, 362㎡の未利用町有地がございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 同じ項目ですが、西牟田用地の開発等々に着手するというのは非常に、先ほどの質疑書も言われたとおり、よく思い立ったなということだと思います。ただ地型がまだはっきり分かりませんので、これ民地との関係もかなり出てくるんじゃないかなというふうに思います。したがってその開発等で生計をしなきゃいけない、例えば民地を切り取ってその中に入れる、または道との土地の交換、こういったものも出てくると思いますので、非常に丁寧に進めていかないと、スムーズにはいかないというふうに思います。したがって、そこら辺を町長どのようにお考えでしょうか。もうちょっと地型が分からないのでね、まずこういう質問をさせていただきます。町長の考えを。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども答弁をさせていただきましたとおり、この基本構想の中で、どのような開発が1番適当であるか、また住民にとって1番利益があるかっていうことも含めて、基本構想の中でうたっていきたいというふうに思っていますので、今ここでどういうふうになるのか、民地との交換だとか、道との関係がどうなるかとかいうようなことについては、総合計画の中でこの予算が議決頂けましたら総合計画の中で考えていくことになるというふうに思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 総合計画、形がどういうふうにするのかっていうことをね、そこをお答え頂いたんだけど、民地周辺地域、そして周辺住民、これとの関係というのはもう当然出てくるのは明らかな、ここを十分丁寧に進めていく、そのお気持ちをまず聞かせてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの答弁の中で基本構想のところ、基本計画と答弁しました。総合計画で答弁しました。訂正をしたいと思います。住民の方達との話につきましては、当然ながら田中議員が言われるように、隣接地は民地等にもなりますので、住民の方達、地権者の方達と、当然ながら協議が必要になるというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 83ページの庁舎管理費ですけど、これ旧庁舎の管理費も入っているのか。お答えできるんだったらお答えしてもらいたいと思うんですけど、借地、旧庁舎の借地もどうなっているのか、教えていただけたらと思います。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。旧庁舎にかかる予算、維持管理に係る予算につきましては、財産管理費のほうに計上をいたしております。旧庁舎裏側、東側になりますがの部分、駐車場部分については借地ということは以前からお話を差し上げておりますけれども、その分については、利活用が決まるまではそのまま継続をさせていただきたいということで予算を計上しているところであります。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 今回、これ毎年維持管理費、約7,000万位っていう金額が毎年維持管理費でかかってくる想定しているんでしょうか。お答えください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。令和7年度につきましては、入居してすぐという

こともありますので、多少必要な予算というのが膨れている状況はありますけども、これに近いぐらいの金額が今後続いていくものと想定をしております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） これ町長にお伺いしたいんですけど、大体約7,000万、今物価高騰だっって言われているので、これからいろんなものがどんどん値上がりしていくと思うんですけど、こんだけの管理費を毎年毎年払っていかないといけないっていう、これ町長どう考えしていますか。お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この維持管理費6,820万1,000円につきましては、ここにありますように、需用費として2,150万ほど、役務費として199万円ほど、委託料として3,869万円ほど、また使用料、今回工事の一部あります。また備品の購入もありますし、そういったことで、今後も当然ながら予算はかかっていくであろうというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 81ページ。2款1項5目のところですが、約5,000万ほど、財産管理費として上がっております。この中で旧総合福祉センターの維持管理にかかる年間の費用を教えてくださいませんか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えをいたします。財産管理費の中に旧総合福祉センターが含まれます。これにつきましては、燃料費、光熱水費等を含めまして全体としては1,416万187円が旧総合福祉センターの維持管理にかかる費用でございます。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 同じく、旧南中学校に係る維持管理費も教えてくださいませんか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。旧鞍手南中学校の維持管理につきましては165万円です。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 同じく総務管理費の89ページでございます。18款ですかねのところのですね、一般コミュニティ助成事業補助金。今年度、どこにどんなことが行われるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。令和7年度につきましては、新延新塚区、

購入備品につきましては、エアコン、照明器具、パソコン等となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。星議員。

○3番（星正彦議員）　2款1項6目89ページですが、地域おこし協力隊の活動費908万についてです。2名を配置するという予算ですが、1名は令和6年度に配置をされております。それも今年に入って1月の採用というに聞いておりますが、その協力隊員の業務活動、もう2か月しかたっていないわけですが、それをまず教えていただきたいというふうに思います。そして、今回提案されて新たに提案されているのは、1名の増員についてですが、提案説明の中で、地域課題の解決に取り組む隊員であると。このような説明がされました。隊員の方について、どのような方法で採用されるのか。ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。まず前段のご質問に対してお答えいたします。現在、就任しておる地域おこし協力隊につきましては、職員と一緒に移住定住に係る業務を行っていただいております。また、SNSによるまちの魅力発信にも取り組んで頂いております、隊員として任命してインスタグラムであったり、フェイスブック等々に情報の発信をしていただいております。また、バレーボール選手であったこともあり、ジュニアバレーボールチームの活動にも参加していただいております。以上です。

それから次に、もう1名の増員という部分になりますが、ここにつきましては、町長の施政方針や提案説明にもありましたように、地域課題の解決に取り組んで頂くこととしております。本町におきましては、公共施設の利活用、空き家問題等の地域課題が多く山積しておりますので、行政のみでは解決できない部分を違う目線で見いただくために、今回路線計上をさせていただいております。また募集の方法につきましては、今回の令和6年度と同じくホームページ、それから他の情報発信の部分で周知を引っかけながら公募をしてみたいと考えております。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○3番（星正彦議員）　今年採用された1名の方については、移住定住情報発信をしていくと。これについては情報発信ということについては理解できるんですよ。しなきゃならんというふうに思います。しかし、実際に移住定住の情報発信していく、その材料というか、例えば鞍手町に定住すれば、こういう定住施策がありますよ。移住すれば移住する政策はこういう政策がありますよ。いうものがないと、なかなか情報発信していくといっても、それは具体的に鞍手町に移住してこう、あるいは定住しようという人たちの心を動かさないというふうに思うんですよ。したがって、この1名の方について今説明がありましたけど、それはそれでいい

と思うんですが、そういうものを同時に行政として、やっぱ考えていかなければ、大胆な政策を打ち出していかなければ、これは成果につながっていかないというふうに思うんですよね。したがって、この何回も議案質疑のときに、定住移住の問題については質問させていただいておりますけれども、行政のほうでもっともっと大胆に政策を詰めていかなければならないというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えなのかということをもまず1つ。それと、1名の増員についてですが、行政の目線では分からない人という説明がありました。そして採用については公募をかけて、その中から採用していきますとこういう言われましたけども、全く鞍手町には縁などない方、縁のない方、あるいは町の現状分からない人が、鞍手町が抱えている行政課題は何があるかと。これは分からないと思うんです。職員の皆さんたちも、課長もそう、議員もそうかわかんない。今鞍手町にとって何が課題なのか。いうことについて、少しこの町に住んでいる人たちも、なかなか明快に説明できないというふうに思うんですよ。だから、私は心配しているのは増員するのがいいか分かんないけども、補助金があるから増員しますという単にそういう発想で、こういうその1名については新たに増員する1名については、町の課題解決に向けて取り組んでいくという建前はいいですね。建前は良い。しかし実際にこの募集かけてこられた方たちが鞍手町の現状や課題について熟知されているかって、これも2年も3年もかかると思いますよ。そう思いませんか。だから、私はこの増員については、いま1度しっかり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、町長どのようにお考えなのか、町長の考え方も含めて聞かしていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 質問2点あったと思いますが、増員についてということで、職員にしても議員さんにしても、また住民にしても、鞍手町のことがよく分からない方が来ても、ノウハウも分からないんじゃないかというようなご質問だったというふうに思いますが、私自身は全く保守議員とは考え方が異なっておりまして、全く新しい方だからこそ、鞍手町を見る視点、角度が違いますので、私たちには気がつかないところに気がつくんじゃないかなというふうに思っています。私事で申し訳ありませんが、私も鞍手町に来て35年ほどになりますけど、当時来たときを考えますと住民の方たちと全く違う、例えば、今もうこれから田植が始まりますけど、田植が始まり、そしてまた稲が青々とした稲が黄色く色づきが重ねていくというその四季を感じるこのこと自体が私自身はすごく新鮮に感じておりました。そしてまたよく鞍手町言われるのが、この景色、景観がすばらしいと。町外から来た方は言われます。しかしながら町に住んでいる方であつたりだとか、町に移住して長い方であれば、そういったのは当たり前として感じてしまうっていうことがよくあるというふうに話を聞いています。そういったことか

ら、町外の方に来ていただくっていうことは、やはり新鮮な視点で鞍手町を見ていただけるということで、私たちには気づかない、新たな解決方法も考えていただけるんじゃないかというふうに感じております。そういったことで、今、全国的には、それこそ運動員の方、隊員の方から、町おこし協力隊の隊員の方が約7,700名ぐらい、7,200名ぐらいの方が全国で単位として仕事をしておりますし、3年後には5,400人ぐらいの方が、隊員として仕事した地域または近隣の地域に移住をしているというようなこともデータとして出ております。そういったことから、新たに隊員をお願いして、鞍手町の新たな魅力を発見していただき、鞍手町の課題を解決していただきたいというようなことから、今回もう1名の増員を予算計上させていただいております。そしてまた前段の大胆な施策についても、今までの施策以上にいろいろと今回細かなところではありますが、予算を計上しております。その予算については、課長のほうから答弁をさせます。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。前段の部分、大きな部分で発信をしていくっていうところなんですけれども、12月議会の中で定住促進奨励金交付事業につきまして可決を頂きまして、拡充するというふうな形で進めております。この部分のチラシ等の作成についても、もう少しもっと町をアピールするような中身にするということで、現在、地域おこし協力隊の隊員と一緒にチラシのほうを作成しております。また、地域おこし協力隊は町の中にずっとおるのではなく、町内のほうにいろいろ散策にも出ていっていただいております。まち歩きマップ的なものも作ろうというふうな形で、現在、製作をしているところでございます。そのほか、移住定住促進交付事業の関係で、いろいろ拡充の部分エネルギー環境に優しい住宅施策をした場合については、そこにプラスアルファとかっていうところの予算も今後は出てくるような形になっております。それとその他、危険空き家の解体の部分があるんですけれども、今回定住奨励金の中では、購入した空き家を解体して、新たに住宅を建ててっていう場合についても、そういうふうな解体の補助金の部分についても、拡充するというふうな形で、移住定住に進めていきたいと考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　同じ町おこし協力隊のところですが、まず施政方針にもありましたとおり、平成7年1月にね1名の隊員が任命できたと非常に安堵したところがございますが、いきなりその1名の増員ということで、今質疑が行われておりますが、私もその内容につきまして質疑に参加したいと思います。

まず先ほど課長だったかな、説明がありましたけども、現在の隊員の方が行われている活動

内容、これでいろんな情報発信もしていただきながら地域の魅力発信といったことに努めていただいているというふうにおっしゃいました。今後、現在の1名の隊員の方、この方の活動実績、それから活動実績に対しての活動評価、まず僕はねこれをまずきちんとやって、それから次に進むべきだというふうに考えます。先ほど町長がおっしゃったような、町長じゃないかな。課長がおっしゃったような利活用等々も含めて、考えた場合に現在のこの1名の方のそういった発信力で、まずはそのヒントなりをつかめるんじゃないかなというふうにも想定するんだけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。なんかね時期早々のような気がするんですよね。その辺お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 1月に就任していただいて、今の地域おこし協力隊の方はInstagramを見ていただければ分かると思いますが、要するにこの庁舎のことであったりだとか、バレーボールの中にあることであったりだとか、地域のことであったりだとか、しょっちゅうと言っていいぐらいにInstagramを上げていただいております。まだまだ3か月にならない程度ですが、そういった活動をしていただいております。今後については、まず鞍手町の今度は庁舎を出て鞍手町のいろいろな観光につながるようなところだとか、移住につながるようなところだとか、またはどのような病院にしてもそうですし、町全体のことについても、今後、Instagram等を通じて情報発信をしていただこうというふうに思っています。今まで正直、鞍手町としてできていなかった情報発信が、まだまだ3か月もならない方ではありますが、すばらしく情報発信をしていただいております。そういった意味で私は非常にこの地域おこし協力隊員の評価をしております。この3か月を見ただけでも、やはり私自身は地域おこし協力隊くお募集してよかったなというふうに今感じております。時期早尚というような話がありますが、これをまた逃すとまた1年遅れてしまうんですよね。今この世の中の変化についていけないというふうに私自身は思います。特にこの近隣にしても大きくまちづくりが変わってきているっていうところもありますし、日本全体としてもそうですし、この流れを、やはり鞍手町にも掴んでいくということから、私自身は最初の地域おこし協力隊員の3か月の活動を見た上で、やはり今回もう1人隊員を何とか応募に応じていただいて、隊員を私は確保して鞍手町の地域課題解決に向けてですね、取り組んで頂きたいというふうに考えております。

○的野信之議長 他に質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 考え方が違うと言われましたけども、このね、町長がお感じになっている実績等々評価されているっていうふうに今おっしゃいましたけど、その内容が我々議会側には何も伝わってきてないんですよ。まずね。ですからその辺の情報の共有化、この地

域おこし協力隊の活動の実績、もしくは活動の内容等についてもね、何らかの形で報告すべきだったんじゃないかなというふうに指摘しておきますよ。この新しい人を募集するっていうその町長の気持ちは分かりました。じゃどんなスキルを持った方を募集するんですか。募集要項に具体的にどういうふうに載せるんですか。それを教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募集要項につきましては、先ほど言いましたように、地域課題に向けて解決していただける方でもあります。解決していただける方です。どういう方が応募されてくるか分かりませんが、その応募について、私たちが先行していただくってことです。この、例えばこういう資格を持っているとか、こういうような経歴であるとかっていうようなことをあらかじめこちらのほうで求めてしまうと、応募も少なくなる可能性もありますので、広く応募するためにそういった条件等は今のところは考えておりません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 1人募集するんでしょう。募集に当たってどういったスキルの方を募集するか決めてないっていうんだったら、これ絵に描いた餅ですか。それともただ単に、今、たまたま任命した地域おこし協力隊の方がしっかりと活動していただいているから、また同じような人が来るんじゃないかという希望的観測ですか。そうじゃないでしょう。これ1名追加するって言ったら、募集要項にその部分をきちっとうたい上げてないといけないでしょう。で、施政方針にも出した以上は、どういったスキルの方を募集しますというふうな形で予算化するのが当然じゃないですか。その辺どう考えているんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、例えばっていうことでお話をすれば、会社の経営またはそういった重責を担った経験のある方、または地域の課題解決に向けて、例えばNPO法人で仕事をした、または立ち上げた経験がある方。または、そういった公共施設を今後活用しようということでもありますので、不動産業務に携わった経験がある方とかいうようなことが、恐らくは中心になろうかというふうに思いますが、今回この予算が通りましたら、田中議員からのご指摘もありますので、募集要項についてはどういったスキルを求めるといいうようなことはうたっていこうというふうに思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 今年の1月から新たに地域おこし協力隊の方がようやく入ってくれるようになった。ただその前のね、私、募集要項見たんですよ携帯で。鞍手町はもう消滅自治体がどうのこうのとか、何かもう誰も来たがらないような募集要項だったんですよ。で、

やっぱり協力隊という形で募集するんだったら、あんまり格式ばって、こういうなんかの元会社の社長とか今町長言われたけど、そんなんじゃないと思うんですよね。もうちょっとこういうこともやってもらいたいな、いろんな選択肢みたいのを与えた中でね。地域課題がどうのこうのとか言うたらもう分からないですよそんなん。誰も来ないと思いますよ。近隣にも、複数地域おこし協力隊を入れてある自治体もあると思うんですけども、そういうところはどうか、そういうのも調べる必要もありますし、2名にするなら、この人はこっちこの人はこっちそういう形にするんですか。別々の活動という形にするんですか。それとも協力隊だったら2人にして2人とも協力して、町の魅力発信をやるとか、何かそういう、もう少しねアバウトと言ったら言い方悪いですけども、私は鞍手町に行って何か魅力を発信したいとか、いろいろそういう人をね、いろんな個性のある人を来てもらって、一緒になって活動してもらおうというのが1番いいんじゃないだろうかというふうに思うんですけども。募集要項はね本当以前のような、ちょっと最近変わってあったのは分かりました。変わっているなと思いましたけども、そこはね工夫してもらわないと、また予算はついたはいいいけど、誰も応募がありません。意味がありませんから。その辺もちょっと考えてやってください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 宇田川議員が指摘されましたとおり、前回の募集要項につきましては、非常に反省点が多かったというふうに思います。それで先ほどの質問に対しても、アバウトな形でっていうふうに思っておりましたが、スキルというようなことを強く質問の際に言われましたので、例えばとしてお話を、答弁をさしていただいたところです。いずれにしても鞍手町には多くの課題が山積しておりますので、その課題解決に向けて募集をしたいというふうに考えておりますし、今1名の隊員の方がいますので、当然ながら全てを同じことを担っていただくということにはなりません、連携を取りながら2名の隊員で鞍手町のために仕事をしていただければというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 111ページですが、総務費の町税費というのがあります。ここに111ページにいるんですが、今まで見なかったような項目が挙げてあるので、ちょっとお尋ねしたいと思っております。11款、12款、13款あたりですけども、11款の相続財産清算人選任申立て手数料60万円ね。それから委託料としてファイナンシャルプランニング業務委託料55万円で、13款はシステム使用料というのがねそれからインターネット公売システム使用料とありますが、新しく今回こういうのが入ってきた背景といいますかね、事情がちょっと知りたいと思って質問しております。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 まずお答えをいたします。相続財産清算申立て手数料につきましては、現在、滞納となっておる町税の中で、所有者が不明な不動産等がございますので、そういった不動産に対しまして、この申立てを行いまして、相続財産の清算人の選定をした上で、公売等を行いまして財産の処分を行い、町税の収納に努めてまいりたいということを考えております。その下のファイナンシャルプランニング業務委託につきましては、町税の滞納のある方を対象に、ファイナンシャルプランナーの方に個別相談を実施していただき、その具体的な生活の改善策の提案をしていただき、町税の収入を確保していくということに努めてまいりたいというふうに考えております。預貯金の紹介システムの使用につきましては新規ということではないんですけれども、今まで紙ベースで金融機関に照会を行っておったんですけれども、それをしますと、どうしても日数がかかるということで、今現在は預貯金につきましては、システムを利用させていただきまして、迅速な紹介業務を行っておるということであります。インターネット公売システムにつきましては令和6年度から予算化をしていただいておりますけれども、実際、差押え等行いました物件につきましては公売会等で換価手続を行っておることが現状なんですけれども、その分につきましてはインターネットを介しまして、そういった公売を進めていくことによって滞納処分を行っていくというための予算でございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 先ほどに戻ります。地域おこし協力隊の件なんですけど、さっき町長と課長がお答えしていたと思うんですが、今現在やられている方のインスタグラムのフォロワー数を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 ただいま手元に資料のほう持ち合わせておりませんけれども、たしか700ぐらいにはいたったかと思っております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） SNSでフォロワー数って大事でしょ。今700名っておっしゃっていましたが、僕3,000何ぼいるんですよ。今後、YouTubeとか、そういった配信をされていくのか。それに対して、YouTube自分もやっていますけど、撮影だったり、編集だって大変なんですよ。その辺の経費っていうのは、町のほうから負担するのか、その方が実費で払うのか、その辺を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。現在についてはInstagram、それからフェイスブックのほうで情報発信をさせていただいておりますが、今後については鞍手町の公式YouTubeチャンネルのほうもございますので、その辺も活用はしていきたいと考えております。また、活動費にかかる予算につきましては、今回の活動費の中で見させていただくというふうな形で予算計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員）　今のまちづくりのことにに関してですけどね。町長先ほど周辺のそういうふうな活動をしているところっていうことを言われましたけども、具体的に今西日本新聞の毎週月曜日。ずっと載っていますよね。福津のこのまちづくりの活動は。あんなの見たことあります。西日本新聞の毎週月曜日のまちづくり運動をリーダーとして引っ張っている方が今福津におられるんですよ。だから職員の方もね、福津のそういうふうなまちづくりをやっているところと連絡とったりとか、私はこれ、今先ほどからあっていますけど、急遽もう1人増やさんでもね。そこの方に一遍来てもらってみんなで話を聞くとか、そういうことをしてもらったほうが早いと思うんですよ。だから毎週、今日は新聞休みですからありませんけどね。多分明日はその記事が載ると思いますんでね。それ一遍見てください。もし明日が駄目やった、毎週月曜日載っていますから。まだ皆さんうんうんと言わなくて全然見てないような感じですよ。もちろん西日本新聞取ってなきゃどうしようもないけども。笑い事じゃないですよ1人分のなんだ500万からの金をね、もう1人増やそうとかいうんやから。いいですか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　私は記事は毎週見しております。津屋崎の方がまちづくりのことで、しているっていうことは承知をしております。しかしながらその方をお願いするといっても、その方は活動を今言いましたね津屋崎が拠点となって活動されているわけで、講演等を聞くということとはあっても鞍手町に来ていただいて、鞍手町の中で活動していただくということにはやはりならないわけでして、当然ながら、鞍手町の中に生活をして拠点を置いてもらって、そして活動していただくというのが地域おこし協力隊の趣旨でもあります。そういったことで、鞍手に住んで頂く、そして鞍手町のために貢献していただくということで、隊員を応募するということを考えておりますので、その辺ご理解頂きたいと思います。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員）　あえて私が言ったのは、その方を含めて地域活動を活発化させるというんじゃなくて、1回でもね、そこと連絡その方と直接できんかしらんけども、町を通して、ここに来てもらってでもいいけんね。私はあえてね、この職員を職員じゃないんやけ

ども1人呼んで増やすよりも、ここで、この町の今の職員の中でね、できるようなことをね、その方のアイデアっていうか話を一遍聞けばね、分かるだろうということ言っているわけで、決してその方がね、今町長言ったように7,000人ぐらいおる中でね、5,000人近くはもうその近辺でも生活定住しているとかいうのはそれは分からんでもないけども、そういうことをあえて向こうのもちろん福津は、人がどんどん増えようとこと、こういうふうなもう先々暗くような話ばかりなるけどもね。そういうところは条件は全く違うけども、そういうところアイデアを聞くとかそういう意味合いで言っているわけですね。だからもう決してここにずっとおれとかここに根づいて活動してくれ、もうそれその方はそういう人ですから、もうあちこちやられているかどうか分かりませんが、簡単にはできないですよ忙しい方だと思いますのでね、そういう意味合いですからね。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 もちろん、その方からですね、いろいろとお話を聞くということは、私自身も、今ご指摘がありましたので考えていこうというふうに思いますが、地域おこし協力隊っていうのは、地域に住んで頂いて、地域のある意味で、核になってその町を、まちづくりの中心となっていて活動していただくというのが、地域おこし協力隊の本質的なところなんです。したがって、先ほども言いましたように、そこに隊員として来ていただいた方も多くはそこに居住しているわけなんですよね。そして、先ほどの質問もあって答弁をさせていただきましたが、新たな視点でまちづくりを担ってもら、または活動してもら要するに今までと違った風を吹かしてもら。その地域のものを地域のものっていうか、地域の新たな地域おこしといいますか、ものの核になっていただくということです。それが地域おこし協力隊として、そこに生活をし、そしてまた3年の単位生活が終わった後も、引き続き地域のために協力をしていただき、そしてまたまちおこしに携わっていただくというのが地域おこし隊の本質的な考え方でもありますので、先ほども質問がありましたが、津屋崎の方に来ていただいて講演なり今いろいろとアドバイスをしていただくということは、今後考えていこうというふうに思いますが、本質的なところでは違うということで、地域おこし協力隊のもう1人の増員も私は必要だというふうに考えています。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番(栗田美和議員) 何か町長絶対言い出したら自分の筋を通そうとするのかな、昔から知っとるんやけどもそういう方であるというのは、私もそれはあなたと長い間つき合っていますからね。私もあえてこうどうのこうの言いませんけども、私が言うのはね、この何百万という金をあえて出す2人目をね、4月から募集してということに言われていますけどもそ

れじゃなくて、それじゃなくてですね、せっかくならこういう近くにこういう方、リーダーとなるような人がおるんだから、今さっき言ったように我が私はどっちみちね、もうここは疲弊しとるからということで、あえてこういうふうな地域活動協力隊を設置していこうというそれは分かるんですけども、職員とかね、そういう方たちにね、そういう意識を持てるような、改めてご縁っていうか1回でも2回でもその方たちを呼んででもいいから、話を聞いてやれば要らん金を使わんでもいいんですよ。あえて何百万という、1回か2回もらうと何十万って金かかるかもしれませんけどね。そういうところを言っているわけだって町長のいいよる地域おこし協力隊の本質的なところとかそういう話じゃないんでそれは分かっていますよ。そんなこと言ったら町長の話はもうそういう頑なにも言い出したらこれっていうもう肩書、もうそういう本当ですよ。町長何か「ん」というけども、私は昔から知つとるからそういう頑固なところがあるそれもいいところやけども、そういうところを考えてやっていったらもっと柔軟にやるべきだと私は思っています。さっき改めて、西日本新聞のそういう町長呼んでであると言われましてけどもね。そういうところがあると思うんですよ。だからあえて費用だけの話で、もういいですよ。答えはいいですからもういいですよあなたのことは。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 ここは議案質疑でもありますので、質問に対して答弁をさせていただきます。栗田議員のおっしゃることも、先ほど答弁したとおり、今後、いろいろとお願いをすることもあると思います。先ほども言いましたように、私自身、鞍手町にとって地域おこし協力隊の方が必要だというふうに思っているんで、ここに予算を計上させていただいております。その必要性については先ほども何度も言いましたように、要するに新しい風を吹かしていただくためには、新たな要するに鞍手町以外の方から鞍手町以外の方に来ていただいて、鞍手町の課題を解決していただくために私は必要だというふうに考えております。そしてまた、地域おこし協力隊が来て、先進的なところっていうのももう全国各地にあります。それで町が変わったっていうところもあるんですよ。そういったことで、それが今ここにおける職員に求めるっていうこと自体も、もちろん職員は当然ながら町のために、今も尽くしていただいていますし、町を何とか今までとは違ったことで、いろんな仕事をさせていただいてはおりますが、とは別に繰り返しになりますけど、新たな方を呼ぶことによって、鞍手町の本当に新しい風を吹いて、町自体にそれを呼び込もうということが地域おこし協力隊の趣旨なんです。そのところを、本当にもう少しご理解を頂いて、この予算必要な予算でもありますので、その辺をご理解頂きたいというふうに思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 95ページのところなんですけれども、私、何回かこれ質問今までしてきたんですけれども、10節ですかね、委託料とか12節あります。鞍手駅関連施設管理費というところがあるんですね。今までも委託料が高くて収入が少ないということで非常に気になっておりました。今回も見ましたらば、赤字がさらに増えておりますよね。委託料は584万7,000円になっておりますね。これ23ページの歳入等が出てくるんですけど、その駐車場上の使用料は343万9,000円なんです。赤字が出ておまして、昨年の赤字はね210万だったんですけど、今年は30万ほど増えて240万の赤字になっております。もともと赤字なのにだんだんそれが増えているっていうことでね、気になっているんです。といいますのも、また去年、鞍手町の在住の方から、自分たちは応募したかったから、応募したけども、相手にされなかったっていう手紙、郵便物が送り付けられたこともありました。だからやっぱりこういう200万とか、そういう赤字が増えるようだったら、ちょっとやっぱり委託先を検討してみてもいいのではないかなと思っておりますが、それについてはどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。駅の指定管理につきましては、昨年度、募集のほうを行いまして、今、JRレンタカーアンドパーキングが指定管理として、管理を行ってもっております。昨年指定管理の応募しましたところ、2社の方から募集のほうがあったんですが、指定管理料のお金についてはどちらも、やはりこの金額ぐらいでの、やはり指定の管理料がかかるということで今はやはり人件費、燃料費等も上がっておりますので、そちらのほうで、どうしてもこれぐらいの金額はかかってくるという形になっております。今西藤議員がおっしゃいましたように、昨年度から収入と支出の差が開いてきているという現状なんです。理由といたしましては日に停めてある、300円で停める駐車場は、コロナ明け以来だんだん数字のほうは戻ってきておるんですが、月極ですね、月極の利用者の方が減っているという形の現状がございます。その理由で、収入支出の差がちょっと今回、開いているような形でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 先ほどのとこに戻ります。これ3回しか質問できないんですけどさっき僕2回しか質問してないので残り1回、地域おこし協力隊のことで質問させていただきます。皆さんのSNSってよく言われるんですけど、SNSって1番フォロワーが大事なんですね。うん。SNSをやればいいっていう問題じゃなくて、発信力がある方っていうのは皆さんフォローがすごいですよね。YouTubeだったりインスタグラムだったり、フェ

イスブックだったりとかツイッターだったりとか。この次募集される要綱の中に、インスタグラムで言ったら、フォロワー数が1万人以上いないと駄目とか、そういった条件というのをつけて、SNSで発信していくのであれば、もう1番はやっぱフォロワー数なんですよ。だからそれだったらもう1万人以上のフォロワーいらっしゃる方とかそういった条件をつけて募集ってかけられないんですか、そういったことって考えてらっしゃいますか。フォロワー数が1番大事なんですSNSは。やればいいのかっていう問題じゃないんで。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 募集要項にフォロワー数1万人以上ということがかけられるかどうかということでもあり、というご質問ですが。今度の地域おこし協力隊員は、そういった情報発信のお願いはしますが、情報発信のみをお願いするわけでもありません。先ほどスキルの話もありましたが、地域課題をどうやって解決していくかっていうことを1番に考えております。そういったことからですね、フォロワー数1万人というようなことで制限をかけること自体が良いことかどうかということもありますので、今後募集をする際には、今日いろいろなご質問を頂いたことも含めて考えた上で応募していこうというふうに考えています。公募していこうと考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 103ページの防犯灯の管理費についてなんですけれど、需用費の中に、光熱水費と修繕料というのがありまして、240万ですかね。そういうふうに上げてあるんですけど、光熱水費の使途ですね、どこにどういうふうなところに支出するのか、お尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。この防犯灯費の光熱水費につきましては、町が設置しております防犯灯の電気料という形で支出をしております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 実は私居住しております小牧というところに居住しておりますが、そこの方からちょっといろいろ聞かれまして、ぜひ町の意向を聞いてほしいと言われたので今日は質問しているんですけど。小牧の中にも新しく入ってこられた方の住宅が建ち並んでおりましたね。その地域の方たちはもう組に入られない。そしてだからこの防犯灯のお金が払えない状況があるので、みんなで手分けして、1軒1軒前もっていついつ行きますということを言って、そして訪問しましてね、払ってくださいというけれども、なかなか払ってもらえなくて、中にはね何払う義務はないとかね、何ていうか、そんなに来るのかとか言われる

方もあって、したがって区費からね。みんなもう自分たちが負担しているのにさらにそういう人の分を払わなきゃいけない状況があると。これをについて町はどういうふうに考えているのか、聞いてきてくれって言われましたんでちょっと質問しておりますが。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　今の議員のご質問につきましては、先ほど言いました光熱水費は、町が設置している防犯灯のみの光熱水費になります。地域の中での防犯灯につきましては各区で、例えば区費の中で集められている。それから区に入っていない方につきましても、区の中で集金を行われているというふうにお聞きしておりますので、その辺は小牧区の状況に応じて、どういうふうな形で徴収するかっていうのをご検討頂ければなというふうには考えております。以上です。

○的野信之議長　西藤議員。

○12番（西藤典子議員）　今ご答弁にありました、町がつくった設置したものと、地域が設置したものとあるということで、地域が設置したものについては、地域でということなんですけど、その違いといいますかね。防犯灯を電柱に取付けたりするんでそこにも何か防犯灯の設置補助金としてね、1基につき1万円ということで30基分予算に上げてあるということなんですけれど、結局その違い、区で設置したものか。町が設置したものかっていうのは、ちゃんとその設置の段階で何か帳簿か何かあって決まっているんですかね。そこら辺がちょっと分からないんですけど。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。まず町が設置したものにつきましては、通学路を基本に設置をしております。それから、負担金補助及び交付金でつけておる部分につきましては、地域の防犯灯の電球替えとか、新規に設置する場合の補助金となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　111ページ。先ほどの相続財産清算人の選任申立て手数料なんですけど、先ほどの説明でいくと滞納者がおって、その方の不動産を売却する。整理するための清算人を募集申請するというふうにお答え頂きましたけども、確かにその相続、前は相続財産管理人っていう形でやられていたんだけど、これがたしか23年だったかな、2023年の4月ぐらいにたしかこの民法が改正されて、相続財産清算人それから、相続財産管理っていう2つに分かれたと思うんですよね。相続財産の清算人を申請する場合にね、これ経費からいくと、申立て時に、これ恐らく印紙が800円程度ですよ。それから申立て手数料が5,000

0円程度ですよ。額からいくと何件あるんですかっていう形になるんだけど、これ何件ぐらいあるんですか。今数字持っていらっしやらなかったら、特別委員会のおきにお伺いしますので、資料等を用意してほしいんだけど。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。確かに申立て手数料及び官報に載せますので手数料等につきましては、少額の金額になろうかとは思いますが、別に、裁判所に対して預託金という形でお金を一旦お預けすることを想定しておりますので、その金額は60万ということで想定をしております。件数としては、一応1件で。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 特別財産清算人っていうのは、これ最終的に不動産の処分とかいろんなことが想定されて、特別相続人がいるかないかとか、法的なことがいろいろ絡んできますので、よく選任されるのはこれ弁護士ですよ。または行政書士等が選任されるというケースが非常に多いというふうに認識していますけども、預託金じゃなくて預納金ね。そういった清算人の方の手数料なり給料なりがその預納金から払われていくという形での預納金が請求されるんだっていう予納とかなきゃいけないんで、1件だけども、この金額を想定していると。60万という算出の基礎っていうのはどういう基礎があるんですか。これ、ちょっとそこを教えてください。何で60万で想定したのか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。今詳細な、こちらのほうに資料を持ち合わせておりませんので、特別委員会の際に、ご説明させていただきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 先ほどの質疑がありましたファイナンシャルプランニングの業務委託料。これ滞納者の方に対して、ファイナンシャルプランナーが、その方の資産等から、その資産運営や、そういった目的を達するための計画のプランをつくっていくっていうのが、これがファイナンシャルプランナーの仕事で、ファイナンシャルプランニングっていうのは、1人の個人またはその家庭全体の資産の運用とかそういったものを、それぞれの生活の中のイベント例えば、子供の入学だ、就職だ、成人だって言ったときのために、これだけの資金が要るからっていうことで、資金計画をつくっていくっていうのが、ファイナンシャルプランニングだというふうに理解しているんだけど。これ滞納者の人が対象として、このファイナンシャルプランニング委託料、これどういうふうに使うんですか。その方が全部さらけ出さないとこれプランニングできないと思うんだけど。その辺は、これ何か法的な根拠か何かあるんですか。

そういう情報がとれるという。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。まず滞納者の方に対しましては、町の職員のほうが面談等を行いながら、その状況等を把握していくものなのですが、その話の中で、どうしてもその専門的な、どうしても収入に対しての生活の支出であったり、あるいは税の事業の申告の状況であったり、そういった状況の中で専門的な話が必要だというふうに税務担当者のほうが判断した場合につきましては、納税相談の中で、その方にこういったプランニングを受けていただくということで、事前にその方につきましては、そういった収入支出の資料を出していただいて、それで相談をプランニングさんのほうに相談をしていただきながら、生活の収入支出の中の改善案を提示していただいて、そういった方につきましては滞納がずっと続くような慢性化したような滞納の状況にある方が対象となってくるかと思うんですけれども、そういった方につきましては、生活を見直していただきながら、滞納の解消につなげていくということを考えております。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 大体把握できました。確認しますけど、滞納者の方と職員の方が面接して滞納を解消しようというその話合いの中で、滞納者の方が自分の収入と支出の関係、バランス、そういったものを今後の展開を変えたいと。そしてこの滞納を解消していきたいということを了承して理解した中で、ファイナンシャルプランナーに計画をつくっていただくように進めるという業務がまず出て、そしてファイナンシャルプランナーにその方を紹介するかもしれないが町が契約していて、その方と滞納者が話合いをしながら、自分が持っている資産全てを出して、ファイナンシャルプランニングをしていくとそういうことですか。滞納者が理解した上でやっていく、町が強制的に行うんじゃない。ここだけ教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。まず滞納されている方につきましては、当然個別で相談等はさせて頂いております。その中で、税務としましては町税の収納をするという目的の中で、当然滞納処分等を行っていくことになってくるんですけれども、その滞納処分に至る前に、こういった相談によってそれが解消できるものであれば、そちらの方法をとらせていただきながら、その状況を確認、当然プランニングにつきましては、強制的に受けさせるものではないので。ただ税の収納に関しましては本人様の許可等は必要なく、当然滞納処分できるものにつきましては随時調査の上滞納処分を行っていておりますので、滞納処分を行わずに、生活内容改善をすることによって納税につなげることができる案件につきましては

は、滞納者の方の話を聞きながら、当然その了解を頂いた上で、プランニングを受けていただくということで考えております。以上でございます。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）　13番。また元に戻りますけど、地域おこし協力隊の関係ですが。令和6年度は会計任用職員として計上されておりました。今回、委託料と活動費約880万。去年の当初予算では約200万。4倍近く2人合わせても2倍で済むところを、2倍近くの1人当たりの委託料、活動費を組んであります。職員であれば200万。委託料活動費で440万か。そういうその賃金を上げるためにこういう計上の仕方をしたんですか。町長お答えください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　ご質問のとおり令和6年度はですね、会計年度職員ということで募集を行いました。先ほど宇田川議員からも指摘がありましたように、これではなかなかやっぱりこんよというような1つの大きな要因として、やはり報酬が少ないというようなこともあったというふうに考えております。そういった中で地域おこし協力隊には業務委託するということができます。業務委託することによってですね、報酬は国のほうから320万までは350万まで国のほうからの交付があるということでしたので、より魅力ある応募募集を行うために、業務委託するということで、今回計上しています。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員）　業務委託ということは、職員じゃないということですよ。ただ職員でないということは、役場の中で活動をしないうですか。それと保険に関しましては会計任用職員では共済に入っていましたけど、保険に関しましては国民健康保険かなんかに入って委託料の中から支払うと個人が支払うということではないんですかね。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。まず、委託の関係になりますけれども、これまでは会計年度でしたので、業務は役場庁舎内それから地域のほうに出ていくということでしたけれども、今回については業務委託ということで行っていきます。ただ月に何度かは役場のほうにおいで頂きまして、情報共有をしながら、今どのくらいの進捗状況であるとか、報告書を提出していただくというふうな形で、今後についても町のほうには出向いていただいてやっていくというふうには考えております。それから健康保険につきましては、ご自分で国民健康保険に加入していただくというふうな形になります。以上です。

○的野信之議長　篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員） 個人ということですので、機器等はどのように考えてあるんですか。パソコンなんかは個人所有になるのかどうか。役場から貸与するのかどうか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回につきましては業務委託料。ここの部分で大体、報償費、ここが人件費のような部分になります。それと別に負担金補助及び交付金ということで、活動費補助金のほうを計上させていただいております。必要な備品等については、こちらのほうで購入をしていただいて、町のほうに申請していただくというふうな形になります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 111ページに戻ります。ファイナンシャルプランニング業務委託料。町税の滞納者対象ということですが、人数を教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 この委託料の予算を想定している人数といいますか、一応5時間、プランナーさんのほうに来ていただいて、年間に5時間の4回、それとあとZoom等で面談をしていただくということで、1時間の面談を5回、この予算で計上させていただいております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 103ページ。2款1項10目の危険空き家対策事業費ですが、昨年も250万円だったと思います。申込みの件数を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回の予算計上については5件分を予定しております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 言葉が足りず申し訳ないです。昨年の申込み件数を教えてください。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 令和6年度でよろしいでしょうか。令和6年度につきましては7件という形で、当初予算では5件を計上させていただき、補正対応ということで2件を追加させていただきました。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） この予算は多分家を壊す方にとってはすごくありがたい予算だと

思うんですが、この文字のとおり危険な空き家なんですよ。ということは今現在住んでない。ってということなんで、例えばもう今までお父さんお母さんが住んでいたけど、もうちょっとご高齢になって、何かしらの理由で家を出た。それから数年たったから危険なんだと思うんですね。ってということは、それのお子さんだったり壊すっていうふうな検討に入ったりとか、あとはまたは貸出していて、貸出していた土地の持ち主が壊すとかいうふうになると思うんですが、恐らく7件分で予算が足りてないってということは、満額の50万円皆様が求められたことになると思うんですが、恐らく物価高でかなり上がっていると思います。こういうふうな予算を今回足りなかったのに、上げなかった理由ってというのは何かあるんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今回、当初予算として5件を上げております。令和6年度もやはり5件ということで、最終的には7件の空き家があったわけですが、今のところ事前に相談がない状況ですので、昨年と同じ5件で計上しております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。3款 民生費及び4款 衛生費について126ページから199ページまで質疑ありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 155ページの子どもの居場所づくり事業費なんですが、これの内容を教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。子どもの未来戦略方針に基づき、地域のこどもたちへの支援体制を強化することを目的に、地域子こどもの生活支援強化事業が国庫補助事業として実施されており、その補助事業を利用した事業となります。具体的には、こども食堂など、子どもに食事を提供、また学習機会、遊び場所を提供し、あわせて地域の人々との交流する場を提供する活動や、文具などの子ども用品の提供を行う活動などを行っている団体に対して1回当たり、また参加予定人数等により一定額の補助を行う事業となっております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番(有働徳仁議員) この予算。非常にすばらしいなと思っています。こども食堂って1箇所じゃなくて何か所かやられていると思うんですけど、その1箇所に対して、この予

算をつけるのか、何ヶ所かに分配して、この予算を振り分けるのかその辺教えていただきたいです。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。補助についてですけれども、まず事業開設拡充費補助金として、事業初年度に1団体当たり一定額の補助。その後は5年ごとに継続費として一定額の補助を行います。また、運営費補助金として、子ども食堂などの食事の提供、学習支援、生活支援等を実施した場合、1回当たり一定額の補助を行います。また、1回当たりの参加人数が100名を超える場合は、人数加算を行う予定です。事業収入を差し引いた事業開催費用と比較して補助額に達しない場合は、事業開催費用となります。具体的な補助金額については現在検討中ですが、1団体当たり50万円程度を補助と考えて3事業所を計画しております。以上です。

○的野信之議長 有働議員。

○10番（有働徳仁議員） 今いろんな地域鞍手町以外にも、こども食堂ってすごい増えています。いろんなところに自分もこども食堂顔を出させていただいています。今後、鞍手町でこども食堂、また新たにやりたいって形が出てきた場合に、その場合は今後、この予算は増えていくんでしょうか。その辺、どう考えてらっしゃるのか、お聞かせください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。事業の補助要綱に該当する場合は今後新たにしたい場合も該当といたしたいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12（西藤典子議員） 181ページの予防費。法定予防接種費として、かなりの金額が上がっております。これ恐らく带状疱疹のワクチン接種のことではないかと思うんですが、いつからいつまで接種するのか、対象者はどういう人たちなのか、それから自己負担額は幾らなのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。带状疱疹ワクチンにつきましては、令和7年度4月より開始されます。令和7年度から11年度については、移行期間として、65歳から100歳までの5歳刻みの方を対象に、また7年度については100歳以上の方も対象となります。自己負担額については現在、直方鞍手医師会と委託料調整中ですが、組替えワクチンについては、6,500円程度。生ワクチンについては2,500円程度となる予定となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。新谷議員。

○6番（新谷留晴議員）　167ページです。3款3項行旅死病人扶助費と20万7,000円ほど上がっていますが、この内容をお願いいたします。

○的野信之議長　福祉人權課長。

○田鶴原竜二福祉人權課長　お答えいたします。行旅死病人扶助費についてでございますが、勾留中などにおいて死亡した身元不明者のもので、葬斎を行う者がいないときに行旅死病人及び行旅死病人取扱法により、死亡地の市町村長が葬斎を行う必要があるために、その必要を行うものでございます。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。星議員。

○3番（星正彦議員）　3款1項1目。131ページですが、社会福祉協議会の補助金についてお尋ねをいたします。この社会福祉協議会の補助金、直近5年間の推移をこの場で分かれば教えていただきたいというふうに思います。分からなければ、予算特別委員会までに資料を提出していただければというふうに思いますが、いかがですか。

○的野信之議長　福祉人權課長。

○田鶴原竜二福祉人權課長　今手持ち資料ございませんので、特別委員会までに過去5年間の資料を提出したいと思います。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○3番（星正彦議員）　次に、この補助金についてですが、令和6年8月に厚生労働省のほうから、社会福祉協議会の人員の体制を強化すると。そのために中央交付税交付金を増額するという通知が来ているというふうに思いますが、令和7年度の社会福祉協議会の補助金、厚労省の意が反映されているかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　お答えいたします。今星議員がおっしゃる部分につきましては、厚労省 社会援護局 地域福祉課のほうから、令和6年8月14日付けの通知で、福祉活動指導員及び福祉活動専門員に係る財源確保についてという文書が発出されております。その中で地方交付税算定基礎単価につきまして、福祉活動指導員設置事業につきましては、令和5年度2,136万円が、令和6年度から2,706万2,000円。福祉活動専門員の設置事業費につきましては、687万円から964万円に、活動費の基礎単価につきましては上げられております。本町におきましては、これが人口10万人当たりの試算という形になっておりますので、本町におきましては、人口が1万5,080人程度ということでございますので、この福祉活動専門員の交付税算定の単価964万円に対しまして、本町に来ているのは、163万3,0

00円ほどというふうに見込んでおります。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）　155ページの3款2項2目の保育園のところでは、正規職員の  
人件費が前年に比べかなり増額されています。これは今多分0歳児が増加しているの  
でこうい  
うふう  
に人件費が増加したのかなと思っていますが、その辺いかがでしょうか。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長　お答えいたします。こちらの増額につきましては、1人単価の  
賃金単価の上昇によるものが大きな原因と考えられます。以上です。

○的野信之議長　石井議員。

○8番（石井大輔議員）　古月保育所の令和7年度の見込み人数、分かれば教えていただき  
ますか。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長　まだ入所受付中ですが、今のところ全員で107名の希  
望者があっております。以上です。

○的野信之議長　石井議員。

○8番（石井大輔議員）　先ほどちょっとお話ししたんですけど、0歳児が増えるってこと  
は先生の人数も増えるってことだと思うんですが、先生の人数というのは十分確保のほうはで  
きているのでしょうか。

○的野信之議長　健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長　お答えいたします。現在のところ、会計年度職員と正規職員合  
わせまして、4月からの体制には問題ないようになっております。以上です。

○的野信之議長　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時再開いたします。以上  
です。

—— 休憩 11時59分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 12時58分 ——

休憩前に引き続き会議を開きます。3款 民生費及び4款 衛生費について引き続き質疑あり

ませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 193ページの負担金。補助及び交付金のところでございますが、健康こども課の健康増進係から新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付金給付費として104万入っております。どんな内容なのでしょうか。それから何人の方が関わっていらっしゃるかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。令和6年度補正予算で計上させていただきましたが、新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害を受けられた方への医療手当、医療費の給付事業となります。現在対象者の方1名いらっしゃいます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 191ページ。4款1項6目のところの妊婦のための支援給付金のところですが、今まで町が取り組んでいたものとどう違うのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。妊婦のための支援給付費は、令和7年度から実施される事業で、妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括支援、相談支援事業と組合せて妊婦等の身体的精神的ケア及び経済的支援を実施する内容となっています。具体的にはまず妊婦であることを認定後に5万円、その後、妊娠している子どもの数を届出た後に妊娠している子供の数1人につき5万円を支給します。今まではその前段にある出産子育て応援給付金給付事業というのが予算事業でありましたが、それが制度化されて給付金となっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 先ほどこちよと質問ありましたが、131ページの社会福祉、社協への補助金なんですけれども、予算特別委員会のほうで補助金の推移を資料出してくれという質問がありましたけれども、昨年の予算を分かっていると思うんですけれども、その場で昨年度に比べて減っていると思いますが、その額とその理由を教えてください。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長 お答えします。令和6年度の対比といたしましては、令和6年度が3,464万3,000円で、令和7年といたしましては、2,863万4,000円となっており、差額は600万9,000円の減となっております。主な減額の要因としましては、職員1名減によるものと思われれます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 昨年私このことについて一般質問させてもらいましたが、現在の鞍手町の社協の人員については、少ないとほかのところに比べても、そういうことで強化しないかとするべきではという質問させてもらったと思うんですが、今回1減でそのまま補助金を下げて、社協自体が弱体化していくんじゃないだろうか。何でその1名分補充しないのか、その分の予算を、補助金として予算つけないのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 社協の予算につきましては、宇田川議員から質問がありました。それ以前にも社協にテコ入れをしようということで、事務局長及び次長について、町からも職員を派遣して、事務局部分については、要するに町のほうで人員を派遣し増やして、5名体制でというふうに考えておりましたが、社協のほうからですね、職員2名については必要ないと拒否するということがありました。3名ですということでもありましたので、そのまま予算としては3名で計上しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 職員の派遣は必要ないということでしょうか。それで事足りることだったんでしょうか。社協独自で人員を確保するとかという方向じゃないでもなかったんですか。その点についても分かれば教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 当然ながら社協に対しては、町が補助金を出している立場でもありますので、人員については、直接、町の補助に影響することでもあります。そういったことから、人員の増強、またについては、町と協議が必要であろうというふうには考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） また特別委員会の中で、議論したいと思いますが。

次に195ページ。地域脱炭素移行再エネ推進補助金とありますが、1,100万ほどあります。これは、古月保育所に太陽光パネル設置するということだったと思うんですけども、全額国の補助金のようになっているのかなと思いますけども、その点について、どうなのかというのを教えてください。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。この補助事業につきましては、国が公募した脱炭素先行地域に北九州都市圏域で選定され、先行地域を財政支援するための地域脱炭素移行再エネ推進交付金を100%財源としております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 太陽光パネルで発電した電気というのはどういうふうに古月保育所で使われるのか、それとも売電していくのか。どういう形になっていくんでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長 お答えいたします。この補助事業は、町の公共施設である古月保育所に太陽光発電設備を設置し、維持管理を行いながら発電した電力を提供する事業者に対して補助を行います。この補助事業の後のスキームとしまして、町の設置事業者は、電力販売契約を締結し、事業者は設備の運用・保守を行いながら、設置した設備で発電した電力を町に提供いたします。町は使用した分の電気代を事業者にお支払いいたします。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 脱炭素化ということで宣言をなさって、公共施設にできるだけ太陽光パネルつけてという考えをお持ちなのかなとは思いますが、まずはそこからだろうと思いますけど、今後そういうことが見込まれる、どこかにつけようとかいう考えはあるのかどうか。計画も含め。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今、宇田川議員が言われましたとおり、一時的には公共施設に太陽光パネルを設置したいというふうに考えておりますが、脱炭素の観点からいきますと、CO₂を排出しているのは事業者が1番多くあります。ですから同事業者の方たちに、このCO₂削減について、ご理解を頂き、脱炭素化に向けて取り組んで頂くかということのほうが、むしろ重要なというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 155ページの家庭支援事業費の委託料で、子育て世帯訪問支援事業委託料とありますけれども、内容を教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。こちらは幼対協の対象者等で、子育てに支援が必要な方に、該当する方に訪問事業を提供する事業となります。以上です。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員） 子どもの対象年齢というのは何歳から何歳までか。決まっていますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 対象年齢は特に定めはなく、保護者に監護させるということが不適用等と認められる児童の保護者及びそれに該当する恐れのある保護者となっております。

以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　183ページ。環境衛生総務費のとこなんですが、よろしいでしょうか。飼い主のいない猫の関係。予算が今回計上されております。概要書等で、あとほかの施政方針等々にも同じような文章が出ておりますが、糞尿被害等でいわゆる野良猫の数をこれ以上増やさないようにしていこうということな趣旨だと思います。まず予算化された金額というのが、どれぐらいの数を想定していらっしゃるのか。これ恐らく補助金どういうふうに計算されたか分からないんだけど、雄と雌等で金額が倍ぐらい違うんですけど、どのような計算基礎でこの数字をつくり上げたのか教えてください。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。雌が1頭につき1万円。雄が1頭につき5,000円の補助金額としております。雌が1万円の15頭。雄が5,000円の10頭の合わせて25頭を想定しております。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　現在、この制度があるかどうか確認してないんであれなんです、県のほうにも同じような事業が過去あったと思うんですが、それとの兼ね合いはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○的野信之議長　住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長　お答えいたします。福岡県獣医師会のほうが「あすなろ猫」という事業を行っておりまして、これについては雄が5,500円。雌が1万1,000円となっております。また、公益財団法人どうぶつ基金が「さくらねこ」という事業を行っているんですが、これは無料になっていますが、この事業を行ったことを事業を実施した方がSNS等で広報をするということが条件となっております。この事業につきましては、先ほど、こちらが申しました事業とは併用はできないこととしております。以上です。

○的野信之議長　田中議員。

○2番（田中二三輝議員）　当初予算の概要等にある、快適な生活環境の保持という表現がなされておりますが、これはどっちを指しているの。人間それとも猫。去勢して放したって、これ恐らく糞尿被害のことを言っているんだと思うんだけど。去勢して放しても糞尿しますよ。何も環境改善にはならないと。ただ将来的に、増やさないってことは理解できるけど、これはどっちを指しているのか、まずそこを確認しておきたいんだけど、細かなことについてはまた特別委員会等で聞きますけど、この表現自身というのが、どういうつもりでつくっているのか

を町長確認したいんですけど。町長答えてもらえるかな。町長の考えを聞きたいんです。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 1つは田中議員がご指摘のとおり、糞尿被害について減らそうということがあります。これは地域猫という形で、今餌をやっている方たちが、要するに猫のトイレについても、地域でしつけをしていただきたいたいというようなことで、地域猫の育成っていうことにつながる事業になります。そういったことから、当然ながら猫がテリトリーとしていろいろ動いているところについての、地域の環境についても良くなるということと同時に、猫についても、やはりそういったトイレの場所がなるべく確定することによって、お世話する方からすればかわいがっていただけるっていうことも考えられますので、どちらについても、快適な環境ということになろうかと思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。5款 労働費から7款 商工費について、200ページから221ページまで質疑ありませんか。新谷議員。

○6番(新谷留晴議員) 205ページ。6款1項。水田農業担い手機械導入支援事業費で、3,500万なにがし上がっていますけれども、この機械の内容というのはどういったものでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。この水田農業担い手機械導入支援事業につきましては、県の単独事業となっております。申請者は認定農業者であって、水田も一定以上の面積を保有する方に限定されてきますが、水田農業機械を購入いたします。先ほど申し上げました認定農業者に対する機械購入支援の補助ということになっております。補助率は、県が3分の1、全体の33%、町の負担が6分の1、全体の17%というふうになっております。なお農家さんの自己負担は50%というふうになっております。令和7年度につきましては、7件の申請を頂いております。それに係る経費、補助額といたしまして、総額で3,598万7,000円を計上しておりますが、このうち、県の補助金が2,398万8,000円。町の負担が1,199万9,000円というふうになっております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 219ページ。直方・鞍手工業用地造成事業費なんですけど、

これ以前一般質問させてもらったんですが、県が国に要望を出してその当時、県知事もニュースにも出ていたんですが、データセンターを要望、県が国に上げたと思うんですけど、今ここ現状どんな感じになっているんでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。この直方・鞍手工業用地造成工事につきましては、令和6年度で全体の伐木工事のほうが終了しております。令和7年度以降、1年をかけて、今から造成工事が始まります。工事竣工は令和8年3月末を目標に今、計画が進められております。進出される企業につきましては、メディアを通じまして服部県知事のほうから、データセンターをとのお話を頂いておりますが、今年に入りまして企業立地課のほうにご挨拶に行ったときには、まだお話しできる状況にはないということで、お話しできる状況になりましたら、鞍手町のほうにお伺いしご説明をいたしますっていうお話を今、現在頂いております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 当初予算の概要の中に、令和8年度中の分譲開始を予定していますというふうにも書いてあるんですけども、分譲されて会社、何が来るか分かりませんけども、その収入。所得税というか、法人税というか、それは直方市と鞍手町の話合いはもされたんでしょうか。どのくらいの割合とか、どっちに本社っていうかね、それを置くとか。それによって変わってくると思うんですけども、その点についてはどういうふうな。話も決まったんでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えいたします。その件につきましては、直方市のほうには、一応歩み寄りといいますか、お話の場を設けていただくようにしてはしておりますが、事前に本町の顧問弁護士のほうに相談に行きまして、この税の案分ができるのかというところをお尋ねいたしました。法律上、税の案分は難しいだろうという判断になりましたので、議員がおっしゃる税収につきましては、今後、企業立地課のほうに直方市、鞍手町の用地をまたいだ形で、税金の偏りがないようお願いをするようにしております。この企業の進出につきましては本社、もしどういうふうに説明したらいいか分かりませんが、総務機能のほうで、鞍手町の土地の中に入っていれば、こっちは鞍手町の本社ということになります。逆になりますと直方市が本社ということになりますので、それによって税収の額も変わってくるんじゃないかというふうに考えておりますし、来る企業によっては変わってまいります。導入する例えば製造業である機械であったりとか、そういうものの立地の場所についても、固定資産の償却資産の税金の税

収のほうに影響が出てまいりますので、そこらあたりも企業立地課のほうになるべく直方市と鞍手町税収が同じぐらいになるように、配置についてもご助言頂きますようにというような、お願いをしているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　面積で言えば鞍手町のほうが大幅に少ない。たしかそういう状況だったと思うんですよ。ただその管理費はね、結構草刈りとか、毎年かかってくるわけで、そこはね話がまだついてないうちにもう令和8年度から分譲予定ですって言われても、管理費ばっかりかかってこっちに何のメリットもないというふうになれば、何のための工事なのかということにもなりますし、もう1つは固定資産。町内業者の奨励金免除という部分も多分出てくるんじゃないだろうかというふうにも思うんですけども、その辺についても、もう細かいことまでちょっと想定するなり話合いなりをしないといけないんじゃないかと思えますけどその点はどういうふうに考えておりますか。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　面積については、今の造成している工業団地は東ブロックと西ブロックにあります。東ブロックについては、全てが直方市に立地をしていますので、工事についても、維持費についても全ての形ということになっております。西ブロックにつきましては、約3割が鞍手の用地というふうになっております。そこに境界がありますので、それぞれの境界に応じて管理をしていくということで考えております。あと税収につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおり、直方市のほうにも1度こちらの考えを伝えましたが、弁護士等の回答のように、なかなか税収自体を案分するということは難しいということですので、どのような場所に何が設置されるかによって、当然そこで課税も変わってきますので、先ほど担当課長が答弁したとおり、企業立地課のほうに、進出企業に対して立地の場所、または整備するような機械等も含めてお願いをしたいというふうにも思っていますし、今までもお願いをしているところです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員）　税金とか固定資産税については話合い人間同士の話合いでできると思うんですけども、ご案内のようにあそこはイノシシの巣窟なんですよ。多分どこまで皆さん方知っているかどうか知りませんがね。今あそこを全部開発することによって、鞍手のほうにずっとイノシシが増えているんですね。あの山からずっと、下内のほうに。だからこれ多分町長にいろいろ入っていると、課長の耳にも入れとると思うんですけども、そのところを整理せんとあそこで専業農家やっている人たち、去年はあったら、立林の認定者の秋武君っ

ていうの7反ぐらいカボチャ植えたんですよ。全部やられとるんですよ。だからそういうのを早く整理をしてほしいと今後どうなるか。皆さんに提案してほしいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。栗田議員が今おっしゃいましたイノシシの被害については、随分以前より承知をしております、現地も行きましたし、福岡県、今工事を行っております企業局のほうにも行きて、この被害の状況を説明したところでございます。これまで地元のほうからも様々な対策をとということで、案を頂いておりますけれども、最終的に1つの案にまとめられましたので、その案を先日、企業局のほうにお持ちいたしました、まだ結果ははっきりとは回答は頂いておりませんが、企業局のほうでイノシシ対策の地元が要望する内容で対策を行っていく方向で今積算のほうをしていただいております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 207ページ。山田錦作付奨励金交付事業費です。まず特産品としてね日本酒をつくると。こういうことで行われているんですが、1反当たり6,000円等の補助並びに燃料費といったような形になっていると思うんですけど。これ農家は、この数字で本当にやっていけているんでしょうか。農家はどのような意見なのかちょっと教えていただきたい。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。この山田錦の作付の補助でございますが、今2戸の農家さんに作付をしていただいておりますが、申し訳ございません。この補助が十分であるかという確認は、今現在とっておりません。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 2軒の農家がちょっと、前もって数字が激しいとかよかったんですけど、この米収穫量がちょっとよくわかんないんですけど、これふるさと納税の返礼品に使っているというふうにも聞いているんですけど。これ、一般売買してないですか、我々が手に入れることができないのか。どうか、それ、その辺はどうなんですか。例えばどっかの高速の土産屋には売っているとか、ネットで調べたら売っているとか、じゃないと鞍手町の特産品としては、ふるさと納税の返礼品だけというような形になっていたら、非常に販路も、知名度も低くなってしまうと思うんですけどその辺は、現状はどうなんですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 現在、ある酒屋さんで販売をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） あるじゃなくて、それ、公表しているんでしょう。しているんだったら、ここで言いたくないんだったら、後で教えてもらったらいいんだけど、そういうことをアピールしないと。すばらしい名前付けていましたよね。何も意味してこないし、いろんな酒どころあり、日本史の有名どころたくさんありますよ。その中に切り込んでいこうとするんだったら、ぜひそういったことをアピールしていただきたいんだけど、町長そういったことで、どういうアピールするつもりがあるのかなのか。アピールしてもらいたいっていう気持ちがあるんで町長の考えをもう1回ちょっと整理して答えてもらえます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 一般販売については、鞍手町に森の蔵っていう酒屋さんがいます。そこで、取り扱っております。ともう一つ。JR駅構内。福岡工業大学の駅構内で販売しているところがあるんですけども、私が承知しているのは2件で、一般の交流を行っております。当然ながら、もっともっと販路を拡大してほしいというような私自身の思いはあります。それでその取扱いの大本になっているところには、今後もっと例えば、一般の飲食店とか、また町外だとかの販路を拡大してほしいというのは考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。8款 土木費及び9款 消防費について、220ページから247ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 先ほどは失礼いたしました。227ページ。本町～今村線の道路改良事業費です。これは以前、今後県道に格上げしていくっていうふうな話を聞いていたんだけど、その計画は今そういう認識でいいのかどうかまず教えてください。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、田中議員がおっしゃいましたように、本町～今村線につきましては、年々、交通量が増えております。その関係上、県道への昇格を毎年の方県土整備事務所のほうに要望という形で上げさせてもらっております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 今回改良工事費が、町の単費っていう形になっていますので、確認をしたかったんですけど、今度新しく道路も計画され、県道の整備が始まるというふう

も聞いてますんで、ほかの議案との関係が出てきて、現在の県道を町道にするとかというような形が出ています。県道は同じ方向に2本並行で走らせないっていうかそういった形の基本的なルールがあるっていうふうにも認識しているんですが、それに該当するんじゃないかなと思うんだけど、その辺の確認とかいう作業はどのようにされているんでしょうか。県道への昇格っていうのは、どうなっているのか、そこら辺をもう一度。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、田中議員がおっしゃいましたように県道が同一路線名で2本持つことは、現在、県のほうもやってないということで、新しく県道ができれば、旧道については町のほうに移管するという形で、今現在、前からもそうなんですけど事業を行っております。今回、またこの後の議案で上げさせてもらっている検討の読替えの路線もあるんですが、この本町～今村線も、将来、県道に昇格いたしましたら、別の路線を町道として移管するような形になるのは間違いございません。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 現状の拡幅、そして、現状の路面とか舗装面の整備とか、路盤整備も含めているところだと思うんだけど。当初ね、橋ができるときに踏み切って線路をまたぐといった計画があったと思うんだけど、その計画自身はまだ生きているんですか。それとも、現状のまんま踏み切りを残して、やっていくんですか。線路をまたぐっていうその計画が県との間でまだ生きているのかどうかそこを確認したいんだけど。今答えがないんだったら、次の特別委員会で確認をしたいと思っているんですが。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、田中議員がおっしゃいました、筑豊本線の高架という形で都市計画道路の計画がなされているんですが、その計画自体はまだ現在生きております。ただそのとおりに都市計画道路の通りに工事をやっていくかというのはまた別の話なんですけど、ただ都市計画道路がある限り、それに沿った形で道路の整備を行っていくというのは大前提です。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員） 233ページの12節の除草等業務委託料のところなんですけど、全体的に大谷自然公園の年間維持費っていうのは幾らかかっているんでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今石井議員がおっしゃいました大谷自然公園の公園委託料につきましては、年間の維持管理料でここの予算計上しております中で270万

ほどかかっております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） そのほかにかかっている除草費用とかもあると思うんですが、そういうところも教えていただけるでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 維持管理除草も含めて、270万という形になっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。星議員。

○3番（星正彦議員） 233ページ、石井議員の質問と同じですが、この6つの公園の維持管理に要する費用が2,344万ですね。そのうち、大谷自然公園の管理委託料が270万ということで理解していいわけですか。それと、これは管理委託料という形になっているんですね。大谷自然公園は、どういう管理されているか。その中身を教えてくださいたいと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今、星議員がおっしゃいましたように、この2,300万の中の270万が大谷自然公園の維持管理の費用となっております。維持管理の内容としましては、現在休止中ではあるんですが、バンガロー等建物がありますので、その維持管理、それと中の公園内の定期的な除草。それと見回り等、それと建物のセコムをかけておりますので、セコムの費用も入っております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番（星正彦議員） 全体の2,344万から270万ですから、額的にそうないというふうに思うんですが、しかし今言われたように、バンガローの維持管理だとか、いわゆるセコムの関係も含めてセキュリティーの関係も含めて、予算かかっているわけですが、これは以前から、大谷自然公園の施設について、町としてどういう考え方持ってあるのかということを、議会の中でも議論された経過がありますよね。町長にお聞きしたいんですが。このままでバンガロー含めて放置していくと。これもうかなり老朽化して、もう使い物にならないような状況が早晚出てくるというふうに思うんですね。したがって、町長この大谷自然公園のああいふ施設について、今後どのようなお考えを持ってるか、あれば聞かしていただきたいというふうに思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 大谷自然公園に限らず、公共施設等維持管理の中で、どういうふうにして

いくかっていうことにもなります。大谷自然公園につきましては休止をして長らく今のところは使っていないというふうな状況です。今星議員が言われるように、このままだとだんだんと老朽化がひどくなるというふうには思いますが、では幾らのお金をかけて再生していくか、再度利用していくかっていうことになると、なかなか今公共的な立場から、今から再生をして管理していくということにしても、当初からも利用料金の設定自体も非常に低く設定されておりまして、維持管理費と費用対効果を考えても、なかなか見合うような施設にはなっていないかのようなこともあります。そういったことから、今後をどうしていくかっていうことについては、今ここでこういうようにしていくような構想があるとか、そういったものは持ち合わせてはおりません。非常に苦慮しているというのが今現状です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　今のところ同じところですよ。以前これ一般質問でもさしてもらったんですが、その当時の課長は浄化槽が壊れているので、大谷自然公園は運営できないと。そこが大きな要因であるという答えを頂いているんですけど、そのときに約3,000万円ぐらい浄化槽変えるのは3,000万ぐらいかかりますというお答えを頂いていました。それから、大谷自然公園が閉鎖してもう約10年たつんですよ。そう考えたときに、約300万円ぐらいの、毎年毎年、いろんな管理費かかっています。そのとき3,000万円っておっしゃってました。そういう今300万円ぐらいの当初、赤字って言い方したらあれですけど、それを考えた10年たっているんですけども3,000万になっているんですよ。今町長お答えされたのもいつもそういった内容をお答えされているんですけど。今後、本当にどう考えているのかっていうのも、もう一度町長にお伺いしたいんですけど、もう10年たって、今3,000万で新しいのに変えられているんですよ。答えはずっと、今後考えていきたいですって繰り返しなんですけど。うん。今後本当にどうするのかというのを町長、どう考えているのかをお聞かせください。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたように、これを公共で維持し運営していくということになりますと、維持運営費もかかります。そういった意味で、収入と支出のバランスも非常に難しいというふうに考えております。これが当初からもそういうような有働議員が言うようなことであれば、赤字体質の施設であったというふうに感じておりました。それで、そこにもう1度3,000万を投資して、再度ここを運営したとしても、非常に経営上は難しいだろうというふうなことから、なかなか3,000万円を投資するっていうことに、前町長もそうだったと思いますが私のほうも踏み込めてないというのが現状です。先ほどの質問もありましたよ

うに、これからどうするかということにつきましては、先ほども答弁をしましたが、非常に苦慮しているということです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。有働議員。

○10番（有働徳仁議員）　ちょっと今のお答えでちょっと分かりづらいんですけど今後、民間に貸すとか、売るとか、そういった何かこう手だてとか、そういったことを町長は考えてらっしゃるのか。どうしていこうかっていうそのビジョンをちょっとお聞かせ頂きたいんですけど。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　先ほども言いましたようにビジョンを持ち合わせておりませんが、あそこの施設の用地の主なところは、これは要するに土地を借りております。それで地主さんもいらっしゃることでもありますし、町が単独で、あそこをこうするああするということにもならないっていうふうな状況でもあります。それで繰り返しになりますが、今苦慮しているところです。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　9番。同じく、公園管理につきましてお聞きしたいと思いますけども、町が管理しています公園が6か所あります。今現在話が集中しているのが大谷自然公園ですけど、ほかにも5か所公園があります。他の公園の利用状況っていうのは、把握されているのか。お聞きしたいと思います。

○的野信之議長　都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長　お答えさせていただきます。今議員がおっしゃいましたように、残り5箇所鞍手公園、長谷のトイレ、それと新川、劔岳公園、浮洲公園とあるんですが、その利用状況といいますかその公園に年間何人ぐらい利用されていると、そういう集計とか、そういったものの調査等は行っておりません。以上です。

○的野信之議長　許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　集計ができてないということですけども、やはり、中には結構使われてない、荒れた公園も結構見受けします。その中でも、劔岳公園につきましては、見晴らしもよくて、結構散歩かたがた登られている方をお受けしますけども、やはりトイレ環境とか、鞍手公園もそうですけど、トイレ環境が非常に悪いと。夏場になりますと結構草も繁茂しておりますので量が少ないということです。町の庁舎の横に立派な公園ができておりますけど、そこにこられる方がやはり多くなってくれば、他の6箇所の公園というのは、だんだんと管理も難しくなってくると思いますので、その辺も踏まえて、今後、予算組みとか検討して

いただければと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 今議員がおっしゃいますとおり、やはり利用が多い公園というよう少ない公園がございます。その中でも、やはり除草作業というのは、年に1回もしくは年に2回行っている公園等がございます。トイレもなかなか清掃も行き届いてないところはあると思うんですが、限られた予算の中でできるだけ快適に使っていただくように、維持管理のほうを今後も行っていきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 6公園の管理なんですけども、特にトイレですよね。町長の家の自宅の上にあります鞍手公園。このトイレの関係を知っていますか。すごいですよ。小便器に大便があったり、何かいろいろありました。なので、せめて公園のトイレぐらいは定期的に掃除・清掃は入れるべきだというふうに思いますけども、恐らく汚れたときに臨時的に気がついたときに臨時的に掃除しているっていう状況じゃないだろうかというふうに思いますけども、その辺どういうふうに考えておりますがね。トイレの関係です。トイレがやっぱり1番綺麗じゃないと公園というのはなかなか使い勝手がないんで、その辺ついてぜひ計画的に掃除・清掃に取り組んで頂きたいというふうに思いますけども、その点についてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 議員ご指摘のとおりトイレの清掃については臨時的にっていうことでしております。使われている方からの通報といいますか。連絡があった際に、よく鞍手公園を言われましたけども、上のほうにあるトイレとしては立派なんですけど、結構ドアが壊れたりだとか、今宇田川委員が言われているようなことがあったりだとかいうようなことがあります。そういった知らせがあったときには、清掃しているということです。また、今回現実的な清掃としては費用を上げているところです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 定期的に管理するべきだというふうに言っているんですよ。例えば最低でも月1回ぐらいはトイレに回ってやるとか、ボランティアが掃除に入っているところも、それも毎月ではないし、ますそこをもうそれを省いたとしてもね、本当に何か月間に1回とか、あんまりトイレを何か月に1回とかいうのは余り考えられないんですけど、それでもやっぱり定期的にやるべきだと。特にやっぱ先ほどの質問者も言いましたが、夏場はねやっぱり臭いだとかいうのもありますし、そこはやっぱり使えるように常に使えるようにしていただきたいというふうに思いますので、そこは、やっていただきたいと思いますが、もう一

度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 これにつきましては利用者のことも考えながら、今後検討していきたいと思いをします。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員） 239ページ。8款5校1目のところの住宅性能向上促進事業費なんです、これは具体的にどのような内容で受給できるのか教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。住宅性能向上改修事業費は、住宅の性能向上改修の実施に要する費用の一部を補助することにより震災に強いまちづくり及び脱炭素社会の実現に資することを目的としております。具体的には耐震改修工事をされる部分の補助、それから省エネ改修工事をされるときに補助金という形になります。それから建て替え等に伴う除却工事が含まれます。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） その補助率っていうのは何%とかいうのは決まっているんでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。この事業は県の補助事業になりまして、上限額、県の補助金の上限額が30万円となっております。補助率としましては県の補助が25%でございますので、対象事業費としましては120万円までが補助対象経費ということになります。今年度、令和7年度よりこの部分については拡充をいたしまして、町の一般単独での補助を30万円上乗せをしております。改修工事を実施される方につきましては県それから町と合わせて50%の補助という形になろうかと思いをします。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） あと例えば、年度最初に改修して、また年度末に改修してとか2回改修する場合とかもあると思うんですが回数の制限等はあるんでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。ちょっとその回数の部分については、資料を持ち合わせておりませんので、また特別委員会の際にもご回答差し上げたいと思いをしますが、基本的には1つの事業に対しての補助でございますので、お1人様1回の工事になるのかなというふうには考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　9番。9款消防費1項3目ですかね。のページ数241ですが、消防団の団員、退職報償金で175万1,000円計上されております。昨今、大船渡の山林火災で消防団員さんかなり地道な活動をされておりますけども、年間通じて町のほうで団員さんの退職される方、また加入される方が分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。退職報償金の分、来年度につきましては3名の退職者の把握しております。新入団員のほうにつきましては、随時募集をしていくというふうな形を考えております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　関連しますけども、団のほうに在職される平均的な年数っていうのはどのくらいが多いのか教えていただきたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　年数については今資料を持ち合わせておりませんので、特別委員会の際にもお答えさせていただければと思っております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員）　247ページ。9款1項の工事請負費。875万6,000円、これの中身を教えてください。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長　お答えいたします。今回の工事請負費につきましては、剣南小学校防災行政無線の撤去工事、剣北小学校防災行政無線の設置工事、それから全国瞬時警報システム、J-A L E R Tと申しますが、J-A L E R Tの受信機取り替え工事の3本を予定しております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）　9番。また消防のほうに戻りますけれども、9款消防費1項3目の241ページの下から2番目ですけども、消防施設管理事業費。3,183万2,000円計上されておりますが、これは今回、消防車第2分団の消防車購入かと思うんですけども、前回、第5分団の消防車購入で2,277万ぐらいかかっていると思いますけど、今度新しい消防車を購入されるに当たっては、どのぐらいの金額が予想されているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○的野信之議長　まちづくり課長。

○高橋奈美江まちづくり課長 お答えいたします。今回、非常備消防費のほうで、備品購入費で消防車両の購入費を上げさせていただいております。今回につきましては、第4分団の消防ポンプ自動車となっております。金額につきましては2,531万3,000円を予定しております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。10款 教育費から14款 予備費について、248ページから309ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 263ページ及び273ページ。GIGAスクールの関係です。当初予算の概要では小学校のGIGAスクール推進事業費の事業概要、最後に7年度は端末の更新を予定していますとあります。中学校のGIGAスクール推進事業費にはこの文言がなくて、提案理由の説明によると令和2年度に整備した端末が更新時期を迎えることから端末の購入等を含む関連予算として8,000万超の予算が合わせて上がっていますが、まずこの中学校のGIGAスクールの関係の予算としては、端末の更新なのかどうか、それをまず教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。中学校のGIGAスクールのタブレット端末の効果につきましては273ページ。GIGAスクール推進費の備品購入費ということで、2,730万5,000円のほうで上げさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 小学校のほうにはね、端末の更新を予定していますというふうに丁寧にうたっていただいていますので分かりやすかったんですけど、中学校も同じということだということで今答弁頂いたんですけど、だったらそういうふうに書いといてください。それから、これ財政内訳はどうなっているんですか。これ全額町の単費ですか。それとも交付金等があって、町の負担が何割というふうな形になっているのか。なっているとすればその率等も教えていただきたい。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。タブレット端末については、上限が1台5万5,000円という補助の中で動いていきますので、補助金はその中で台数を掛けた形で補助金の

ほうが支給されるような形になっております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 端末に関しては補助があるということで、5万5,000円に台数を掛けて云々というふうな話だったんだけど、だからここに上がっている数字が全額その対象となる補助金の額で全部補われているのか、町の単費も町の経費も少しはプラスして、入れているのかっていうのを聞いているんですよ。購入しようとするのが5万5,000円だったら5万5,000円以内に抑えれば、交付金対象になる交付金で全額賄えるわけでしょう。そうじゃなくてランクを上げて、6万7万だっている端末にすれば、いくらか町が出さなきゃいけないっていう形になるんだと思うんですよ。その辺をどう考えているかって聞いているんですよ。今答えが出ないんだったら特別委員会のときに答えを整理して出してもらってもいいけど、その辺は教育長応えてもらえます。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。詳しい内容についてですね、まとめて特別委員会のほうで報告させていただけたらと思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員） 今2番議員と同じところの質問になりますが、タブレットが更新時期を迎えたということで更新時期を迎えたタブレットの処分方法はどうなるのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。基本的には処分という形で予算のほうも処分費ということで上げさせていただいておりますが、活用については、なかなか全部捨ててしまうっていうのはもったいないという話もありまして、今後またそれは検討していくっていう形では考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員） GIGAスクールの今のところの執行部が出した当初予算の概要の内訳見ますと、国庫支出金と一般財源が半々約になっていますけども、だから2分の1補助ではないんですか後から来るとかそういうことですかこれ。これ執行部が出している資料ですので、私はもう半分国の支出金で半分は単費かなというふうに思っていたんですが。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。すいませんちょっと中身について、こちらのほうでもう一度確認をさせていただき特別委員会のほうで一緒に出ささせていただけたらと思います。ただ補助の先ほどの5万5,000円の分の補助として3分の2補助っていう形になっており

ます。その中で、またちょっと整備等が端末等については5万5,000円の3分の2の補助、ただそれに伴う設計であったり、中のソフトであったりっていうのが、補助の対象外となっている部分もありますので、その辺も整理して、すいません特別委員会で回答させていただけたらと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 予算審議ですから。この予算の中身どうなっているんかっていうのを聞いているのに、それ答えられんで一般質問じゃないですよ。執行部が出した予算ですよ。何で中身について分かりません。後で詳しく説明させてもらいますって。何でそんなことになるんですか。財源はどうなっているんかっていうのを聞いているのにそれはまだ分かりません後で調べています。町長ということですかこれ。提案説明なってないですよこれ。説明にもなってない。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 教育部局との話であります、当然予算でありますので、本来ならばしっかりと答弁ができるように、資料も含めて準備すべきというふうに私自身も思います。今答弁ができないことにつきましては私からもお詫びを申し上げます。

○的野信之議長 ここで一旦休憩します。

—— 休憩 14時07分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 14時17分 ——

会議を再開します。10款 教育費から14款 予備費について質疑はありませんか。教育課長。

○森永健一教育課長 すいません。お答えいたします。先ほど宇田川議員からの質問の分になりますが、すいません予算書のページでいけば、小学校のほうで263ページの1番下になりますが、委託料ということでGIGAスクールの設定・設置の費用ということで、こちらのほうで377万3,000円、これが補助金の対象外の金額になります。

次の265ページの備品購入費というのがタブレットの購入費でして、6万3,000円掛ける台数の686台の4,754万円となります。その合計が、歳出の分の5,131万3,

000円になります。このうちの補助金っていうのが先ほどご説明いたしました台数の686台に3分の2が補助率になりますので、その1台単価が5万5,000円が上限になりますので、5万5,000円の上限の価格を掛けた2,515万3,000円が補助金という形で上げております。中学校も同じような形となっております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員）　分かりました。それで学校給食の関係で、305ページ。学校給食補助金は4月から4回分ということで説明があっています。その下の学校給食支援事業費支援事業補助金547万円ですが、これは食材の高騰分を7回分ということでの説明でしたけれども、これまでこれずっと単費でやってきたと思うんですが、これについては、そういう認識でいいのでしょうか。

○的野信之議長　教育課長。

○森永健一教育課長　お答えいたします。この分は、重点支援の交付金のほうを繰越しであてさせていただいて、令和7年度、この分の補助金ということで上げております。単費という形では今までもやっていなくて、今までも重点支援の交付金のほうを使って町負担というのは上げさせていただいております。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　食材高騰分で、確か柴田町長の時代から食材が高騰したらその上乘せ分は給食費の値上げにつながらないように支援してくれということでずっとやってきたと思うんですが、そういうことじゃなかったですかね。私はそういうふうに認識していて、それだったら今回のこの547万円も交付金を使うんじゃないかと、これまでどおり単費で使って、この分については給食費1回分でも無償にするというふうにすべきじゃないですか。と思いますけど、私の認識が間違っているのでしょうか。

○的野信之議長　教育課長。

○森永健一教育課長　お答えいたします。この部分の補助金につきましては町の執行部のほうと協議のほうさしていただき、財源がこのほうでできたということで、今回のほうを上げさせていただいております。ちょっとすいません以前の分に関しましては、この分と絡んであるかどうかというのはすいません、私のほうでは確認ができておりません。申し訳ありません。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　以前、給食費の値上げがあったときに、それからまた物価が高騰して、給食費について、食材費は給食費で賄うということがあって、ただ物価が高騰したら、カロリーも減らないように、その分は町が補填してくれということでこれまでずっと続けてき

たと思うんですよ。重点交付金を使ってしたのはいつからですか。それまではずっと重点交付金以前は、もう何も補填してなかったということなんですか。分かりませんか。私はいはこれ、以前からも先ほど言いました柴田町長との約束、それからずーっと来ているんですよ。給食費の値上げにつながらないようにということでやってきて、それなら町の政策として単費で賄うというふうにやってきたと思うんですけども、それを交付金は交付金で、もっと別のものに充てるべきだというふうに思うんですけど。私の認識は間違っているのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。たしか平成26年ぐらいに給食費の値上げのほうをさしていただいて、それからコロナ禍になって特別交付金とか出るまでの間っていうのは、値上げのほうはしておりません。そのときに物価が上昇したっていうことでその分については、特別な交付金のほうを充てて給食費のほうを上昇しないようにというふうな形で出てきたのでそれからは、コロナ禍になってからがこういうふうな形で、上昇分の補助金のほうを充てさせていただいていると思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番（石井大輔議員） 265ページ。小学校の統合事業についてです。直接的な予算とは関係がない部分なのかもしれませんが、工事が始まってしまうと、体育館そしてあと中央公民館正面のほうに行く通路っていうのが1箇所。学童と武道場の間しかなくなると思うんですが、ほかに今まで使っていたグラウンド側から上れるようにしたりとか、そういうふうなことはないのでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 通路の関係につきましては、仮設校舎を体育館横に設置するというところで、どの道を開けるかっていうことで協議のほうは重ねてまいりました。中学校側からっていうのはもう入れない形で工事車両という形になりますので、その横にあった道等も開放しないかっていう話もあったんですが、そこの道路についても小学生が体育で使うときとか、登下校のときに、そこの道を通るっていうときにも交通事故等を予想されるため、極力児童の安全を優先っていう形で、今現在の形で役場の駐車場側からちょっと一方になって大変ご迷惑をかけているんですが、どちらか、そちら側からだけの出入りっていう形で現在は考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員） 273ページ。中学校施設整備事業費、これ空調の関係ですけれども、全体で9,476万5,000円となっていますけれども、財源の内訳として国庫支出

金が3,535万。地方債で5,940万というふうになっていますけども、この地方債、支出金の中身どういう支出金なのか。そして、地方債はという地方債を借りているのか、負担割合というのはというふうになっているのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。令和7年度の中学校のエアコンの設置についてですが、令和7年度は断熱の設計それと工事。年度が分かれてしまうんですが次の年に機械の機器の設置のほうを行いますので、その機器の設計を令和7年度中に行い、令和8年度に衛生設備工事のほう行うような形と考えております。補助金のほうにつきましては、上限7,000万でその2分の1が国からの補助という形になりますので、その残りの分は過疎債等を予定しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 国からの補助金の名目どういうあれなのか、学校施設何とか改善何とかなのか。耐震緊急緊防債やったっけ。緊防債じゃないわな。そういう名目をという地方債も含めて、どういう名目なのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 特別交付金のほうが出ておりますので、空調設備整備臨時特例交付金という形になります。あとの分は過疎債のほうになっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井委員。

○8番(石井大輔議員) 今の4番議員と同じところの質問になるんですが、これ工事期間はいつ頃見込まれていますか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。工事期間といたしましては、長期間のやっぱり体育館の閉鎖っていうのは学校と協議する中でできないということで、断熱工事につきましては、行事の1番少ない1月2月。設置工事につきましては、今から設計等を行っていきますので、その期間がどれだけかかるかっていうのがまだ分からない状況ですので、その期間が出てから学校のほうと協議をして、設置のほうを進めていきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに。石井委員。

○8番(石井大輔議員) 工事期間中、夏休みとか冬休みとか、そういうことを利用するんであれば限りなく少ないと思うんですが、夏休みとなれば、やはりまだ中体連の県大会それから九州大会等を控えている部活動等あるんですが、その期間中、優先して中央公民館押さえるとかそういうことは考えているんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。工事の期間としては先ほどちょっと述べさしていただいたんですが、1月2月が学校行事が1番少ないということで、その辺りなればもう新人戦とかも全部終わっていますので、1番体育館を使わないという形になっております。工事期間中、使えない分の部活動に関しましては、今、石井議員言われたように中央公民館の体育館等を利用して、部活動のほうできるようには考えております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） さっきの課長の答弁でいくと1月2月は断熱工事、その前にエアコンが取りつく、暑い時期なんで、その前に取りつくってこともないっていう考え方でよろしいんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。機器の取付けに関しましては令和8年度という形になりますので、8年度を設計が固まり次第、工事期間等、その辺を考えながら学校と協議して時期としては決めさせていただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 関連なのでひとつお願いします。ということはここにある予算はあくまでも、断熱工事の予算・費用っていうことで、これとほかにエアコン設置等がまた来年度予算で加わってくるという考え方でよろしいでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 議員のおっしゃるとおり、令和8年度には設置工事の工事費のほうが上がってくるようになります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員） 299ページ。施設維持管理等業務委託料、これがこの当初予算の概要で言えば、拡充というふうになっているんですけども、どこがどういうふうに拡充、維持管理の拡充、どこがどういうふうに拡充されているのか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。来年度よりくらじふれあいアリーナ。福祉センターにある体育館になるんですが、そちらのほうの維持管理が教育課のほうに業務が移管ということで、その中の分の維持管理費っていうことで上げております。内訳といたしましては、電気保安点検や、自動ドア、施設内の清掃、トレーニング器具の保守、空調機の点検等、そういったものをふれあいアリーナに関する費用に関しまして、全部教育課のほうに移管ということ

になっていますので、これを上げさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) ふれあいアリーナ部分の額を教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。ページでは299ページの下から3つ目、施設管理等業務委託料というのがふれあいアリーナの分全部と。その上の分が、299ページの下から3番目。施設維持管理業務委託料1,612万4,000円。その分の上の一部ということで、こちらのほうが体育館の分のほうが含まれておりますので、このうちの471万3,600円が、ふれあいアリーナの監視の委託料ということになります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中二三輝議員。

○2番(田中二三輝議員) 295ページ。歴史民俗博物館の関係なんです、令和7年度に石炭資料館のリニューアルを目指しているというふうに概要説明ではなっていますが、これ時期とか今後のスケジュールとか、いつぐらいを目途にオープンするのとかということにつきましては、どのような計画になっているのでしょうか。教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。歴史民俗博物館の別館につきましては、令和7年4月のオープンを予定ということで動いておりましたが、中の展示の最終的なチェックや、エアコンの設置工事、休館のシャッターの取り替え等、そういったものが開館してすぐに行ってまた閉館っていう形はできないので、そういったものも新年度予算で行わせていただいた後に、GW明けということで今調整をしております。日にちにつきましては、まだはっきりしておりませんので、ここではちょっと述べにくいんですが、GW明けということで予定をしております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) そうすると別館の工事に伴って今、休館中の仮本館というのか、その部分も、休館扱いでずっと休館という看板を立てているわけだけでも、今現在課長がご答弁されたようなスケジュール的なものをね、お知らせするっていう形の意味合いも含めて、看板の立て方少し工夫されたらいいかなと思うがいかがか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。今田中議員に意見頂きましたので職員と、また表示の方向については考えていきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。栗田議員。

○11番（栗田美和議員） この情報は皆さん方、「我が家の宝」として、テレビの見たことありますか。去年の荒木さんっていう、京ノ上の方が出されたもんですね。そのとき判定とか評価が370万ぐらいしているんですよ。ほいで実際それ見た方もおられますし、ここの中央公民館で、それを皆さん方に見せました。まだあんまり認識がないようですので今度、荒木さんという方も大分年なんです、町のほうに、博物館のほうに寄贈したいという意思があるようです。古後さんがそのところは多分聞いてあると思います。その後ですね、今度は全国ネットで話が多くなりまして、来年の…

○的野信之議長 栗田議員。予算の質疑に関しては…

○11番（栗田美和議員） いやいやそれですね、もう事前にこの予算を立てる前に、もうほとんどこの予算は変わらないんですよ。そういうふうな貴重品をね今度は町が預かるっていうか町が前でなければいいんですけどもあつとって、あえてこういうことをしているのか。そのところをお聞きしたいんですよ。4月以降、兵庫の県立博物館で1か月それから島根の県立博物館で6月から1か月、そういうことで、前回、読売新聞が来てそういうふうな話をして帰っておりますので、それはここに入るに当たってはこういう予算では足りないんじゃないかと。もちろん中身やできた後見てないけどもですね、そのところをもう一遍確認して、もしそれが来るようになれば、もう少しきちんとした管理ができると思いますけど、そういうことをお願いしたいと思います。以上です。

○的野信之議長 答弁は。

○11番（栗田美和議員） いいです。

○的野信之議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから61ページまで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 13ページ。町税が前年よりも、多く予算が出てきております。個人住民税が現年課税で6,829万、法人税が2,494万円の増と見込んだ理由について教えてください。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。令和6年度の町民税、個人町民税につきまし

ては、定額減税が実施されましたので、減収分として5, 500万ほどを想定しておりましたので、それがなくなったと。令和17年度については、減税がございませんので、その分の増を見込んでおります。以上でございます。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員）　49ページですけども、財産売払い収入で土地売払いと家屋売払い収入、これ項目立てされているんですけども、旧庁舎の備品だとか払下げのことだとか、いうふうに考えてありますということだったけど、当初予算に一切載ってないんですけども、これ財産収入になるんじゃないだろうかと思えますけども、そう考えてないということなんですか。どういうふうに考えてあるんでしょうか。

○的野信之議長　管財課長。

○石田正樹管財課長　お答えいたします。庁舎の備品に関しましては、以前一般質問があった際に、まず公共的団体のほうに必要ながあればお渡しするということで、現在、まず、くらで病院とか隣保館、必要なものについて今、確保というか、それぞれやっているところであります。それが終わりましたら、来年度になろうかと思いますが、区長会、区とかを含めて公共的団体のほうに広げていきたいというふうに思っております。そのあと、それらが全て終わった後に残ったものにつきましては、町民へのバザー等の方法で考えていきたいということは答弁をいたしておりますが、それがちょっと来年度になるのかというのが定かではありませんので、今年度、7年度につきましては頭出しとして売払い収入については計上させていただいております。また決まりましたら、その分については、またお知らせをさせていただきながら対応させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　頭出しさせてもらっていますし言いましたかね。頭出ししてあるんですかね。ないと思ったんで聞いたんですけど。どこに頭出ししてあるんやったらどこなのか教えてください。

○的野信之議長　管財課長。

○石田正樹管財課長　すいません。申し訳ございません。備品の売払いについては予算としては計上をいたしておりません。ここに今49ページにありますのは、土地の売払い収入として1,000円ということですのでしておりますけども、先ほどの答弁は間違いでございました。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川亮議員。

○4番（宇田川亮議員）　先ほどの関連もありますけども、物価高騰対応重点支援交付金。

4, 576万3, 000円というふうになっていますけれども、この内訳について、今答え、なくて結構ですので、特別委員会までに資料を提出していただきたいというふうに思いますけれども、議長よろしくお願いします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 では特別委員会までに資料用意させていただきます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 13番。87ページの西牟田用地の関係でございます。管財課長から4か所の西牟田用地ということを知りましたが、その4か所のうちに旧鞍手町土地開発公社の土地が1箇所あると思います。平成19年度に、旧土地開発公社を閉鎖清算するときに、かんがい基金から約22億円の基金を取崩して生産しております。そのときの町長が柴田町長でございます。柴田町長によりますと、旧土地開発公社の土地を売り払った場合はかんがい基金に繰り入れるという約束事がありました。今回、西牟田用地をもし民間企業に売った場合、町長はかんがい基金に繰り入れるかどうか、お聞きいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私自身は、柴田町長がどのような約束をしたかつてというのは文書等を見たことがありませんので、承知はしておりませんが、当時の町長が約束した時点と、現在の状況等を勘案しながら今後考えていきたいと思っております。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番(篠原哲哉議員) 13番。どこですかね宗春用地に県道ができたときに宗春用地を売ったときは、かんがい基金に繰入れております。ですから、それを実行していただきたいと思いますが、いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 宗春用地の売却については承知はしておりますけれども、今後全ての町有地売却について全てをかんがい基金に入れるということになりますと、今後の鞍手町の財政運営等にも影響があるというふうに考えております。今後については検討が必要かなというふうに思います。

○的野信之議長 篠原議員。

○13番（篠原哲哉議員） 私は、旧土地開発公社の土地が売れたときに、かんがい基金に入れてくださいということを言っているんで、町全体の用地を売ったときに基金に入れてくださいということは言っておりません。もう一度お聞きします。旧土地開発公社が持っておった土地が売れた場合、かんがい基金に繰り入れるのかどうかをお聞きします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 そのことについては今後検討させていただきます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

その他、予算全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案第18号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、議長除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 14時45分 ——

~~~~~○~~~~~

予算特別委員会

~~~~~○~~~~~

—— 再開 15時00分 ——

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○武谷朋視事務局長 それでは、報告いたします。委員長に許斐英幸議員。副委員長に新谷留晴議員。以上です。

○的野信之議長 以上のように決定しました。

次に進みます。日程第14 議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第19号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第20号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第21号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第22号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第23号 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第23号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第２３号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第１９ 議案第２４号 令和７年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第２４号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第２４号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第２０ 議案第２５号 令和７年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第２５号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第２５号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第２１ 議案第２６号 令和７年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第２６号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第27号 鞍手町道路線の認定を議題とします。質疑はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 2番。この県道から町道のほうに変更される道路に関しましては、まだそんなに古くない県道だというふうに認識しています。ただ路面等を確認するとかなり傷んでいる状況が目につきますが、当然これから5年か何年か先に、これが実際に町道になってくるんだろうと思います。県道が完成後に移管されるというのが今までのやり方だと思いますので、この間に現在の道路管理者である県が路面、路盤というのか、そこら辺の整備っていうのをを行うのかどうか、その辺のところの調整は今どういうふうになっているのかを聞きたいと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。田中議員がおっしゃいますとおり現在、道路の損傷は町も福岡県も現地のほうは確認しております。新県道完成後、これはまだ先、そうですね5年後ぐらいに令和12年に目標と聞いているんですが、新県道が完成後、今、認定の路線を上程させてもらっています。この路線につきましては、正式移管という形になります。その前に直方県土、福岡県と鞍手町と現地等の確認をしまして、補修が必要な箇所につきましては、福岡県のほうから工事を行っていただきまして、正式に鞍手町に移管という形になります。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 臆測でねデータをとったわけじゃないんで、何とも言えないんですが、かなり自重であれ下がっている道路面が下がっているんじゃないかなっていうのが、予想されます。恐らく土地の緩いところっちゃうか、弱いところに道路がかかっているんだと思いますので、路盤改良だけでなく、その下の土壌改良、それから路盤の改良もしくは軽量部材を使ってやっていただくといった形で、自重で下がることのないような形の要請というのは、これはしていただきたいというふうに思うんですけど。町長その辺どのように認識されていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 道路につきましては私も度々通ることがあります。田中議員おっしゃるとおり、私自身も路盤自体がやはり問題あるのかなというふうには認識をしておりますので、そ

の点についても、県のほうに要請をしていきたいというふうに考えています。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　今、要請はいいんですけど、私もそのことを1つ聞こうと思っていたんですが、直方から来る鞍手に入るときに、あれ左カーブなんですよ。なのに右が下がってカーブも曲がらなければいけない。もうとても危ないですよ、ここは。だから、これもう本当バイパスが通る前までならいいというような考えじゃなくて、早急に県に要請して、早急に改善してもらうようにしていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長　町長。

○岡崎邦博町長　その点につきましても、私も先ほど言いましたように度々通る道路でもあります。宇田川議員からも質問がありましたので、私自身もそういう思いもあります。県土整備事務所と交渉していきたいと思います。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第27号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23　議案第28号　鞍手町道路線の廃止を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第28号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画を議題とします。この中期計画の議案につきましては、本日オブザーバーとしてくらて病院の事務局長の出席を求めていますので、しばらく休憩します。

—— 休憩 15時10分 ——

~~~~~○~~~~~

くらて病院の事務局長 入場

~~~~~○~~~~~

—— 再開 15時11分 ——

会議を再開します。質疑はありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） まずこの内容的なこととはちょっと離れますが、くらて病院のオブザーバーが来ていただいておりますので、現状の確認をさせていただきながら、確認をとっていきたいと思いますが、まず少なくとも人数の医師が退職するというふうに聞いております。聞いた数字は8名の医師が退職の状況になっているというふうに私は聞いておりますが、この医師の退職っていうことを聞くと、非常にちょっと敏感に反応してしまうんですが、過去において行政トップの越権行為による不当介入。これが原因で、多くの患者をはじめ、その家族の方、また病院の関係者に多大な迷惑をおかけして、非常に大きな不安を与えたという過去がございます。しかし現在は、病院の理事長筆頭に、これまで信頼回復に向け地域医療の要として、医療体制を構築されてきたといった中で、今回のまとまった医師の退職といった原因がね。現行政トップである町長の不当介入に起因していないということをまず町長確認したいんですけど。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 はっきり申し上げます。全くありません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） オブザーバーにお伺いします。今町長は全く介入がないと。まず、今町長がそのようにお答え全く介入はないというふうに明言されました。これで町長の今の答弁で間違いはないか。確認したいと思います。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 ございません。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 実際にね、何名の医師がおやめになるのか、まず診療科の内科なのか外科なのか。専門職としてどういったご担当の医師が、実際は4名だというふうに聞いておりますけども、そういった医師の内容と医師の補充、これは間違いなく行われるのかどうか、その辺を教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。今田中議員おっしゃるように、総合診療科で2名、それから循環器内科で2名、それと鞍寿の里（介護老人保健施設）あんずクリニックのほうで1名の5名が退職されると聞いております。また、外来診療の非常勤では、週4回勤務の循環器内科のお医者さんが退職されます。補充につきましては、4月から新しく入職予定のお医者さんが循環器内科で1名、泌尿器科で1名及び鞍寿クリニック1名の計3名で、外来につきましては、新しく入職されるお医者さんに加え、大学の循環器のほうから派遣を予定しております。入院は比較的病状が安定した患者の診療であったため、既存のお医者さんと新しく入職されるお医者さんで十分な診療が可能であるというふうに考えられております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） これ14ページに、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項。（1）に施設設備の整備。約1,000万と予定額であります。と同時に、5ページの3、利用者満足度の向上というところに関連してくると思いますけども、これは執行部通じて伝わっているかと思いますが、車椅子の送迎の関係で雨の日に乗降場がないんです乗降場所が、車椅子の方の車を停めるところがある。ありますけども、降ろすときには雨に濡れて駐車場に停めて雨にぬれて、そして、通院しないといけないというような状況があるんで、産業医大はね、その点乗降のところはあるんですけども、ぜひその施設整備のところも、計画の中にもぜひ考えていただきたいというふうに思いますんで、その点、ご検討ください。お願いしたいと思いますが、これについてこの施設整備の1,000万の中にそういうのが入っているのかも含めてお答えください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　まず、議案書の14ページのこの施設整備の中には、今後、老人保健施設、鞍寿の里のほうで、照明をLED化、病院の部分とあわせて考えられておりますので、まずは、その分の予算予定額という形で上げられております。それから5ページの利用者満足度の向上の部分で、今宇田川議員がおっしゃいました、身体障害者用の駐車場のスペース、車椅子の方が乗り降りする部分につきましては、どうしてもあそこ、今柴田局長のほうにも、以前よりお話を私ども伺っておりますが、バスの迂回の関係で、あれ以上増設することはあの場所ではちょっと無理というふうな形で伺っております。あと、どうしても身体障害者の方ご本人が見えて、あの場所で車を停められて、ご自分で診療にかかるというようなときにあそこはかなり長時間、やはり車が埋まってしまうと。次、後から来た方が車椅子で来て降ろそうと思っても雨の日とはちょっと厳しいというようなときは、局長のほうからは、先のほうに救急外来での専用口がございます。そちらのほうで、車椅子の方を降ろしていただいて、そこから病院の中に入っていただいて、申し訳ないですけど車また駐車場に戻してということで、その入り口を使えば、雨に濡れることは少ないというふうに聞いております。以上です。

○的野信之議長　宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）　夜間の入り口のところには少し屋根があつて、乗降できる場所がありますけれども、それならそれでそういった場合の乗降場所はあそこというような周知をしていただきたいと思いますよね。そうしないと、まずそこはでも臨時的だと思うんですよね。別にやっぱり、せめて乗降場所に屋根つきの濡れないで付添いがいる場合は、付添いの人は降ろして中に入れたら、もうあと自分で駐車場に停めればいいだけの話なんで、その辺でぜひいろいろ考えていただいて、施設整備も改善も含めてね、やっていただきたいというふうに思います。これから検討をお願いしたいと思いますが。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　宇田川議員のほうからそのようなご要望・ご意見を伺っておりますので病院のほうでも、今後検討していくというようなことでございます。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）　2ページのところにあります。救急医療体制の充実と連携というところで、令和5年度の実績と令和10年度の目標。ここが約1.4倍ぐらいを目指すことになっていますが、この救急を受け入れるだけの医師の人数っていうのは確保できるのでしょうか。

○的野信之議長　総務課長。

○梶栗恭輔総務課長　今の石井議員のご質問でございますが、令和5年度の直轄広域消防の

急病それから負傷での直鞍以外への医療機関への搬送は約44%ございます。直方市消防でも同様の状況であります。直鞍全体で2,500名ほどが管外の医療機関に救急搬送をされていることに今なっております。令和6年の診療報酬改定で高度急性期病院が高齢の内科疾患の救急患者の受入れが難しくなる改定となったため、公的医療機関としてくらて病院として、今後増加する内科疾患の救急患者をできる限り受け入れるために、非常に高いハードルでございますけれども、この数値の設定をしております。お医者さんの確保につきましては、非常勤のお医者さん等も含めて、救急患者が受け入れるような体制で、病院としても体制づくりを今後行うということでございます。以上です。

○的野信之議長      ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第29号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。しばらく休憩します。

—— 休憩 15時24分 ——

~~~~~○~~~~~

くらて病院の事務局長 退場

~~~~~○~~~~~

—— 再開 15時25分 ——

会議を再開します。日程第25 議案第30号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○岡崎邦博町長 日程第25 議案30号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第25 議案第30号は、鞍手町コミュニティーバスと運行条例の一部を改正する条例であります。本議案は、令和7年3月24日より、鞍手町A I オンデマンド交通のルート鞍手を本格運行するに伴い、運賃の支払い方法を見直す必要が生じたため、鞍手町コミュニティーバスと運行条例の一部を、運行条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が日程第25 議案第30号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第30号について質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 新旧対照表で、現金または回数乗車券というところが、規則で定める方法によりっていうふうになっていますけれども、具体的にはどういう方法なのでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。今日支払いの方法は多様化が進んでおり、様々な決済方法があります。今回、新たに現金、回数券に追加いたしますのは、I Cカード、クレジットカード、電子回数券を追加する予定としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 運行を始めて、現在まで、1日ある中の待機時間というか、運行していない時間っていうのはどれぐらいか分かります。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。当初は10月からの運行につきましては、1台で運行し始めまして、やはり朝と晩は予約者の方が多いんですが、やはり昼11時から3時の間は運行がないという状況が今まで続いていたんですが、1月の公共交通会議の中で「もやいタクシー」が廃止という形が決まりまして、今後も「のる〜とくらて」1本になるという形で、実証運行の段階で、今、「もやいタクシー」の方が移行するという形で「のる〜とくらて」のほう2台、現在運行しております。その中で、やはり今、午前中、夕方につきましては、ほぼ稼働している状態ではありますが、細かな何時間待機しているかというのは把握はしていません。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第30号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。この際、休会についてお諮りいたします。明日11日から14日までの4日間は、委員会審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、明日11日から14日までの4日間は、委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 15時29分 ——

~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号） | | | | | | |
|---|------------------------|-----------------|----------|--------------|---------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年3月17日 午後1時00分 | | | 的 野 信 之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年3月17日 午後3時41分 | | | 的 野 信 之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許 斐 英 幸 | 出 | 1 1 | 栗 田 美 和 | 出 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 出 | 1 2 | 西 藤 典 子 | 出 |
| | 3 | 星 正 彦 | 出 | 1 3 | 篠 原 哲 哉 | 出 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 | ←体調不良のため途中退席 | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 出 | | | |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的 野 信 之 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 出 | | | |
| 出席 13人

欠席 0人

欠員 0人 | 1 0 | 有 働 徳 仁 | 出 | | | |
| | 1 2 | 西 藤 典 子 | | 1 3 | 篠 原 哲 哉 | |

| | | | | | | |
|--|----------------|-------------|---------------------|------------------------------------|-----------|--------|
| 職務出席 | 議 会 事 務
局 長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議 会 事 務 局
次 長 | 加 藤 優 | 出 |
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 | 副 町 長 | 折 尾 敬 敏 | 出 |
| | 教 育 長 | 外 園 哲 也 | 出 | 会 計 課 長 | 小 長 光 弘 平 | 出 |
| | 総 務 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 | 都 市 整 備
課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
| | 福 祉 人 権
課 長 | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | ま ち づ く り
課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 |
| | 税 務 保 険
課 長 | 石 田 克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業
委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣 | 出 |
| | 管 財 課 長 | 石 田 正 樹 | 出 | 上 下 水 道
課 長 | 神 谷 徹 | 出 |
| | 健康こども
課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 | 教 育 課 長 | 森 永 健 一 | 出 |
| | 住 民 環 境
課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| 一般質問
質問者
及び時間 | 議席番号 | 氏 名 | 経過時間 | | | 質問時間 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 午後 1時01分 ～ 午後 1時42分 | | | 21/30分 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 午後 1時43分 ～ 午後 2時31分 | | | 29/30分 |
| | 休 憩 | | | | | 13分 |
| | 1 2 | 西 藤 典 子 | 午後 2時46分 ～ 午後 3時14分 | | | 20/30分 |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 午後 3時15分 ～ 午後 3時40分 | | | 11/30分 |
| ※一般質問
は答弁時間
を除き30分
以内 | | | | | | /30分 |
| | | | | | | /30分 |
| | | | | | | |
| 議事日程 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 付議事件 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 会議経過 | | 別 紙 の と お り | | | | |

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月17日 午後1時開議

第3号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和7年第2回定例会

| 質問順 | 議員番号
質問者 | 質問事項及び質問要旨 | 答弁指定者 |
|-----|-------------|--|---|
| 1 | 4番
宇田川 亮 | <p>1. 補聴器助成制度について</p> <p>(1) 補聴器は、「聞こえのバリアフリー化」への必需品となっており、介護や認知症予防にもつながっている。町でも助成制度を創設するべきでは。</p> <p>2. 小学校統合に伴う諸課題について</p> <p>(1) 廃校になる小学校地域の組織（PTA・育成部会等）もなくなるが、地域の安全・防犯、環境や地域コミュニティについてどう考えているのか。</p> <p>3. 町の情報発信と町民への周知について</p> <p>(1) 4月からごみ収集の曜日等が変わるが、町民生活に関わる重要な施策の周知は。</p> <p>4. 部活動について</p> <p>(1) 部活動を推進するために、生徒数に5,000円を乗じた額を中学校に支援していたが、現在は。</p> <p>(2) 外部指導員確保に対する補助は。</p> <p>(3) 今後、地域スポーツクラブで活動する生徒も増えてくると思うが、支援は。</p> | <p>町長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町長</p> <p>町長・教育長</p> |
| 2 | 2番
田中二三輝 | <p>1. 社会福祉の現状と充実について</p> <p>(1) 社会福祉に関する町長の考えは。</p> <p>(2) 高齢化が進む中で、鞍手町に居住する方たちに社会福祉の充実には欠かせないものと考えてるが、関係機関との良好な関係と協力のもと社会福祉の拡充に向けた考えは。</p> <p>(3) 社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会（社協）に対し町は補助金を交付しているが、社協に対する町の権限は。</p> | 町長 |
| 3 | 12番
西藤典子 | <p>1. こども誰でも通園制度について</p> <p>(1) 実施主体（事業者）の条件及び町の役割は。</p> <p>(2) 考えられる問題点は。</p> <p>(3) 町で取り組まれている「乳児又は幼児への遊び場」の提供例は。</p> <p>2. 会計年度任用職員の病休の有給化について</p> <p>(1) 実施の時期や内容は。</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> |
| 4 | 8番
石井大輔 | <p>1. 学校給食について</p> <p>(1) 鞍手町小・中学校PTA連絡協議会からの要望に対し、町長のお考えは。</p> <p>2. 企業誘致について</p> <p>(1) どのように企業誘致に取り組んでいるのか。</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> |

令和7年3月17日 3月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸 | 2番 田中二三輝 | 3番 星正彦 |
| 4番 宇田川亮 | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴 |
| 7番 的野信之 | 8番 石井大輔 | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 | | |

2 欠席議員は次のとおりである
なし

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜
—— 開議 13時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。日程に入る前に、傍聴人に申し上げます。傍聴席において許可なく写真撮影、録音等はできないようになっていきますのでご了承願います。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第

1 一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問に当たっては、通告事項に従い簡明に、また答弁に当たっては的確なる答弁をお願いします。最初に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

一般質問 ① 宇田川亮議員

質問者：宇田川亮議員

答弁者：町長、

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 4番。通告に従いまして、4点について質問させていただきますが、新庁舎が建って初めての一般質問となります。それで張り切って4つ出してきたわけですが、すいません先日より体調崩しまして、議長の言われたとおり簡潔に質問したいと思いますので、答弁のほうもよろしくお願いします。ではまず1点目、補聴器の助成制度についてお伺いをいたします。加齢性難聴は、加齢に伴い音を感じる部位に障害が起こり、聴力の経過によって発生する障害で、40歳代から始まり75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。こうした難聴の影響は、危険の察知や家族や友達とのコミュニケーションがうまくいかなくなると共に、孤立しうつ状態や認知症の発症リスクを大きくするとも言われております。こうした難聴の改善には補聴器が生活の質を維持し社会交流を図りながら、住みなれた地域で自分らしく暮らす、聞こえのバリアフリー化の必需品となっております。しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり保険適用がないため、全額個人負担となっております。年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大き過ぎるため、経済的負担を軽減することが求められています。そのため、全国的に補聴器購入に対する助成を行う自治体が増えてきており、福岡県内でも幾つかの自治体でこの助成制度を創設しております。また、厚労省によりますと、介護保険者努力支援交付金の目的の中に、令和7年度から新たに認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の評価指標が入りました。要介護の改善や、高齢者の社会参加などの目的で、難聴高齢者の早期対応や普及啓発など推進的に取り組んでいる自治体に対し、この交付金を充てるというものです。介護予防につなげるためにも、補聴器助成制度を早急に創設するべきだと考えますが町長の答弁を求めます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 お答えいたします。高齢者は聴覚機能が低下し、人や社会とコミュニケーションがうまくとれず、心身にストレスを抱えたり、生活機能が衰えたりすることがあると聞いております。この状態を予防するためには、本人や家族など周囲の方が聴覚機能の低下にできるだけ早く気づいていただき、早い段階で医療機関への受診相談につなげていくことが予防の第一歩だと考えております。また、医師の診断により補聴器が必要な方には、費用負担の面で有利ではありますので、身体障害者手帳を取得していただき、障害者総合支援法の補装具の支給制度に基づいて、費用の助成を行っているところです。今後も引き続き、補聴器相談も行っていますので、相談の中で、まずは障害者手帳を取得していただき、補装具の支給制度を活用していただくようお願いいたします。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 町長言われます障害者にのみ、この補聴器の助成制度を行うという今現在行っているんだということですが、先ほども申し上げましたように、もう40歳代からこの難聴の傾向というのが広まっており、75歳以上では約半数がこの難聴に苦しんでいるということも言われております。昨年4月時点、5月時点だったかな。では福岡県内でもね、8つの自治体で、デシベルによって、この補聴器の助成制度を行っているところがあると聞いておりますが、障

害者手帳を取得するに当たり、それだけの難関というか障壁があるわけですね。じゃなくてね、やっぱり今から介護予防につなげていく、難聴になるということは、聞こえが悪いということは認知症のリスクにも、もう高くなっていくというような状況ですから、障害者手帳が云々ではなくてね。しかも、保険者努力支援交付金も充てられるということですので、そういった意味でね、補聴器の助成制度をね、新たに創設していただきたい。もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 加齢による難聴の方に対して、補聴器の購入費用を助成している市町村があるということでしたが、そのことについては承知をしております。本町においても、今後、財源を含め調査研究をしていきたいと思えます。ただ今、宇田川議員のほうから、令和7年度より介護保険事業の中で、交付金があるというお話がありましたので、これにつきましては、広域連合のほうに確認をしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） この保険者努力支援金っていうのはもう前々からあるわけで、ただ調査の認知症予防の調査の項目の中でね、この難聴のところが増えていると、令和7年度より増えるということだけの話なんで、これまでもこの交付金を活用するということができるわけで、すぐにも取り組めることと思えます。厚労省の聞き取りの中で、補聴器購入時だけでなく、定期的な調整費用、それから補聴器による社会参加率の調査費用にも使えるのかという問いに対しても、老健局の担当者は補聴器だけでなく、自治体によって重要な部分に交付金を活用してほしい。これ介護予防につながることでありますから、ぜひとも活用していただきたいということですので、よくよく広域連合とも、これは運用主体のところには交付金がおきてきませんので、よくよく広域連合ともぜひ話し合っていていただいて、この助成制度の創設につなげていきたいと。もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 高齢者の方につきましては、やはりいつまでも元気で長生きをしていきたいということもあります。当然ながら介護予防の中で、先ほど宇田川議員からの質問もありましたように、これが介護予防につながっていくのだということでもありますので、今後は先ほども言いましたように、公益連合との確認をして、早急に取り組んでいきたいということも考えた上で内部で協議をし、進めていこうと思えます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 是非よろしくお願いします。

では次に進みます。小学校統合に伴う諸課題についてです。先日、提案の中に、委員会、新たに統合する学校の準備委員会をつくるという提案ありましたけれども、ただそれは、新しい小学校をつくるためだけであって、残された廃校になる6校、南小などで5校にはなりますけれども、その地域はどうなるのかということについてはですね、全然話合いをするというようなところが見えてきません。なのでそこでお尋ねしますけれども、廃校になる小学校地域の組織はPTAであり、育

成部会もあるわけで、それぞれの小学校が保護者だけでなく、地域も一体となって子どもを育てていくという中で、これまでやってきました。そこで、それがなくなるということは、これまで行ってきた地域の安全個々、ここは危険がありますよとそれぞれのPTAと地域でずっと調査をして毎年、要望を出してきたと思いますけれども、地域の安全や防犯、それから環境問題、地域のコミュニティについてもこれからどうなんだろうかと。これについてはね1番重要な部分だと思います。統合するにあたって、その辺どういうふうに考えてあるのか教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 当該統合小学校のPTAなどの組織につきましては、先ほど議員が言われたように、この定例会で鞍手町立小学校統合準備委員会を附属機関として設置する議案を出されており、議決後に委員会の中で協議をしていただくように考えております。もちろん6つの小学校、PTA組織ありますので、その組織をどうしていくかということも含めて考えていきますし、また、学校のほうでは学校のほうで専門部をつくっておりまして、PTA、今後どうしていくかというのを、専門部で検討していくということで6年度にロードマップをつくって、7年度から計画的に考えていくようにしております。また、地域の安全、防犯などに協力を頂いております校区育成部につきましては、鞍手町青少年育成町民会議の中の組織となりますので、統合後の活動について、青少年育成町民会議の中で協議をしていただくように考えております。以上です。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 地域コミュニティにつきましては、先ほど教育長が答弁をされましたように、それぞれの会議体の中で協議されて方向性が決まっていくものと思われます。小学校が統合された後の住民の皆さんによる自治会活動は継続されますが、自治会の加入率が低下し続けている今、コミュニティ活動のよりどころでもある小学校が統合することにより、影響があるのではないかと私自身も考えております。このため、施政方針でも述べさせていただきましたが、新たなコミュニティである地域運営組織の形成についても調査研究をしつつ、住民アンケートにより、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、少しでも地域コミュニティの維持ができるよう検討していきたいと考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 特に、やっぱり育成部会については、それぞれの地域の自治会の区長だったり、こども会の担当者だったり、いうのがもうそれぞれがみんな集まってくるわけです。で、そこそこによりますけれども、その会長はPTAの会長が務めるとか、ああいう当て職といいますか、そういうこともあると思います。でこどもたちとの保護者とも一体となってるんな安全防犯等にも取り組んできたわけで、上の町民会議だけで、話し合っただけでそれが解決するのかと。だからそれはなかなか難しいんじゃないかと思います。その辺についてね、もうちょっと掘り下げてね、こういう方針を持ってやっていきますとか、ああいうことをねやっぱり出していかないと、上の会議だけでそれが解決するのかと。いうのは甚だ疑問に思います。それから地域コミュニティについても、やっぱり小学校がよりどころで、こどもたちのために環境をよくしようと。近

くのここの草が伸びているから、草を刈ってあげましょうとか、小学校内部もPTA地域の方が、小学校の中身を運動場だとかいう草刈りとか、いろいろやってきました。運動会があったり、いろんなことがあっても、餅つきがあっても地域の方が出てきてね、そこでコミュニティを図ってきたということもあります。それがね、1つの廃校になってしまえば、それが全く失われていくわけで、町民アンケートなり、地域の運営組織を云々と言いますけれども、なかなか難しいところじゃないだろうか、そこを、こういうビジョンでやっていきますということをね、やっぱ是非、町長、教育長のほうからね発信していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 6つの小学校が1校になるということで、先ほどから議員が言われております地域コミュニティについて、十分配慮していきながら、また新たな学校のPTA組織も6小学校から1人ずつは代表が出て、できる範囲で、今後、見守っていくというふうなところを計画していきながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 各小学校区には、自治会のほか先ほども出ています校区育成豚部会やPTAなど地域に根差した既存の組織が地域のために活動されております。自治会長は再編するわけではなく、自治会も含めた、先ほど宇田川議員からありましたようにそういった育成部会の方たち、PTAの方たちが、今、この小学校区に住んでいる方たちと共に、今後この地域をどうやって、自分たちの住んでいる地域をどうやって、よりいい地域にしていこうか。それを話し合いながら、そこで、自分たちの住んでいる地域をよりよいものにしていくものが、地域運営組織っていう形になります。これについては、当然ながら町も関わりながら、実際は地域に住んでいる方たちが主体となって進めていくわけですが、その組織ができるまでは、当然ながら町としても関わりながら、その地域が一体となって、その地域がより活力のある地域になるように進めていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） なかなか具体的にどうするというのは見えてこない。よりよいものにするだとかいうことでしかなかったと思いますけども、やっぱり、小学校がなくなるということは本当にそのこどもたちを、そこでこどもに会える地域の方がね、保護者じゃなくても、地域のこどもたちに会えるという場所でもあったわけですよね。そういった中で、この子どもたちをね、元気に健やかに育てていこうということでみんなが協力してやってきたわけで、それがなくなるといのがね、やっぱり1番すごく難題だと思うんですよね。そこはねやっぱり町長、教育長ともね、具体的に進めていただきたい。こういうものでしていきますからというふうなね、ちょっとそういったビジョンをぜひ示していただきたい。今後のそういった内容や活動に注視していきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次に行きます。町の情報発信と町民への周知について。4月からゴミの収集日の曜日等が変わります。今日LINEで、4月からごみの収集日及び変わりますというのが来ましたけれど

も、それだけじゃないんですよ。町民生活だけじゃなくて、今、県知事選挙もあっていますよね。選挙公報も、これは自治会に入っている人しか配られていません。その辺もちょっと確認していただきたいと思いますが、これを、1番町民生活それから町の政治等に関わる問題について、肝要な部分については、この情報発信をどうしていくのか。ここはぜひ考えていただきたいと思いますが、重要な施策の終始についてどういうふうに今後やっていくのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 お答えします。町民生活に関わる重要な施策の周知ということですが、先ほどもありましたように、ゴミの変更については、何度もLINE、そしてまた文書、広報誌で周知を図っております。そのほかのものにつきましても、住民の皆さん向けの情報を行政情報としては、広報紙を初めホームページやLINEテレビのデータ放送を活用したdボタン、広報誌により周知をしております。また日常生活に関わる重要な施策や制度変更など、特に影響が大きいものと考えられるものについては、時間に余裕を持って今回のように予告をしつつ、複数回の情報発信をするなど、より確実に伝達できるよう工夫をしております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 重要な施策。これまでと一緒なんですよ。結局自治課の加入率も、今もう半分を切ってしまって、加入してないところはSNSを活用しているところはいいと思います。それからテレビのdボタンを使えるところもいいと思います。しかしながら、広報は公共施設だとかコンビニだとか、そういうとこで取ってくださいよと。でも家から出られない方もおられるわけで、そこはね、やっぱり町民生活変わると重要な影響をもたらすような内容についてはね。やっぱり全戸配布でしょうと思いますよ。一時期町長も、全戸配布もちょっと考えているというようなお話もあったと思いますけれども、全部が全部やれっていう話じゃないですけど、やっぱりそういった重要な施策については、全ての町民にまずは配るということを基本にしていきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど宇田川議員からも言われましたように、広報紙については、公共施設、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スーパーなど、人の往来が多い施設に配架をしております。当然ながら、区に入っている人には区から配布をしているところです。情報伝達するツールを主体として、情報発信するのがより多くの方にて的確に情報発信ができるのかっていうことになろうかというふうに思います。今、宇田川議員が言われましたように、外に出られない方に対してじゃコンビニに行ってください。郵便局に行ってください。というのはなかなか難しいということもあります。ホームページを見てくださってということも、パソコンのない家庭ではなかなか難しい。あとLINEを見てくださってと言っても、パソコンであったり、スマートフォンであったりということがお持ちでなければ難しいということになります。もう1つ先ほども言いましたように、テレビを使ってdボタンで情報発信するっていうことは、これはテレビはほぼどの家庭にもあるのではないかというふうに思っています。今のところこのdボタンの活用が、まだ活用の仕方

が十分でないというふうに考えてもおりますし、このdボタンの活用の仕方をきちんとまだ周知もしていないのではないかなというふうにも思っています。いろいろなツールを使う中で、情報発信をしていくということと同時に、やはりこのdボタンを、もう少し多くの方たちに周知をし、そしてまた活用していくということが要するに早い伝達の方法ってということにも通ずるつながるのかなと。緊急性のあるような、特に災害時にしてもそうです。このdボタンを、やはり使うことってということが重要な施策についても、私はツールとしては重要なかなというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) dボタンでどれだけのことが周知されてある、どれだけの方が抽出されてあるのか、それも分からない状況で、ほとんど見てないと思いますよ。たまたまボタン間違えて落ちてしまったとか、いうことはあるかもしれませんが、興味のある方しか見ない。やっぱり、ポストに投函されてあったら、それは1回見ますよ。自分に関係のないところだったら捨てますし、関係ある部分はしっかりと鞍手町民ですから知る権利があるわけですよという意味ではね、やっぱり何らかの方法で全戸配布などは重要な施策については、そういったものを全戸配布はやるべきだと思います。やり方もね、自治会に入っていない方は全部郵送するとか、そういうことじゃなくてもね、やっぱり自治会も、もと入ってあった方もおられるわけで、そういった自治会も活用してね、この分については、区域内の方に配ってください。その分、補助金を幾らかプラスしてとかいうことも考えられるわけじゃないですか。そういったものも区長会なりにも提案していただいね。やっぱり鞍手町内で住むんだったら、そういった町の重要な情報についてはね、こちらから届けると。受けに回らなくて、見てくださいじゃなくて、届けます。この姿勢でやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いました、dボタンについては、先ほど言いましたように、周知の仕方が足らずに、まだ活用されてない方も多いというふうに思います。したがってdボタンも、先ほども言いましたように災害時などには特に有効なものでもありますので、これは十分に周知をし、この活用についても、活用もしていこうというふうに考えております。また全戸配布につきましても、今までもコロナのときだとかということで全戸配布をした経験もあります。宇田川議員が言われますように、これも排除するっていうつもりはありませんので、今後、重要な施策については、やり方はどういうやり方は今後検討していきますが、これについても重要なツールの1つだというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 選挙公報についてもね、どういうふうになっているかということも含めて、調査して考えていただきたいと思います。

次に行きます。中学校の部活動についてなんですけども、これまで部活動を推進するために、生徒数に5,000円を乗じて中学校に支援していると、中学校の裁量でこのお金を使ってくださいというようなことがあったと思います。今現在どうなっていますか、教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 部活動助成金につきましては、現在も行っております。令和6年度の実績といたしまして、人数で256名、金額で128万円を助成しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 今後、生徒数も減っていくことが見込まれる中で、この助成金についても減っていくのではないかというふうに思います。ただ、いろんな大会に出たりすれば、それだけやっぱりある程度一定のお金がかかったりすると思いますので、その点については今どのような状況なのか教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 中学校の部活動の遠征費等につきましては、公式戦につきましては、学芸体育費等を使いながらレギュラー一分は出しております。また、県大会以上の大会におきましては、教育委員会の予算を使って人数分だけ援助しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 今教員の働き方改革ということで、外部指導員を入れているような状況もあると思いますが、外部指導員が今どのような状況にあるのか、現況と、それと指導員への補助等について、具体的に教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 令和6年度におきましては、1時間1,600円で、1人当たり年間105時間を上限として指導に対する報酬と家から学校までの燃料費を支払いしております。2月までの実績といたしまして、1人当たりの指導時間は違っておりますが、合計で13人、187万3,600円の報酬。燃料費といたしまして9万1,980円を外部指導者の方にお支払いしております。現状といたしましては、105時間を超える指導に対する報酬につきましては、ボランティアで行っていただいております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 公式戦とか、いろんな地域で行われるカップ戦とか、いろんな部分があると思いますが、中体連に関してはね、いろいろ補助があると思いますが、それ以外のところはなかなか難しいと思います。105時間を超えないようにということ。1部活に対してですか、それとも1人に対してですか。同じ部活で2人以上の指導員を置くことができるのかどうか。部活によってやっぱり必要なところもあると思いますので、その点についてはどうなのでしょう。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 ただいま申し上げました105時間というのは、1人当たりになります。また、現在も2人、3人で1の部活等を見ている部活動もございます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 105時間の上限がどこから来ているのかというのはよく分かりませ

んけれども、で105時間超えてボランティアの部分がどのくらいあるのかというのね、分かれば教えていただきたいし、今後ぜひ調査しながらね、いやこれだけじゃやっぱり足りませんよということもね、ぜひ示していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 今、105時間という上限は学校におきましては大体年間35週と、土曜か日曜日のどちらか一方で部活動をするというふうなことが一応決まっておりますので、それで35の3時間というふうなことで、105時間という数字が出ております。また実績につきましては部活動によって時数が違いますが、野球部におきましては814時間が最高で814時間がございます。最低のほうは、44時間というところもございます。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 土日で部活によっては、相当な時間が1日にね3時間で済むところが本当にあるのかなという。行き帰りも含めてですけども、なかなか考えづらいと思います。午前中しかどっちか土日のどっちかの午前中、しかこの計算で言えばね、100時間超えてしまうんじゃないかというふうに思いますんで、この点については、教員の働き方改革で、教員の負担も減らしながら、しかし外部指導員もやっぱりボランティアで全てがボランティアというわけにもいきませんし、ぜひね、熱血指導の方も呼んで頂きたいし、「スポーツのまち鞍手」というふうになるようにね。ぜひね、そういうのを私は目指していただきたいなというふうに思いますんで、今後も、その補助については、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

最後に、今後地域スポーツクラブ、部活動をなくして、地域のスポーツクラブに入るというところも出てくるんじゃないかと。今、実際もう出てきていますけれども、これがまた増えてくるというふうにも考えられます。それで地域のスポーツクラブであっても、中体連の大会には出られるということも聞いておりますので、そこに対する支援もね、今後やっぱり考えていく必要があるというふうに思いますのでその点について教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 部活動の地域移行で鞍手町の児童生徒が複数所属するスポーツクラブの体育館やグラウンドの使用料につきましては、免除や減免の措置がとれると思います。個人への支援につきましては、青少年団体スポーツ大会出場助成措置要綱で、全国大会、九州大会に出場する団体や個人に助成を行っておりますので、大会出場につきましては、支援できると考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 先ほど中学校の部活動を推進するために、生徒数にかけて5,000円という話もありましたけどけれども、中学校の部活動が今まであったのがもう人数が少なくてほかのところに行くとか、地域クラブができたからそっちのほうでいくとか、働き方改革でもう顧問の先生がいらないということも出てくると。そういった中でね、やっぱりそこは中体連の大会にも出れるわけですから、これまでのように全国大会、九州大会に幾ら幾らということではなくてね。や

っぱり部活動の一環として地域クラブをスポーツクラブを認めていくということもね、考えるべきじゃないかというふうに思います。もう一度最後に答弁してください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 地域によって地域クラブがあるところないところがございますし、経済的に厳しい家庭等々もあります。今後この部活動の地域移行につきましては、周りの市町村等を見ているしながら研究いたしまして、考えていきたいというふうに思っております。支援につきましては今後執行部と相談していきながら、考えていきたいというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） すいません最後まで言いましたけど、町長にも答弁していただきたいわけですけども、地域スポーツクラブがね、町外、例えば宮若、その地域に参加すると。ただし、もうこの部活動自体がなくなってそっちに行くということもあると思いますけども、町外でそういった大会に出たりとか、もう今後、部活動に関わるものであると考えるならね、そこでの大会だとか、活動に対してもね、やっぱり中学校の生徒が鞍手中学校の生徒がそちらに行くのであればね、そこはやっぱり支援するべきだというふうに考えますけども、町長の考えも同時にお願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長 町外のクラブ活動につきましては、今年もですが一部バレーのほうが行ってきまして、体育館の使用料を減免するというふうなことで町外の児童生徒につきましても、複数の場合は、可能な限り体育館の使用とか、グラウンドの使用料、そういったものは免除していききたいと思いますし、先ほど申しました、鞍手町青少年団体スポーツ大会出場助成金につきましても、町外であっても、町外のスポーツであっても、鞍手町民で、町民の児童生徒であれば支援していきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私自身も、スポーツについてはすごく関心がありますし、宇田川議員が言われるように、「スポーツのまち鞍手」になればいいなという思いもあります。特にバレーボールジュニアについては、昨年女子が全国大会を優勝するというようなこともありましたし、男子のジュニアのバレーボールにつきましても伝統があるというようなことで、鞍手のこどもさんたちについては、非常に指導者の方たちが熱心に指導していただいているおかげで、素晴らしい成績を収めているというふうに思っています。ただ、助成をどういうふうな形で助成をしていくかということになりますと、都市部のことで申しますと、やはりそういうクラブに属している方は、その会費はやはり保護者の方が負担をしているというような状況があるようです。では、鞍手町に振り返ってみて、そういったことで鞍手町は、町外のそういったクラブに属している生徒さんに町の助成をするのかどうかということについては、これはやはり近隣、先ほど教育長からもありましたように、近隣、または、全国的な動きとしてどういうような動きがあるのかということを見極めながら、鞍手町の予算の中で考えるわけですので、なかなか厳しい財政状況の中でどうしていくかということに

もなります。基本的に「スポーツのまち鞍手」にしたいというふうに思っていますが、なかなか難しいところもあるので、今後検討していきたいというふうに思います。

○的野信之議長 以上で、宇田川明議員の質問を終了し…。町長。

○岡崎邦博町長 先ほどの宇田議員の質問の中で、選挙公報についてのことがありました。区に入っている方たちにだけ配布しているというなお話ありましたが、区外の方につきましては、郵送にて配布をしておりますので、補足をさせていただきます。

○的野信之議長 以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

一般質問 ② 田中二三輝議員

質問者：田中二三輝議員

答弁者：町長

○的野信之議長 次に、2番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。田中議員。

○2番（田中二三輝議員） それでは、新庁舎になって初めてのこういった席を使つての発言席を使つての一般質問でございますので、なかなか資料等の関係でお時間を頂きましたが、それでは質問の趣旨からお話をさせていただきます。まず質問の趣旨として、町長の令和7年度施政方針において、小さくても、心豊かで、幸福度満足度が高く自信と誇りの持てるまちを実現していくというふうに述べられておられます。その大きな要因の一つとして、社会福祉の充実があると考えます。そこで社会福祉に関する町長の考えについて、本日は通告書に従って一般質問を行っていきたいということでございます。

最初に、社会福祉とは何かについてお伺いいたしますが、いろいろな考え方があると思いますが、社会福祉とはみんなが幸せになるための取組であり、ここで言う皆とは、社会、幸せとは福祉であると。国民の誰もが自分らしく生きていくために必要な制度であると解釈しておりますが、町長はどのような考えで社会福祉を捉えておられるのかお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 社会福祉とは、住民の皆さんが健康で幸せな生活を営まれるように、困難な状況に置かれている地域住民の生活上の課題解決に向けて支援していくことで、地域住民の人々が住みなれた町で安心して生活でき、心豊かに、より暮らしやすい地域社会にしていくことと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 本町の状況を見ますと、高齢化が進む中で鞍手町に居住する方々に社会福祉の拡充というのは欠かせないものだというふうに考えます。社会福祉に関する考えとして、大きく3つに分けることができるという説があります。

1 つは、価値、個人の主観的な幸福ではなく、社会全体の幸福である。

2 つは、制度・政策、人々が持つ権利として福祉、児童福祉、障害者福祉、老人福祉など、具体的な制度や政策、それに伴う法律により、これらに基づいて展開されている。

3 つは、実践、専門家による支援や、家族やボランティア、地域住民の支えなどというこういう説があるというふうに聞いております。このように社会福祉の充実には、関係機関との良好な関係が、関係と協力が必要であると考えます。関係機関との良好な関係が築かれているのか。また町長の社会福祉の今後の拡充についてのお考えをお聞きしたい。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 高齢化社会が進展する中で、高齢者が安心して住み続けられる地域環境を実現するために、地域包括や地域包括ケアシステムを推進し、医療機関や福祉施設と連携を深めると共に生活支援も含め、地域全体で高齢者を支える協力体制を強化していくことが、社会福祉の拡充につながると考えます。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会さん。以降は社協さんと呼ばせていただきますが、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として設置されております。この民間法人は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法、現在の社会福祉法に基づき設置されている法人であります。設置義務者は、社会福祉法上、地方自治体に設置が義務づけており、その所管庁は、本町、鞍手町の場合は福岡県というふうになっております。鞍手町が設置者であることから、社協さんに補助金を出していますよね。社協さんに対し、町が有する権利・権限については、議案質疑のときに質問された議員がおられますが、再度お伺いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 鞍手町は鞍手町社会福祉協議会以後、社協と申します。に補助金を交付していますので、その目的が有効に達せられることを確保するため、鞍手町社協に対して一定の権限を有すると考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 一定の権限とはどういう権限ですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、鞍手町社協に対して補助金を出していますので、補助金に対しての一定の権限を有するというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2 番（田中二三輝議員） 確かにね。町が補助金を出している以上。要求額もしくは補助金としての決定内容、これについては精査したり積算を見直してみたりという権限は当然あるというふうに考えます。それ以外の権利・権限といったことにつきましては、議案質疑の折には担当課長は、そういった補助金以外の権利・権限というものは無いというふうにお答えになりました。町

長も同じ考えであるというふうに認識でよろしいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 鞍手町としては補助金についてということで、事業または会計の状況に関し報告に徹すること。助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。社会福祉法人の役員が法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反した場合において、その役職を解職すべき旨を勧告すること。地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金もしくは貸付金または譲渡し、もしくは貸付けたその他の財産の全部または一部の返還を命ずることができる。第56条第9号から11項までの規定は、第2項、第3項の規定により解職を勧告し、または前項の規定により補助金もしくは貸付金の全部もしくは一部の返還を命ずる場合に準用するということで、この56条の第9項から11項までについては、補助金を返還してもらうときの弁明の機会だったり、代理人に有利な諸証言をしてもらうことができたり、弁明を徴収する者が徴収を勧告する必要があったりと、それについて準用することができるということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうすると、担当課長が議案質疑の折に述べられた補助金に対する経理・権限、補助金の範囲内における権限はある。そのほかの権限はないという答弁だったという理解でよろしいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 そのように考えます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） そうすると。町長がよくおっしゃっている、前の一般質問で質問議員から出た答弁の中に、町長の答弁の中に、社協さんに対して派遣職員を送るということで、社協さんのほうから、その件については断られた。ということがありますが、派遣職員を社協さんに出すと町長がおっしゃった権利・権限もしくは法的根拠というのは、どこにあるんでしょうか。教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私が平成30年に町長にさせていただくようになりましたが、そのときに前事務局長が退職をするということでしたので、当時の事務局次長を局長にしてほしいと、社協のほうから、そのときは相談を受けました。平成30年以上以前にも事務局長を社協が置きたいというときには当時の町長にも相談があったというふうなことは聞いております。それで事務局次長が60歳まで残りが少ないからということでしたので、事務局の職員でもあった、その事務局次長を局長になるということについて相談がありましたので、それはいいのではないかとということで了承しました。その後、局長が60歳で一旦退職になる前にも、これは由衛会長からも退職後も、改めて再任用として、現局長をそのまま局長にしてほしいというふうに相談がありましたので、そのまま局長職にとどまることについてもいいのではないかとということで了承しました。その後令和5年の1

1月に局長が令和7年3月で退職となるので、新たに採用したいとの相談がありました。その際に残っている3人の職員は、社会福祉士としての専門職なので、フルに専門職として地域の福祉に貢献してほしいとの思いがあって、福祉専門職の職員を事務方にするのはもったいないという考えから、事務局長は局長ともう1人2名を派遣する、してはどうか、派遣をさせてほしいということで話をしました。そのところ、そうしたところは県は必要ないということの回答でしたので、そのままになっておりました。その後また社協から採用の話がありましたので、前回と同じように、局長ともう1人、2名を町から派遣をしたいと話したところ、令和5年度の理事会で福祉専門職員が局長になることが決まっているということで、まさに寝耳に水のことでした。そこで令和6年12月、社協との協議の中で、今まで局長の人事の件については、相談に来ていたにもかかわらず、私が2名を派遣するという意思があることと、が分かっていたので、先回りをしてと言っているのかどうか分かりませんが、1年以上も前に局長人事について理事会に諮っていたのではないかと感じました。それで、当時、行き過ぎた発言があったかもしれませんが、あったとすれば、反省すべきは反省をしております。今まで局長人事については社協から相談に来ておりましたので、人事について私が介入するというような意図は全くございませんでした。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） それこそ、今後の質問がやりにくくなってしまいましたが、人事介入等に当たらないと。こういう気持ちがあったんだということですが、そのほかの発言云々ということも町長おっしゃいました。まさしくそこをね、今日しっかりとお尋ねしていこうというふうに思っておりました。町長。事務局長の人事等については、自分に相談がなかった。私は承認していないというふうな発言ですが、社協さんは相談義務とか、あなたの承認とか、いうことに関しては一切必要ないんじゃないですか。あなたはそこを勘違いしていらっしゃるんじゃないでしょうか。ご自分の意見を通そうというだけのことじゃなかったんですか。そのところをもう一度お伺いしたいと思います。社協さんは、社協内部の人事に関して、あなたの許可が本当に要るんですか。もし要るとしたら、どのどこにそれが書かれているんですか。あなたの権利・権限をしっかりと示していただきたい。全くないはずですよ。いかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほども言いましたように、私が平成30年になったときも、社協のほうからご相談がありましたし、先ほども言いましたように、以前からも社協の局長人事については、町長に対してご相談があったというようなことを聞いておりました。そういったことで、権限があるかどうかは別にして、慣例的に社協と町の間でそういうようなやりとりがあったというようなことから、私は先ほども言いましたように、こちらから、せつかく専門職として、地域に貢献をしていただきたいというふうに思っておりましたし、専門職の職員が、事務方のほうに行くのはもったいないという先ほども言いましたように思っておりましたので、町から事務方については、派遣すれば3人の専門職が活躍できるんじゃないかというふうに思っておりました。それは今までの慣例からしても、局長人事についてはそうあったからということです。しかしながら田中議員が言われるよ

うに、実際には私はそういう権限には合わないと思います。そしてまた、当時、行き過ぎた発言があったということであれば反省もしております。申し訳なかったかなというふうに思っております。そういったことで、今後そのようなことがないようにしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 町長ね。これ受け取った側っていうのは相当ストレスを感じていらっしゃるというふうに思いますよ。行き過ぎた発言行き過ぎた発言反省します。何をどう言ったかということの後ほどお話をさせていただきますけども、確かにね、公益法人に対する派遣っていうのは、これ条例がありますよね。当然町長もご存じだと思います。この条例どのように運用するこの条例はどのように運用されているのか。そこら辺をお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 町の条例の中に定めがありまして、公益法人については、社会福祉法人社会福祉協議会と、以前の町立病院につきましては派遣ができるというふうに定めております。しかしながら町立病院については、独立行政法人ということになりましたので、現在は社会福祉法人化社会福祉協議会に対しては派遣をできるというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 今の答弁だと条例が改正してないんですか。独立行政法人くらで病院と社会福祉法人、鞍手町社会福祉協議会に対して派遣ができるというふうになっているんでしょう。この運用をどうしているのかって聞いているんですよ。派遣職員を町のほうから一方的に押しつけるんですか。押しつけていいというふうにはなってないと思いますよ。この運用をどう考えているのか、はっきりとお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 答弁で独立行政法人くらで病院はできないというふうに答弁をしましたが、公益的法人等への鞍手職員の派遣等に関する条例の中で、現在も独立行政法人くらで病院には派遣ができるというふうに考えております。先ほど田中議員の質問ですが、これは要するに派遣ができるということです。両者の間で合意に基づいて派遣をするということでもあります。したがって私の先ほども答弁しましたように、こちらのほうから派遣をするというふうに話しましたら、それは必要ないと言われましたので、当然ながら現在は派遣をしておりません。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 違うでしょ。この条例の一般的に考えた場合、組織間ですよ。岡崎商店じゃないんですよ。組織間が合意形成を持った上で行っていく条例でしょう。通常で考えると、相手側から職員の派遣をっていう相談を受け、町はこういった職員を派遣しようと思います。そこで合意形成ができて初めて、職員を派遣できるっていうのがこの条例を運用する場合に、どう考えても組織間としての常識はそこでしょうか。相談もないのに派遣します。派遣した職員は局長にします。もう1人つけます。5人おったから3人になる。ただ単に数字合わせでしょう。そうい

ったことが、あなたの行政運営の仕方が大きな問題になっているんですよね。違いますかこれ。この条例の運用の方法は、今私が言った方法以外には考えられない。こちらのほうから一方的に出していいよっていうのが条例、どう読んでもそれが出てこない。過去に鞍手町の美化条例であなたは独特の解釈をしたようだけでも、この条例だけは一步も譲れないよ。恐らくそういった運用の仕方以外に考えられないと思うよ。町長以外に聞くしかないんだけど、そこら辺の答えをちょっとよく整理してお答え頂きます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 どうも私が答弁したことがまだご理解頂いてないようにありますが、先ほども言いましたように、社協のほうから職員を採用したいということでもありました。採用するという事自体は、当然ながら補助金が必要となりますので、町の職員を派遣しても当然ながらそれはこちらとしては支出ってということにもつながるわけですけども、より専門職の職員が事務方をするよりも行政職員が事務方をしたほうが、よりその3人の専門職の方たちが、福祉職として地域に貢献できるという考えから、派遣をする、したいというふうに申出たわけです。しかしながら、社会を社協のほうから、それは必要ないというふうに断られたので、そこに田中議員が言われるように、合意に至りませんでしたので、無理にしているわけでもありませんし、当然ながら、派遣をしていないということで、田中議員が言われるように、両者の合意があって成立するものでもあります。そういうとするものでもありますので、今派遣をしていないということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 話を聞き、町長の答弁で聞いて、そのとおりだなと思う人も多分、今この中にもたくさんおられるでしょう。だけど状況は違うでしょ。社協さんは、自分たちは福祉の専門職というものを求めているんでしょう。その方を採用したいって言ったら町長断ったんでしょう。違うんですか。町長がそれを断って、2名の職員を派遣すると言ったんじゃないんですか。会議録等にはそのように読み取れますよ。その会議の中に私自身が同席したわけじゃないんでね。何ともそこら辺は決定はしませんけども、町長ご自身が自分の行った行為ってということに対して、本当に深く反省をしていただきたいというふうに思いますよ。社協さんに対して、令和6年12月2日、町長が社協さんを役場に呼んで、協議ちゅうか会議を行う。副町長や担当課長を交えてね。その席上で、不当な経営介入を受けたという形で、社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会の会長名で、令和7年1月10日付けで鞍手町議会議長宛に書面が出て、その書面を見たときに、まずこの表題を見て、物すごくショックを受けました。鞍手町町長として、過去にくらて病院の医療崩壊につながるような不当な介入があった。あなたじゃないですよ。前の町長。全く同じことをやってんのか。そのときに、あなたは、病院に対して不当な介入があったんじゃないかということを強く一般質問で訴えられて、ですよね。そういった町長がなぜ社会福祉協議会、社協さんに対してこのようなことを言ったのか。理事会で決定した人事に対して、その決定を取下げ、町長の人事案を採用せいと。理事会での決定を取り下げるために、人事の当事者、理事会で決定した次期局長に対して、自ら辞退しろと。行政と仲よくできないなら、仲よくちゅう意味がよく分からないんだけど、

社協を潰す。とそこまでおっしゃった。潰してもう一度つくればいい。1つの地域に1つないといけないというふうになってね。社会福祉法上数箇所でも1箇所でもいいということで潰した後、ここでは言いませんけど、隣町と社協をつくればいい、そこにして1個で済む。そういった意味合いのものが、あなたははっきりとここで言われている。これ仲よくできないっていうのはどういうことですか。いわゆる町からの委託業務を受入れない。そういうことなんでしょう。これ過去の状況を見てみると、明らかに社協さんを利用していたとしか思えない。委託業務に対して、人件費等が何も付加されていない。そういった状況で社協さんに委託業務をしていただいていた。そういった経緯があるというふうにみうけられます。今後は、そういった委託事業等についてね、やはりしっかりと人件費をつけて、社協さんに引受けてもらうべきものを引受けていただく。そうしないと、自主独立ということにはならない。さらに書面上ではその辺を問われています。しかしながら、議事録と会議録か。会議録等を見ると、一旦潰して、新たに立ち上げればいい。さらには、独立するんだったら、自分ところで利益を上げれ。補助金に頼るなっちゅう補助金出さんぞって言わんばかりですよ。自分の意向に従わなかったら。そういったことを延々とこの会議の中で、あなたがおっしゃっている。そういった権利・権限というのは全くないにもかかわらず、そういったことを発言したことに対して、簡単にお詫びします。行き過ぎた発言があったこと反省しています。先ほどおっしゃいましたが、それだけじゃ済まないでしょう。そういった全てがあなたの町政運営、もしくは政治姿勢、こういったものを示しているんじゃないですか。この、会議事録等の内容というのは、先に行われた鞍手町議会の全員協議会、正式な会議の中で、この書面の内容等について、各議員が内容確認を行うとそのことについては、何ら支障がないよねっていうことを、議長を交えて会議をして、それを認められています。したがって、私は何かこの間、社協さんに状況説明を受けながら、この提出された書面の中身、会議録の中身等を精査しました。明らかにこの会議録が、そのとおり文字起こしされているという根拠がありました。どういうことか意味分かりますよね。その中で、客観的な判断をやはりしなきゃいけないということで、弁護士をはじめ、社会福祉に関する学識者等いろんなつてを使ってコメントを頂いております。明らかに越権行為であって、職権乱用だというふうに、答弁・回答頂いております。これ町長ね、あなたのやっぱり人間性にも出てきているんじゃないですか。議案質疑の折に、質問議員が、あなたは1回言い出したら聞かない。人の意見を聞かない。そういったことまで言われていましたよね。はっきりそのとおり。文言が1字1句間違っていないとは言いませんけども、そういった内容のことを言われておりますよね。まさしくそのとおりだと思いますよ。自分が自分の考えをまずもって示す。それはいいかもしれない。しかし相手もおることですよ。過去はこうだ、あーだってさっきぐたぐた言っていましたけど、失礼。いろいろおっしゃっていましたが、要するに自分を無視して勝手にやったっていうふうに解釈しているんでしょう。相手は違いますよ。自分たちの組織を守るために、しっかりとプロパー職員で今後やっていきたいということで、職員を2名本当は採用したいけど、町の補助金等の絡みもあるんで、今回退職する1名の補填をお願いします。いうふうにおっしゃってましたよ。そういったところをね、やっぱりしっかりと腹を割って、相手の意見を尊重して傾聴して、そして自分の考え

を述べてじゃないと町長っていう立場。これはどんな場合でも付きまとうんですよ。あなたが寝ているときもつきまとう、我々もそう国会と国会議員じゃないんでね。国会議員はその場で言ったこと。会場から出たらその責任はない。それが該当しないんですよ。残念ながら、そういった環境下であって、会議の席においてそういった暴言、もしくは暴走した暴走に近い暴言に近い発言を行った。それはね、やはり誠実性、人間性、そして政治運営、町政運営こういうのに全てにおいて出ているんじゃないんですか。その会議に同席していた担当課長。何で発言とめなかったんですか。なんて言いませんよ。そんな理不尽なこと。これはね、やはり副町長。あなたがしっかりとそのときに制止しなきゃいけなかった。そういう立場じゃないんですか。違いますか。まずそのことをしっかりと胸に抱いていただきたい。そして今回行った社会福祉協議会さん、いわゆる社協さんに対する町長の暴走、これがどういったことにつながっていくのか。これを1つでも許せば、福岡県内にある社協さんと対等な立場でパートナーシップを結んでいる行政と、ここに狂いが出てきますよ。非常によその社協さんも心配されていることだと思います。所管庁が県であるのであれば、副町長自ら県のほうに報告して、今後の対応・対策、こういったものをしっかりと組み上げていく。それを町長はしっかりと受け入れる。それが県から出向していただいている副町長に対する礼でしょう。県に対して県から来ていらっしゃる職員、副町長がおられる、副町長の顔を潰すような、今回のあなたの言動発言、これはね許されるべきではない。あなたも言い過ぎた点は云々って最初に冒頭申されていました。ということは越権行為、職権乱用そういったものがあつたというふうに、認識されていると思います。しかしこれはね、社協さんだけじゃないんじゃないですか。いろんな話を私の情報網も入ってきていますよ。塵芥処理組合の中でも、何かいろいろやったんじゃないですか。違いますか。はぁじゃないよ。そういった自分がやったことを言ったことを相手はどう受け止めたのか。そういったことすら気がついてないんですか。他団体に、他のところの話はしませんけどね。ただここは親議会ですから、塵芥の件についてはそこまで触れさせていただいております。町長アウトだね。終わります。答弁要らんよ。答弁したらまた俺が答えなきゃいけない。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 田中議員のご質問ですが、要するに根拠となる議事録があるということです。テープを2時間会議がありましたので、2時間ほど会議がありました。テープをお聞きになれば、私がどのような発言を淡々としていたかっていうことは分かり頂けると思います。その中で、非常に表現として、私が言ったかどうか記憶にないところもありますが、私としては先ほども言いましたように、1名の方については、当然以前からも慣例として町のほうに相談がありましたので、当然あるものとして思っておりましたけども、それはないまんま事務局長が決められていたということです。そのこともありまして、私自身、社協のほうから相談もなく残念だったなというふうな思いはありました。そんな中で、行き過ぎた言葉があつたかもしれません。そのことについては、今も反省をしておりますし、お詫びをしたいというふうにも思っております。しかし、こういうような、社協と町のなぜこういう行き違いがあつたか、考え方に違いがあつたかというのは、当然社会福祉法人に補助金を出している、根拠といいますか目的が公益上必要があるということで

言えば、地方自治法の232条の2が規定になっております。しかしながら、社会福祉法の第58条の中で、社協に対して実は定められているところがあります。これは地方公共団体は、必要があると認めるときは、当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に補助金を支出しということで、云々あるわけですが、この条例が定めてないために、社協に対してきちっとした目的がなく、今まで曖昧なところで補助をしていたという経緯があります。それが、大きな社協との間の行き違いにつながったのではないかというふうに考えております。したがって、このような行き違いをなくするためには、本来、社会福祉法で定められている、第58条の定めをすることで、全国社会福祉協議会が社会福祉協議会はこのものであるよということで紹介している文書があります。それには、市町村で地域住民をはじめ、民生委員、児童委員、社会福祉法人、社会福祉施設等の社会福祉関係者、保健医療、教育など関係機関の参加協力のもと、地域の人々が住みなれた町で安心して生活できることのできる福祉のまちづくりの実現に向けて様々な活動を行っています。例えば各種の福祉サービスや相談事業、相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。特に市町村社会福祉協議会においては、皆様がお住まいの最も身近な地域で活動しているのが、市町村社会福祉協議会です。高齢者や障害者の在宅生活支援等の多様な福祉ニーズにこたえるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ、様々な福祉サービスや創意工夫を凝らした独自の事業に取り組んでいます。また、地域のボランティア等による地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。社会福祉協議会は、地域の様々な社会資源とネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。社会福祉に関するご相談、ご質問は、最寄りの市町村社会福祉協議会にお気軽にお寄せくださいということで、社協の紹介がされております。そういったことではありましたが、なかなかそのところが、私としては理解できない。住民からいろいろな声を私自身は聞くことができました。そういったことで、先ほども言いましたように、58条で定めている条例。これを県内60市町村で調べてみたところ、45市町村が条例を定めており、その下で要綱なり規則を定めて、社会福祉協議会に対して補助金を出しているというような状況があります。鞍手町にはそれをしていなかったがために、お互いの考えに行き違いがあり、こちらは補助金を出しているという思いと、社協については私たちは民間であるというずれが生じたのが今回の大きな原因だというふうに考えておりますので、この条例を定め、要綱を定めることで補助金を出す目的をしっかりと定めることで、行き違いをなくし今後こういうことがないように、そしてまた社協と町が連携をして鞍手町の社会福祉の向上に貢献をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 先ほど終わると言いましたけれども、全く論点がずれているでしょう。僕は何も社協に対する補助金の額がどうのこうのとか言っていないよ。あなたのとった行動を指摘しているだけです。いろんな話を聞かせておっしゃる。社協さんに対して、うちの職員が、うちの職員っていうわけ。鞍手町の職員さんがあなたに社協さんは何もしてない。それを全く

真に受けて、外部でそれを風潮して、社協さんの名誉を著しく傷つけた。このこともありますよ、今日このことを言わないつもりでしたけどね。そういった姑息で卑怯なやり方で、これ社協のっとりたいんですか。社協私物化したいんですか。だから潰せという言葉にもつながったんじゃないんですか。人事介入やっちゃいけんことでしょうかトップとして。まずあなたもさっきおっしゃいましたが、独立した民間の法人ですよ。全くあなたの権利・権限がおよばないところで、町長という名前のもとで補助金を出しているんだ。補助金を盾にして、餌にして、尻尾振ってこないから潰しちゃえ、そういった考えで、今回の社協さんに対するあなたの高飛車な態度、これが表に出ただけでしょう。発言した内容が分からない。分からないんだったら、音声流しましょうかここで2時間たっぷり。話を聞いているだけで腹立ってきましたよ。何で最後こういったことまで言わないで、あなたの名誉を守って終わってやろうと思ったのに、何でここまで言わなきゃいけない。こういうのを墓穴を掘ったっていうんですよ。しっかりと反省するために、早急に報道機関の前で社協さんに対するお詫びの会見。そしてさらにはさっきあなたが言った条例の制定もしくは現在ある給与に関する条例、これの早急な見直し訂正、そして訂正内容で差額が出たら、4月1日に遡及して支払う。そういった腹づもりでしっかりと対応していただきたい。このことを強く申しつけておきます。あなたが答弁するとまたしゃべらなくなっちゃいけないんで。そこは申しつけておきますのでしっかりと受け止めていただきたい。終わります。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 私が職員からだけ聞いているような今発言でしたが、住民の方々、そしてまた関係する団体の方々、そういった方々からの意見も聴取した中での発言です。それは当然、議員さんであるから、住民の方たちの立場に立ってのお話だと思いますので、そういった各種団体、社協と関わるような団体の方とのご意見も聴取しながら、実際はどうだったのかということも考えていただければというふうにも思いますし、また給与等だとかいうのも、これは社協の中の給与条例で、町の給与規定に準じるというふうにありますので、当然だからそれに準じて給与は社協のほうにお支払いをしております。もう1つ先ほども言いましたように、こういう行き違いがないように条例を定め、要綱できちんと補助を出す目的もしっかりし、鞍手町の社会福祉が向上するように努めていく。これが私の務めだというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） だから、補助金のことについては、そういうふうなきちんとしたものをつくって、きちんとした手続をしてくださと言っているんですよ。社協さんに対して吐いた暴言に対するお詫びの責任のとり方、これはしっかりと先ほど述べたように、各社報道機関の前でしっかりとお詫びをする。そういった行為行動があなたの誠意につながるんだということを申しつけておきますので、しっかりと検討していただいて、私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で田中二三輝議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩いたします。

—— 休憩 14時32分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時45分 ——

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

**一般質問 ③ 西藤典子議員**

質問者：西藤典子議員

答弁者：町長、健康こども課長、総務課長

○的野信之議長 次に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 12番。通告に従いまして質問いたします。まず、こども誰でも通園制度。最近では、これは乳児等通園支援事業と言い換えることが多いようですけれども、これにつきましてお尋ねいたします。この制度は、令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略におきまして、0から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があると。こうした中で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するとしまして、保育所等に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するためとしまして、具体化が進められてきているものです。しかし、ある保育士さんのこれが導入された現場はどうかと思うと頭が痛いとの声からも伺われますが、様々な課題が予想されます。そこでお尋ねいたします。この事業は、どういう事業者・施設で行うとされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。こども誰でも通園制度事業、名称は乳児等通園支援事業となりますが、現行の幼児教育保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠内で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる通園制度です。令和8年度からこども子育て支援法に基づく乳児のための支援給付として全自治体で実施されます。乳児等通園支援事業の事業者としては、年齢区分に応じた乳児室の面積基準を満たす設備や、乳児はおおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児はおおむね6人に1人必要とされる保育士等の設置基準を満たすことな

どを含む運営等について、適切に事業を実施できると認められるものとして認可された事業者が行います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことでありますが、しかし多様な主体の参画を認めるという観点から、対象施設自体は限定しないとされておりまして、保育事業の実績のない営利企業でも、施設の基準を満たせば実施可能とされておりまして、試行的事業を始めた全国118自治体、800事業所のうち、24年8月時点で株式会社立が85事業所もあるそうです。鞍手町は、令和8年度からの本格的実施に向けて、令和7年度は実施形態等の検討を行いますというふうに聞きましたが、この事業に対する鞍手町としての大まかな方向づけといたしますか、そういうものがありましたらお知らせください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。事業実施事業者としては、町内では認定こども園保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点企業主導型保育事業所が想定されますけれども、町の役割としましては、乳児等通園支援事業等の設備及び運営について条例で基準を定め、その基準に基づく事業者の認可や、利用希望者の給付の認定及び利用希望者への給付費の支払いを行っていききたいと思います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そのように町としては認定をすると、そういうことが主な仕事になるのでしょうか。認可の基準に達しているかどうか、そういったことの検討とか、そういった調整とか、認可の基準の確認をされると思います。しかしどうなのでしょう。この利用者間の調整といたしますか、そういったことに対しては、町はどんな働きを、これは直接利用者が園に申し込むと、そういう形になるようなんですけれども、そういう利用者とか事業者間のそういう調整という役割は町は果たされるのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。先ほど発言いたしました町役割としましては、事業者の認可と利用希望者の給付の認定。それから、事業者への給付費の支払いも行います。また事業者との調整等も実施に向けて行ってはいきたいと思っております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） そういうことなんです、それこそ最初にお断りすべきでしたけれども、私の質問の通告の中に、実施主体の条件及び町の役割と書いてありますが、実施主体というのは、用語が適切でなかったような感じがします。実施主体はカットしていただきまして、事業者だけにしたいと思っていますが、今まで聞きましたことを確認したいと思いますが、また直接お聞きしてないこともあります。今お答え頂いたことを確認したいと思いますが、この事業の対象児童は、生後6か月から3歳未満の児童さん、乳幼児さんであるということですね。それから、利用時間は月10時間を上限とする時間であるということ。それから利用方式としまして

は、定期的な利用方式。何月の月に10時間ですけれども、いつ何時何曜日のとかいうような形を決めて、同じ施設に通うという形と、自由に居住地以外の施設も含めて空きがあれば自由に使うと、こういうふうな自由な利用方式。それから実施方式としましては、在園児と合同で実施されるとか、あるいは専用室を設けてそこで実施されるとか、そういったことがいろいろあるということは分かりました。人事配置基準ですけれども、先ほどおっしゃいましたけれども、最低1箇所2人です。2分の1以上は保育士さん資格を持った方でなければならないと、こういうことがあるようですが、しかし、子育ての支援員の活用も認めるとなっておりまして、本来の保育所制度からは随分緩い内容になっているのではないかという気がいたします。この事業いろいろ検討しました結果、この導入実施によって、かなりいろんな問題があるのではないかと危惧しておりますが、町の当局としまして、どういうデメリットといいますかね、問題点があるとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。考えられる問題点としまして、全国的に保育士の人手不足が問題視されている中、実施する事業所としては、保育所、認定こども園等が想定されますが、保育士不足により、こども誰でも通園制度の利用者ニーズに応じた受皿を確保できるかが問題点として考えられます。また、乳幼児を受け入れる事業者側では、頻繁に利用者が入れ替わり、発達状況やアレルギーなどの特性の把握や、環境に慣れていない乳幼児の対応など、通常の保育より、より細やかな対応や配慮が必要となり、保育士等の負担が増えることが懸念されております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私もそういったたくさんの懸念を頂いております。特に、死亡事故、あるいは重大事故、この対象者が6か月から3歳未満ということでございますので、この死亡事故とか重大事故のリスクが1番高い対象児童、乳児ということになりますね。しかも、月10時間上限とするというわけですから、時々しかいかないわけですね。しかも、定期的でなくてもいいと。空いているとどこどこでも行っていいとかなると、こどもは慣れるまでに随分時間かかったり、1日の泣きわめいているとか、そういったことも起こりうる可能性があると思います。そして、死亡事故は1番多いのは、認可外保育施設。これで死亡事故が1番起こっておりますね。そういったようなことを考えますとね、やっぱり認可についての検討もかなり必要ではないかと思いますが、町としてはどのようにお考えでございましょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。町としましては、適切に事業を実施できるかどうかというところは条例で定めて基準を定める予定にしておりますので、その基準に該当した場合には、認可していく形になると思います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） またこの事業は2026年、令和8年度からは自治体を越えた広域

利用が可能となるというふうなことが言われているようですが、そのことについての認識と問題点、そういったものはどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。詳しい利用の形については現在、国のほうが令和6年度試行的事業として行っておりますので、その結果を踏まえて7年度からその結果を分析しまして、いろいろ調整がなされると思います。まず利用については国がシステムを利用して予約をするような形になっておりますので、そこから広域利用が可能になるのかなと思っております。問題点としましては先ほど考えられる問題点として発言しました、やはり利用者が頻繁に入れ替わることにより、保育士等の負担が増えること、先ほど議員がおっしゃいました事項についても懸念される問題点としては考えられます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私思うんですけどね。今やるべきことは、こども誰でも通園制度のような、このような制度ではなくて、全てのこどもたちの保育を受ける権利を保障する観点から、公的な責任で質の高い保育を提供できる制度をつくることではないかと思っております。諸外国では、親の就労にかかわらず、乳幼児期から保育所ができるような制度が、今改善されつつあると聞いております。ぜひそのようにしていただきたいと国にも言わなきゃいけないと思っているんですが、私はそこにも質問通告に書いていますけどね。こういう制度とは別に、私非常に興味を持っております、いい制度だなあと思っているのが、町で実際取り組まれているんですね。乳児または幼児への遊び場の提供の例として、びよびよ広場とかいうようなことがあると聞いておりますが、その実態についてお尋ねいたします。どういうふうに取り組まれているのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。現在子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場の提供を目的に、地域子育て支援拠点事業として、役場新庁舎内母子指導室を利用して週3回、びよびよ広場を実施しております。毎週水曜日和金曜日の午前中は保育士が常駐し、子育て相談等にも対応しております。乳幼児のいる子育て中の親子の親子同士の交流も行われており、広場に参加することで、子育ての孤立化を予防し、また不安感、負担感が軽減され、子育てを楽しんで行えるよう今後も実施していきます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） これの実施主体といいますかそれは町なんですね。で、町の予算で、自己負担はありますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 自己負担はありません。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私この先日ちょっとここを除きましたらね、みんな楽しそうにしていらっしやって、特に保育士さんの表情がとても明るくなった。そして今後は、週5日に増やすん

ですよということおっしゃっておりましてね、こういうことをこそね、やっぱり是非どんどん拡充していただきまして、このこども誰でも通園制度だってことはもうなるべく実施しないという方向で進めていただけたらなあと思っている次第でございます。びよびよ広場につきましては、対象年齢とか、それから今自己負担聞きましたけれども、参加人数とかそういったこと分かりますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 人数につきましては、令和6年度は町内町外関係なく参加していいようになっておりますので、町内のほうが671人、町外の方が43人となっております。以前は1,000人ほど利用者があったんですけれどもコロナでかなり少なくなっておりまして、今少しずつ回復しているというような形です。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 指導していただく保母さんたちの人数とか、待遇とかいうのはどうなっておりますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 先ほど発言させていただきましたが、毎週水曜日と金曜日の午前中に2人ずつ保育士が常駐しております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） もちろん町の職員でいらっしゃいますか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 町が業務補助員として雇用している保育士となります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 会計年度任用職員ですか。そうでもない。直接。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 パート職員となります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） また、ほかにも町の取組のものとしましては、一時預かり事業というのがありますね。これについては聞きましたので、鞍手のあゆみこども園とか鞍手のぞみ園に委託をされておましてね。やっぱり189人とか267人とか、かなりの方が利用されていると。これは内容としましては、どちらかというこのこどもどこでも通園制度に似たようなねことであって、このこどもどこでも通園制度の中でも、これ延長してやってもいいとかいうことも、ありますんですが、私はびよびよ広場こういったことをね、町としても進めていただけたらと思いますが、ほかにも何かびよびよ広場以外にも何かありますよね。それはどうなのですかね。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 それ以外というのは具体的にはどのような事業になるのでしょうか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ぜひそういう形で取り組んでいただける。先ほどこっちと中間でい  
いましたけどねこの、こども誰でも通園制度というのは、あまり進めるべきではないことを申し上げ  
まして、この質問を終わらせていただきます。

次に、会計年度任用職員の病休の遊休化についてでございますが、私は、1年前の3月議会で、  
非正規職員の処遇改善について質問をいたしました。そのときの2号議案には鞍手町会計年度任用  
職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例が提出されておまして、給料、通勤  
手当、特殊勤務手当、議会外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当を給与と  
して認めるとありました。私は何も分かりませんでしたので、すばらしいと希望を抱いたのです  
が、そのあといろいろ聞いていますよ。それはフルタイムの会計年度任用職員に適用するのであっ  
て、鞍手町にフルタイムの職員はいないと。こういうことを聞かされてがっかりしました。全員パ  
ートタイムなので、給与は報酬と期末手当と勤勉手当だけだと。勤勉手当を支給するようになった  
のが、処遇改善の内容であると、こういう答弁でございました。当時、そのとき調べていただいた  
資料によりますと、正規職員の月の平均賃金は29万6,800円。非正規の方の月の平均賃金は  
18万7,068円。11万近くの賃金差がありました。このフルタイムとパートタイムの違いと  
いうのは、勤務時間が7時間と7時間45分の差でございますね。間違いないでしょうか、お尋ね  
します。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムにつ  
きましては、今西藤議員がおっしゃいますように、勤務時間が7時間45分とるのか、7時間でいく  
のかというところでの差でございます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） この件でちょっと私近隣の、ちょっと知り合いの方に何人か聞いて  
みたんですけど、フルタイムが1人もいないっていう、市とか町とか私が聞いた範囲じゃなかった  
んですね。全員がパートタイムっていうことはないというふうな答えを頂きました。なぜ鞍手  
におきましては、フルタイムが1人もいないのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 本町におきましては、今、西藤議員おっしゃいますように、フルタイムの  
会計年度職員は在籍しておりません。この分につきましては、令和2年度から、今まで非常勤職員  
というふうなことを言われていました職員の制度が、会計年度任用職員制度に変わりまして、その  
ときにフルタイムあるいはパートタイムというような制度が線引きされたわけでございます。当時  
本町におきましては、今まで非常勤職員という形で勤務していただいた方をそのまま会計年度任用  
職員という形で現在雇用しているわけですが、やはり現状といたしまして、事務の補助的業務  
の補助的な役割を今担っていただいております。そういったことから、当時フルタイムの会計年

度ではなく、パートタイムの会計年度でもという話になったんだろうというふうに思います。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） 私今までもう80年近く以上生きてきまして、就職しました当初は権利がなかなかなくて、育児休業なんかもありませんでした。給料も少なかったです。ところがだんだん30歳になった頃が、次々に右肩上がりといいますか、働く者の権利が保障されると、強化されると、こういう時期を迎えまして、非常に将来に明るい希望を持つことができた、このことを記憶しております。ところが40近くになりましたときから状況はどんどん変わってきましたが、今までの既得権といいますかそういったものが全然どんどん削られたり。いや、狭められたり、こういったことは続きまして、今のね格差社会、この非正規雇用が非常に多くて賃金格差がある、こういう状況になっていて非常に悲しいなと思っているわけです。何とか、少しでもこの格差を埋めたいと願っています。だからその手がかりがあれば逃さず、改善を願いたいという気持ちを持っております。今回の議会にかかっております10号議案、地域手当の付与はパートタイム中で聞きますと、地域手当の付与が入っておりますけれども、鞍手町では地域手当の付与はパートタイム職員については、他の市町よりも期末手当や勤勉手当を高く支給しているので、この適用は見送ったというようなことを聞きました。非常に残念だと思いました。なかなか機会がないわけですから、手がかりがあれば、ぜひこの格差、11万もの賃金格差の

○的野信之議長 西藤議員。通告以外の質問は…

○12番（西藤典子議員） 質問じゃなくて意見を言っておりますが、思っておりますね。しかも11万円の賃金格差は将来の年金格差にもつながるんですね。そこで町長にお尋ねします。会計年度任用職員の病休の有休化につきまして実施するか、していただきたい。もしするとすれば、どのような内容で実施していただけるか、お尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 ただいまの質問についても担当課長から答弁させます。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 お答えいたします。令和6年の12月2日に人事院規則の一部改正が発出され、地方公務員法の趣旨に沿い、非常勤職員の休暇の見直し等につきまして、令和7年4月1日から適用されるため、本町も人事院規則に基づき、鞍手町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正を行い、今まで無給となっておりました。負傷疾病による療養休暇を有給に改め、4月1日から施行する予定としております。以上でございます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） それはフルタイムの方についての内容でしょうか、お尋ねします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 これは本庁に勤務していただいております。パートタイム会計年度任用職員の方にも適用します。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員） ありがとうございます。ぜひ、そういう形で、GAPの賃金格差の解消のためにね、力を尽くしてください。ありがとうございました。以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○的野信之議長 以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

#### 一般質問 ④ 石井大輔議員

質問者：石井大輔議員

答弁者：町長

○的野信之議長 次に8番議員 石井大輔議員の質問を許可します。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 8番。通告に従いまして一般質問のほう行っていきます。最初に学校給食についてです。昨年12月に鞍手町小中学校PTA連絡協議会より、給食費の無償化についての要望が町長になされたと思います。その後すぐに1月、2月、3月が無償になり、家計に直結する給食費の返還が行われたことに、保護者はみんなすごく喜び大変感謝しております。私のほうにも、喜びの声が多数届き、本当にスピード感のある対応していただいたことにお礼申し上げます。そこでお尋ねいたします。鞍手町小学校中学校PTA連絡協議会の要望に対し、町長のお考えをお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 答弁いたします。今、石井議員が言われましたように鞍手町小中学校PTA連絡協議会より、令和6年12月16日付けで、給食の無償化についての嘆願書を頂いております。令和6年度につきましては、給食費11回のうち9回を無償化、1年分の物価上昇分も補助しております。令和7年度の給食費につきましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給食費の4回分を無償化、1年間分の物価上昇分の補助する新年度予算を計上させていただいているところです。無償化につきましては、国の動きもニュース等で流れておりますので、その動向を注視しながら、無償化への財源が確保されれば実施していきたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 今、町長の答弁でも頂きましたように、令和7年度は4か月分の無償化、そして残りの7か月分の値上げ分を補助すると。そういう内容が計上されていると思います。テレビ等では賃金アップというのがよく報道されていますが、本町の子育て世代の世帯収入はまだまだ低いのが現状だと思います。そんな中での物価の高騰、子育てに必要な野菜やお米のほか卵、そして送迎等に必要なガソリン代等全てが高騰しています。買ってあげたいけど買えない。そんな状況にまで来ているのではないかと考えます。近隣の市町の補助内容を調べてみたところ、部

分的補助や、また1年を通じて半額、そして全額補助、そういうふうに、自治体によって様々な内容でした。そして、近隣の自治体と、本町比べてみると、子育て支援、生まれてから高校卒業するまでの支援としては、本当に鞍手町は進んでいるほうなんだなということを改めて確信したところです。しかし、あと一歩、あと一歩ですね、この支援のほうを拡充することで、この福岡県内で、かなり突出する町になるのではないかと考えます。本町の単費で年間5,000万の給食費の無償化、そう簡単ではないことは十分に理解した上で質問しております。そこでお尋ねします。これからももう少し拡充が期待できるのか、それとももういっぱいやっていただいているのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 今後、育て支援につきましては、本町の第6次の総合計画の中でも中心的な課題の一つになっております。今、石井議員からご紹介頂きましたが、高校生までの医療費の完全無償化につきましても、本町が以前よりも取り組んでいるところです。ただ、給食費の無償化につきましては、石井議員が言われるとおり、近隣でもいろいろな温度差がありながら、取り組んでいるということです。本町といたしましても、財源5が確保できれば、先ほどご紹介頂いたように無償化に向けて取り組んでいるところですが、議案質疑の中で本町の予算が100億円を超える予算は、多いのじゃないかというような質問がありました。しかしながら各課からの、予算要求は110億円を超える予算がありまして、8億円を削減した中での本町の今回の予算というふうになっております。そういった中で、それぞれの各課やりたいことも、ちょっと我慢をしていただきながら今回の7年度の予算を編成しているところでもあり、なかなか現在、財政上厳しい中で、この小中学校の給食費無償化に完全に取り組んでいくというのは今現在ではなかなか難しいところがあります。しかしながら先ほども言いましたように、財源が確保できれば、すぐにでも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 今、国会または福岡県のほうでも給食費の無償化という話をよく聞きますが、何かこういうふうな方向性になりそうとかいうようなお話ではできないかもしれませんが、何か情報等はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 報道等で行われている、今、石破総理のもとでは、令和8年度から小学校の無償化について検討していくというような情報がありました。福岡県知事の話の中でも、小中学校の給食費についての言及はありますが、じゃどうするというようなことまでは、今までのところ私のところには情報は届いておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） もし、何か情報がありましたら、また教えていただければ幸いです。こどもを育てる上で子育てするなら鞍手町というふうにホームページのトップ画面に持ってきてもいいぐらい、今、鞍手町は本当に進んで充実してきていると思います。ぜひとも、また6

月、9月の補正予算等の期待を持ち持ちながら、次の質問に移りたいと思います。

続いて、企業誘致についてです。様々な施策を実行する上で、財源というのは必要になってくると思います。そこでお尋ねいたします。先日の施政方針の中でもありました企業誘致と産業の振興という部分を踏まえ、町長のどのように企業誘致に取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 お答えします。本町では炭鉱閉山後、積極的に企業誘致に取組、これまで約50年間で60社以上の優良企業を誘致してきています。現在では、鞍手インターチェンジ周辺において、民間による開発や県事業の直方・鞍手工業用地造成工事が進められており、今後の企業進出に大きな期待を寄せているところです。本町の企業誘致に関する取組としましては、本年度中山西区にあります町有地の地歴調査や地質調査を実施し、企業誘致に向けた準備を進めております。また鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく固定資産税の免除措置や国及び県の税制上の優遇措置などの情報提供も行っております。今後は県等の進出企業に関わる情報共有や、有給公共用地などの利活用を視野に、鞍手町インターチェンジや北九鞍手夢大橋などの交通の利便性を生かした企業誘致の推進に努めていきたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 本当に残念ながらといいますか、鞍手町は過疎地域認定されているところで、しかし、誘致には有利な過疎地域ならではの、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が使えます。そしてまた、本町の固定、先ほど町長も言われましたが、本町の固定資産税3年間課税免除、これも合わせればかなり有効な内容になっていると思います。しかし、企業誘致を進めていく中で、企業側が求めるもの、その中に人材の確保というものが重要になってくるそうです。近隣の自治体の場合、雇用促進で手当を出したり、そしてまたは従業員が転入してきた際に、1人当たり20万円を支給するなどの奨励金があるようです。私個人的にはですけど、そういう方が通勤してくる場合に、鞍手インターを使って通勤してくるための支援金などがあると、より効果的なのではないかというふうに考えています。そこでお尋ねいたします。本町の優遇措置の拡充はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 企業に対する優遇措置ということだというふうに思います。企業誘致につきましては先ほど答弁したように、準工業用地の用途指定をしているところは、先ほど言いました中山西区用地の約1万㎡しかございません。それ以外のところは、今、民間が開発しているところというところと、あとは無指定のところが、今後造成をすることによって、工業用地として企業を誘致することができるということになります。それには多額の費用とかなりの時間を要するということにもなっております。今人員についてではありますが、これは今全国的に、各企業が人員の確保に苦慮をしているところで、最近この間も、給与の値上げが一斉にありました。ほぼほぼこの企業も満額回答ということで、各企業ともに、人員の確保に当然ながらベースアップと、あと初任給についてもかなり上げているというようなことでもありますし、奨励金、大学を行ったときの奨励

金についても、返済が企業がするというような企業も出ているようです。そういったことで企業努力として、人員の確保を進めているところですが、では鞍手町として各企業の人員確保に対する、どういう助成ができるかということになりますと、鞍手町の中では上場企業の大手の企業から中小零細企業までありますし、多くは零細企業でもあります。そういった中で、人員確保についてどのような助成ができるかということにつきましては、先ほども言いましたように、非常に財政状況も厳しい中でのことでもありますので、今すぐにここでどのようなことができるのではないかなというような答弁は持ち合わせておりません。今後について、企業誘致も含めて、企業が人員確保をどうしていくかについては、今後検討する課題の一つかなというふうに考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 現在、木月にあるタカラスタンドさんでは、造成工事が終わり、今月からですかね、建物の工事のほうに取りかかるというふうに聞いております。工事期間は約2年間、そしてその建設中は豊翔館の跡地を駐車場として利用するそうです。その際に、工事関係者の方が多く1日に400名程度、鞍手町に来られるそうなんです。話の中で出てきたのが、そういう方々が宿泊するホテルっていうのを準備するのがすごく大変だというふうなお話を聞きました。これから、本町も企業誘致を進めていく中で、県外から来る作業員の方も増えてくると思います。そういう方々がホテルを利用する、宿泊するためのホテルを利用するというケースが増えてくると思うんですが、そのほか福岡県だったり、あとは北九州市だったり、大きなスポーツ大会やイベント等があった場合は、インター周辺の大きなバスとか大型車が停まる駐車場があるホテルが大変人気となっております。現在、北九州市では企業誘致加速大作戦というものが発動しているそうです。その措置の内容を見てみると、随分と拡充されたものになっています。その中でも気になったのが、小倉駅・黒崎駅周辺に特化した未来型の要するに次世代型の建物を建設する場合に最大10億円、そして建設費の20%を補助する。また、新規雇用した場合には、1人50万円を支給するというような内容も含まれていました。本町もホテルの建設など、そういうふうの特化した補助ができれば、企業誘致の追い風になるのではないかなというふうに私は考えます。例えば、朝食つきで安価なアルファベット2文字のホテルだったり、あとは受付のときに、社長の顔が貼ったレトルトカレーがもらえるホテルだったり、そういうふうな様々なホテルがあるとよりいいのではないかなというふうに私は考えています。そこでお尋ねいたします。そのように特化した補助を検討してみてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 石井議員のほうから北九州の例を挙げてご説明を頂きました。その中で、ホテルについてもお話がありましたが、ホテルにつきましては民間企業でもありますし、ここで鞍手町でホテルをつくることに対して、費用対効果があるのかどうか。当然ながら民間企業でもありますので、そこに収益性を考えた上で進出できるかどうかという判断になろうかというふうに思います。また駅周辺の開発について、北九州はそれぞれ交付金を出しているということではあります。鞍手町にはJR鞍手駅があります。ここが平成の2年、3年ぐらいだったと思いますけども、

周辺開発ということで一時期計画がありました。しかしながらそれが頓挫してもう約30年以上になるわけですが、今1番問題になるのが、非常に激甚の災害が多いと。特に水害が多いというようなことが、この気候変動で起こっております。固定JR鞍手駅には東側のすぐ横に遠賀川が流れておりまして、このハザードマップ上は駅周辺は3メートル、2メートルから5メートル浸水する浸水想定地域というふうに指定をされております。この浸水想定地域を開発する場合というのは非常に高いハードルがあって、なかなか難しいというふうなこともあります。そういった意味で、この駅周辺開発の声はよく聞くことができますが、なかなかそこまで一步踏み出すということができづらくなっております。と同時に先ほども言いましたように、企業誘致する場合に、やはり企業と町とのマッチング、考え方のマッチングができるかどうかということにもなります。そういった意味で、先ほども言いましたように、企業誘致をする場合の工業用地については、今、中山西区用地しかございませんので、まずはこの中山西区用地に早く企業を誘致したいということで考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 鞍手町全体で、どこかそのようにホテルができるような場所があって、そこにホテルを建てるということが、もう多分これから先、企業・工場が建ってしまった後には、なかなか難しいのではないかなと私自身は考えています。なので、今追い風が吹いている間にそういうふうな政策も十分に検討していただけるといいかなと思っております。そして、ホテルができ、ホテルの利用者が増えると飲食店等がにぎわい、そして企業が進出してくることで雇用の創出が生まれ、その結果、人口減少に歯止めをかける、そのようになればと考えています。本町において、この10年間で約1,800名の人口減少になっております。月平均にすれば、大体15名から20名程度。そしてまた、約169世帯の減少になっています。月にすれば、約1.4件、毎月減少していることになります。この数字が多いか少ないかっていうのは、皆様それぞれ違うんでしょうが、あと私としては、月に1.4件って、意外に少ないんだなっていうふうに思いました。これはやはり昔からお住まいのお父さんお母さんがいる家、そして大きくなって自分で働き出して世帯を持って鞍手町が好きだからといって鞍手町に住んで来ていただいている方々、そういう方々たくさんあると思います。でも、この数字だけを見れば、実家には親が残り、そして成長した子どもが働くために、鞍手町を出ていく、町外のほうに転出されていく。そういうふうにも考えられますが、誰でも生まれ育った町には郷土愛というものがあります。そして、実家に残している両親のことも気になる年齢がやってくると思います。そのため、本町が企業誘致に今以上に真剣に取り組むことで、企業の進出が進み、ここの鞍手町に働くために帰ってくる。そういうふうな可能性があり、人口増加につながるのではないかなというふうに私は考えています。そこでお尋ねいたします。企業誘致に今以上に力を入れてみればいかがかなと思いますが、先ほども答弁頂きました。十分に理解しています。でも、そのお気持ちをお聞かせください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 石井議員が言われるように、やはり鞍手に住もうということ、例えば、移住し

て住むにしても、一旦鞍手から離れたこどもさんたちが大きくなって鞍手に戻ってこようということについても、やはり仕事をするところがあるかどうかというのが一つ大きな要素になります。もちろん先ほどもありましたように、小中学校の教育環境であるとか、教育施設であるとか、また日常生活する上で、買物等の利便性はどうか、交通アクセスはどうか、いろいろ鞍手に進む場合の要素はあるわけですが、やはりそこで生活する上では、当然ながら仕事があり、そこで所得を得て生活するということが必要になってきます。そういった意味で、今ある企業以上に新たな企業を誘致する、そしてまたそこで働くということが、鞍手町の人口減少を緩やかなものにしていくということにつながるというふうに私自身も考えております。そういったことも今回第6次の総合計画の中でうたっております。ただ、しかしながら、先ほども言いましたように企業が来ていただくためには幾つかの条件をクリアしていくということにもなりますし、人口減少につきましても、今、転入と転出についてはほぼ同じぐらい、ここ2年ほど前は、若干転入のほうが多くなっているということもありました。今の人口減少につきましても、どうしてもやはり生まれるこどもさんが少なくなっていく方が多いということが主な原因として、人口減少につながっているというふうに今考えております。そういったことで、人口をなるべく緩やかな減少にするためには、やはり就労人口ということで、鞍手町で仕事をしていただき、こどもを産み育てていただく方たちに鞍手町に住んで頂くということが、緩やかな人口増加、人口減少化、または増加に転じるということにつながるだろうというふうに考えております。そういったことで、私も、企業誘致については、今後も大きく取り組んでいきたいというふうに考えております。しかしながら先ほども言いましたように、幾つかの条件がありますので、まずはその条件をどうやってクリアしていき、企業誘致に結びつけていくかということで、今後も検討し取り組んでいきたいというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井大輔議員） 前向きな回答ありがとうございました。今回はちょっと通告書の内容が1行という短い内容にもかかわらず、最後までご答弁頂きありがとうございました。次回はもう少し通告書の内容を細かく書ければなというふうにしているんですが、なかなかそこがうまくいかないのが実情でありまして、次回からはもう少し細かく書きたいと思います。最後になりますが、本当に皆さんが鞍手町に住む皆さんがワクワクとするような鞍手町をつくっていただけたらなと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。それでは私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で、石井大輔議員の質問を終了します。これで全ての一般質問は終了しました。この際、休会についてお諮りします。明日18日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日18日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は

全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 15時41分 ——  
~~~~~○~~~~~

| 令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号） | | | | | | |
|---|-------------------------|---------------|----------|----------|---------|----------|
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会
日時及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年3月19日 午前10時00分 | | | 的 野 信 之 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 令和7年3月19日 午前10時59分 | | | 的 野 信 之 | | |
| 出席及び
欠席議員 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 | 議席
番号 | 氏 名 | 出欠
の別 |
| | 1 | 許 斐 英 幸 | 出 | 11 | 栗 田 美 和 | 出 |
| | 2 | 田 中 二 三 輝 | 出 | 12 | 西 藤 典 子 | 出 |
| | 3 | 星 正 彦 | 出 | 13 | 篠 原 哲 哉 | 出 |
| | 4 | 宇 田 川 亮 | 出 | | | |
| | 5 | 野 口 美 恵 子 | 出 | | | |
| | 6 | 新 谷 留 晴 | 出 | | | |
| | 7 | 的 野 信 之 | 出 | | | |
| | 8 | 石 井 大 輔 | 出 | | | |
| | 9 | 許 斐 潤 一 郎 | 出 | | | |
| 出席 13人
欠席 0人
欠員 0人 | 10 | 有 働 徳 仁 | 出 | | | |
| | 12 | 西 藤 典 子 | | 13 | 篠 原 哲 哉 | |
| 会議録署名議員 | 12 | 西 藤 典 子 | | 13 | 篠 原 哲 哉 | |

| 職務出席 | 議 会 事 務 局 長 | 武 谷 朋 視 | 出 | 議 会 事 務 局 次 長 | 加 藤 優 | 出 |
|--|---------------|--------------|---|---------------------------------|------------|---|
| 地方自治法
第121条
により説明
出席者の
職氏名 | 町 長 | 岡 崎 邦 博 | 出 | 副 町 長 | 折 尾 敬 敏 | 出 |
| | 教 育 長 | 外 園 哲 也 | 出 | 会 計 課 長 | 小 長 光 弘 平 | 出 |
| | 総 務 課 長 | 梶 栗 恭 輔 | 出 | 都 市 整 備 課 長 | 西 生 卓 矢 | 出 |
| | 福 祉 人 権 課 長 | 田 鶴 原 竜 二 | 出 | ま ち づ く り 課 長 | 高 橋 奈 美 江 | 出 |
| | 税 務 保 険 課 長 | 石 田 克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣 | 出 |
| | 管 財 課 長 | 石 田 正 樹 | 出 | 上 下 水 道 課 長 | 神 谷 徹 | 出 |
| | 健 康 こ ど も 課 長 | 沼 野 葉 子 | 出 | 教 育 課 長 | 森 永 健 一 | 出 |
| | 住 民 環 境 課 長 | 大 村 俊 夫 | 出 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議事日程 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 付議事件 | | 別 紙 の と お り | | | | |
| 会議経過 | | 別 紙 の と お り | | | | |

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月19日 午前10時開議

第4号

- | | | | |
|-------|--------|--|-------------|
| 日程第1 | 議案第12号 | 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第2 | 議案第13号 | 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第3 | 議案第16号 | 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) | (民生産業委員長報告) |
| 日程第4 | 議案第17号 | 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) | (民生産業委員長報告) |
| 日程第5 | 議案第27号 | 鞍手町道路線の認定 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第6 | 議案第28号 | 鞍手町道路線の廃止 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第7 | 議案第29号 | 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第8 | 議案第30号 | 鞍手町コミュニティバス等運行条例の一部を改正する条例 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第9 | 議案第6号 | 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第10 | 議案第7号 | 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第11 | 議案第8号 | 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第12 | 議案第9号 | 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第13 | 議案第10号 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第14 | 議案第11号 | 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第15 | 議案第14号 | 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和6年度鞍手町一般会計補正予算(第6号) | (総務文教委員長報告) |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和7年度鞍手町一般会計予算 | (予算特別委員長報告) |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算 | (民生産業委員長報告) |
| 日程第23 | 議案第24号 | 令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算 | (総務文教委員長報告) |
| 日程第24 | 議案第25号 | 令和7年度鞍手町水道事業会計予算 | (総務文教委員長報告) |

日程第25 議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算

(総務文教委員長報告)

日程第26 閉会中の継続事件

令和 7 年 3 月 1 9 日 3 月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

| | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1 番 許 斐 英 幸 | 2 番 田 中 二 三 輝 | 3 番 星 正 彦 |
| 4 番 宇 田 川 亮 | 5 番 野 口 美 恵 子 | 6 番 新 谷 留 晴 |
| 7 番 的 野 信 之 | 8 番 石 井 大 輔 | 9 番 許 斐 潤 一 郎 |
| 10 番 有 働 徳 仁 | 11 番 栗 田 美 和 | 12 番 西 藤 典 子 |
| 13 番 篠 原 哲 哉 | | |

2 欠席議員は次のとおりである
なし

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜
—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程は、お手元に送信しているとおりです。日程第1 議案第12号から日程第8 議案第30号までの8件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長 民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第12号から議案第30号までの8件について、3月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第12号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うこととなります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審査の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について、改正する必要が生じたため、所定の改正を行うものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第16号 令和6年度鞍手町国民保険事業特別会計補正予算（第5号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第27号 鞍手町道路線の認定は、福岡県が直方・鞍手工業団地へのアクセス道路整備を目的として、町道本村～植木線及び町道下内線の一部を県道新延～植木線のバイパスとして整備するため旧道区間となり、移管を受ける現在の県道新延～植木線について、道路法第8条第1校の規定により、町道認定をするものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、現状道路の路盤が悪いので、県道から町道へ移管する場合は、県のほうへ整備を要してもらいたいということに対し、当局は現在道路の損傷がひどいか所がある。県道の完成まで5年以上かかるそうなので、県のほうへ補修をしてもらい、移管前に再度整備をしてもらうよう要望を行うとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。

次に、議案第28号 鞍手町道路線の廃止は、本議案は県道直方～鞍手線バイパス工事の開通に伴い、不要となった町道藺焼～明道線及び鞍手町役場庁舎移転に伴い不要となった町道役場入り口線の2路線について、道路法第10条第1項の規定により、町道を廃止するものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑もなく、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。

次に、議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画は、地方独立行政法人くらて病院の第4期中期目標を達成するため、同法人において作成された令和7年度から4年間の第4期中期計画の認定に伴い、議会の議決を求めるものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、旧くらて病院の所有について、町が所有しているのか、くらて病院が所有しているのかの質問に対し、現状はくらて病院として登記がなされているとの答弁がありました。今後、旧病院の土地建物について、町と病院が令和7年度より順次協議を始め、処分ができるものについて協議をしていくとの回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第30号 鞍手町コミュニティーバス等の運営条例の一部を改正する条例は、令和7年3月24日より、鞍手町AⅠオンデマンド交通「のる～と鞍手」が本格運用することに伴い、運賃の支払い方法を見直す必要がある必要が生じたため、条例の一部について所要の改正を行うものであります。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑もなく、当局提案どおり全会

一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第１２号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第１３号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第１６号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第１７号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第２７号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第２８号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第２９号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第12号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第13号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第16号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第１７号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２７号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２８号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２９号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第30号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第12号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鞍手町道路線の認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第28号 鞍手町道路線の廃止を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鞍手町コミュニティーバス等運行条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時32分 ——

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

田中議員及び石井議員 退室

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

—— 再開 14時45分 ——

会議を再開します。日程に入る前に田中議員及び石井議員より、議案第6号の採決について態度保留の申入れがありましたので、退出を許可しています。

次に進みます。日程第9議案第6号を議題とします。本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第6号について、3月12日に当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定は、令和7年度から、今後10年間のまちづくりの方針を示した第6次鞍手町総合計画の基本構想の策定について、議会の議決を求めるものです。執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、賛成多数で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第6号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。ここで田中議員及び石井議員の入室を許可します。

(田中議員及び石井議員 入室)

会議を再開します。日程第10 議案第7号から日程第16 議案第15号までの7件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第7号から議案第19号まで、7議案について、3月12日に当委員会におきまして、すいません失礼しました。ただいま議題となりました議案第7号から議案第19号まで、すいません。議案第15号まで7議案について、3月10日に当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査経過と結果について報告いたします。失礼しました。

議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例は、鞍手町の附属機関に新たに設置及び廃止される機関が生じることに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について、所要の改正を行うものです。失礼。主な質疑の内容として、小学校統合準備委員会について、教育環境の充実を図るために、円滑な移行に向けて、PTAなど意見を求めて協議を行ってほしいとのことに対し、今後、協議を行っていききたいとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号 鞍手町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、失礼。国家公務員の一般職の職員の勤務時間休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、鞍手町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部について所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部について、所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。すいませんちょっと花粉症がひどいもので申し訳ございません。聞きづらいと思いますが。

次に、議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、令和6年人事院勧告により国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例ほか5条例について所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は、国家公務員の一般職

の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、人事院規則が改正されたことに伴い、鞍手町職員退職手当支給条例の一部について、所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部について、所要の改正を行うものです。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告をいたしまして、終わります。大変失礼しました。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する、議案第7号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第7号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第8号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第9号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第10号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第11号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第14号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第15号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町職員の勤務時間給休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第17 議案第18号を議題とします。本案は予算特別委員会に付託していましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

○許斐英幸予算特別委員長 予算特別委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題になりました議案18号 令和7年度鞍手町一般会計予算について、3月13日当委員会を開催し、審査をいたしましたので、審査の経過と結果について報告をいたします。なお全員で構成する予算特別委員会ですので、審査の結果については省略いたします。当委員会は慎重審議の結果、原案を賛成少数で否決いたしました。以上。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第18号について、まず賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に反対討論はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算に対し反対討論を行います。

石破内閣の初めての当初予算となる2025年度予算案は、暮らしと平和を壊す大軍拡予算です。軍拡のペースは安倍政権時代の16倍と異常な急増となっており、大企業優遇税制は温存されたままです。1兆円の物価高騰対策などの予備費もなくなり、大企業の春闘は満額回答が出ていますが、中小企業の賃上げには無策です。年金も実質0.8%のマイナスで、13年間で8%も目減りしています。まさに大軍拡と大企業には放漫財政、暮らしには緊縮財政の予算案となっています。鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。そうした中、中学校体育館の空調整備や学校給食費の減免は歓迎されるものですが、4月から4回分と小出しにせず、義務教育であることから、全て無料にするべきです。社会福祉協議会への町長の不当介入と思われる行動も問題です。高過ぎる国保税の引下げや、町独自の介護保険料利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くなど、町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組替えていくことを求めて反対討論します。以上です。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。有働議員。

○10番(有働徳仁議員) 議案第18号 鞍手町一般会計予算について反対の立場で討論します。令和7年1月に任命された1名の地域おこし協力隊員が現在任命されている。その隊員の活動が開始されているが、まだ実績報告や活動内容が不透明である。そういう状況の中で、さらに1名の地域おこし協力隊員の追加となっている地域おこし協力隊活動費は新規の募集内容も明確ではなく、その説明も納得いくものではない。以上を理由に反対討論します。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算について反対の立場で討論を行います。

一般質問で町長は、社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会に対し、言い過ぎた発言を反省していると受け止められる発言をしていたが、いまだ当事者である社協さんに誠意のある謝罪は行っていない。委員会審査や一般質問で確認したが、補助金を査定しているとのことであるが、このことは条例及び規則等には明記されていない。町長の一方的な人事案を押しつけるために、社協さんが希望する採用試験に関する予算を削るなど、卑劣な職権乱用が疑われる予算に賛成はできない。以上。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 先ほど賛成討論のところでは手を挙げたんですが、スルーされたので。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員) 賛成の立場で討論いたします。私は当初、提案された予算案に対し反対の立場をとっておりました。しかし、再度検討を重ね、多くの意見を伺う中で、考えを改め、賛成の立場をとるに至りました。その理由をご説明いたします。

反対していた理由は、2款1項6目の地域おこし協力隊の活動費です。当初は予算における具体的な活動内容が明確に答弁されなかったため、疑問を抱いておりました。しかし、先日一般質問の中で、学校給食や企業誘致について、町長から前向きな答弁を頂き、情報発信の必要性を強く感じるようになりました。この予算案が示す長期的なビジョンには、鞍手町が企業誘致を推進し子育て支援を拡充

する中で、町内外へ情報発信が大きな役割を果たす可能性があるかと確信しております。これにより、地域の発展や住民福祉の向上、そして人口減少に歯止めをかけることにつながると考えます。以上の理由から私はこの予算案を支持する立場をとります。この案が、鞍手町の未来を切り開く重要な一歩であると確信しております。議員各位にもぜひご賛同頂きますようよろしくお願いいたします。

○的野信之議長　ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は否決であります。よって、原案について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。なしと認めます。

(「賛成、反対 同数」となり議長採決。)

それではこれをもって、以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対する採決します。議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算。議長は可決と採決します。

次に進みます。日程第18 議案第19号から日程第22 議案第23号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

○篠原哲哉民生産業委員長　民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第19号から議案第23号までの5件について、3月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。重立った質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審査の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審査の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第23号 令和7年度鞍手町谷山駅パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入りました。慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第19号について、まず反対討論はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。物価高騰がとまらない中、高過ぎる国保税を引下げてほしいという願いは切実です。国は国庫負担割合の引上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。収入のない、生まれたばかりのこどもにまで国保税をかけている状況は変わっておらず、少子化を助長する政策とも言えます。こどもの均等割をなくし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げ、反対討論とします。

○的野信之議長 次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第20号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第21号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第22号について、まず反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第２３号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第１９号 令和７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

（「賛成ボタン」多数あり）

押し間違いはありませんか。なしと認めます。それではこれをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成９ 反対３ よって、議案第１９号は可決されました。

次に、議案第２０号 令和７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（「賛成ボタン」多数あり）

押し間違いはありませんか。ではなしと認めます。それではこれをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成９ 反対３ よって議案第２０号は可決されました。

次に、議案第２１号 令和７年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（「賛成ボタン」多数あり）

押し間違いはありませんか。なしと認めます。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成１０ 反対２ よって議案第２１号は可決されました。

次に、議案第２２号 令和７年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決しま

す。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度鞍手町種山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数あり)

お直りください。挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第23 議案第24号から日程第25 議案第26号までの3件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長 総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま、議題となりました議案第24号から議案第26号の3議案について、3月12日に当委員会におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第24号、令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入り慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第25号 令和7年度鞍手町水道事業会計予算について執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、導水管の補修について、計画はどのようになっているかに対し、導水管の法定耐用年数は40年ということで、厚生省基準を採用し、敷設替えの時期を延長して、令和8年度から更新を行っていくとの答弁がありました。また、漏水に関する事前調査は行わないのかということに対して、水道管の漏水について、漏水が出た場合に行い、事前調査は行わない。下水については、陥没事故等が知られているか、県からの調査依頼で直径2m以上の管を有する事業体に調査依頼が来ている。庁内では該当するものはありませんと回答がっております。失礼。また家庭で漏水があった場合に、指定業者でないと補助金の対象としての工事が受けられない。民地は補償対象外で、民地であっても、指定事業者と連絡がとれるように周知をしてほしいとの意見に対し、ホームページ上でお知らせはしているが、もっとPRを行っていきたいとの答弁がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算について、執行部同席のもと詳細説明を受け、質疑に入り、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上、審

査の経過と結果の報告を終わります。

○的野信之議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第２４号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第２５号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第２６号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第２４号について、まず反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２０号について、まず反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第２６号について、まず反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第２４号 令和７年度独立地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第２４号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号 令和７年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって、議案第２５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号 令和７年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

お直りください。挙手多数です。よって議案第２６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第２６ 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第７４条の規定に基づき、お手元に配信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり、継続審査することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第2回定例会を閉会します。

—— 閉会 10時59分 ——
~~~~~〇~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長                      的 野 信 之

議員                      西 藤 典 子

議員                      篠 原 哲 哉